

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年4月30日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・パークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman,
KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡田 春奈
同 中村 美子
同 石丸 莉 誇
同 餅原 波音
同 北泉 隆之
同 賀来 文恵

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
マイスターズ・コレクション
(UBS Universal Trust (Cayman) -
Meister's Collection)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 資産成長型：
20億米ドル(約3,116億円)を上限とします。
毎月分配型：
20億米ドル(約3,116億円)を上限とします。
(注)米ドルの円貨換算は、令和8年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀
行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=155.81円)によります。
以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによる
ものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - マイスターズ・コレクション

(UBS Universal Trust (Cayman) - Meister's Collection)

(注) マイスターズ・コレクション(以下「ファンド」といいます。)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの資産成長型および毎月分配型の受益証券(以下「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)は記名式無額面受益証券です。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

資産成長型:

20億米ドル(約3,116億円)を上限とします。

毎月分配型:

20億米ドル(約3,116億円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、かかる表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

各受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日(以下に定義されます。)に適用される受益証券1口当たり純資産価格

(注) 発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5)【申込手数料】

購入価額に対して1.10%(税抜1.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。

詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。

(6)【申込単位】

1口以上1口単位

(7)【申込期間】

2026年5月1日(金曜日)から2027年4月30日(金曜日)まで

(注1) 申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注2) 申込みの取扱いは各取引日(以下に定義します。)に行われ、日本における販売会社の申込締切時間(日本時間午後3時)までとします。

(注3) 上記時刻以降の申込みは、翌国内営業日(以下に定義します。)の申込みとして取り扱われます。

(8) 【申込取扱場所】

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(以下「三井住友銀行」、「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。)

(注) 日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

投資家は、国内約定日から起算して4国内営業日までに、販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額の支払いが求められることがあります。

「国内約定日」とは、購入または換金(買戻し)の注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、取引日の翌国内営業日)をいいます。以下同じです。

「取引日」とは、2018年10月1日およびそれ以降の各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「国内営業日」とは、東京の証券取引所が取引を行う日および東京の銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所が取引を行う日ならびにニューヨーク、東京、ロンドンおよびダブリンの銀行が営業を行う日(土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所におけるその他の日をいいます。以下同じです。

(10) 【払込取扱場所】

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項ありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

三井住友銀行は、管理会社との間の、2018年8月8日付で締結の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、UBS証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の証券会社または銀行に配布する等の業務を行う協会員をいいます。

(八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドル貨または円貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と米ドル貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。買戻代金についても同じです。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

ファンドの投資目的は、通常の市況の下、主にインカムを生み出す債券および株式（社債、転換社債、普通株式および優先株式を含みますがこれらに限定されません。）に間接的に投資を行うことで、インカムゲインまたはキャピタルゲインを得るオプションを投資者に提供することです。ファンドは、ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド（以下「投資対象ファンド」といいます。）の米ドル・配当クラス受益証券に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるグローバル・マルチ・ストラテジーのシリーズ・トラストです。ファンドは、現金（米ドル）およびマネーマーケット証券（コマmercial・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。）を保有することもできます。

純資産総額の上限は、資産成長型受益証券について上限20億米ドル、毎月分配型受益証券について上限20億米ドルです（ただし、管理会社が、その裁量により純資産総額の上限に達してない状況でも募集の停止を行う場合があります。）。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下「基本信託証書」といいます。）および2018年8月3日付の補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に異なるクラスおよび/もしくはシリーズの受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

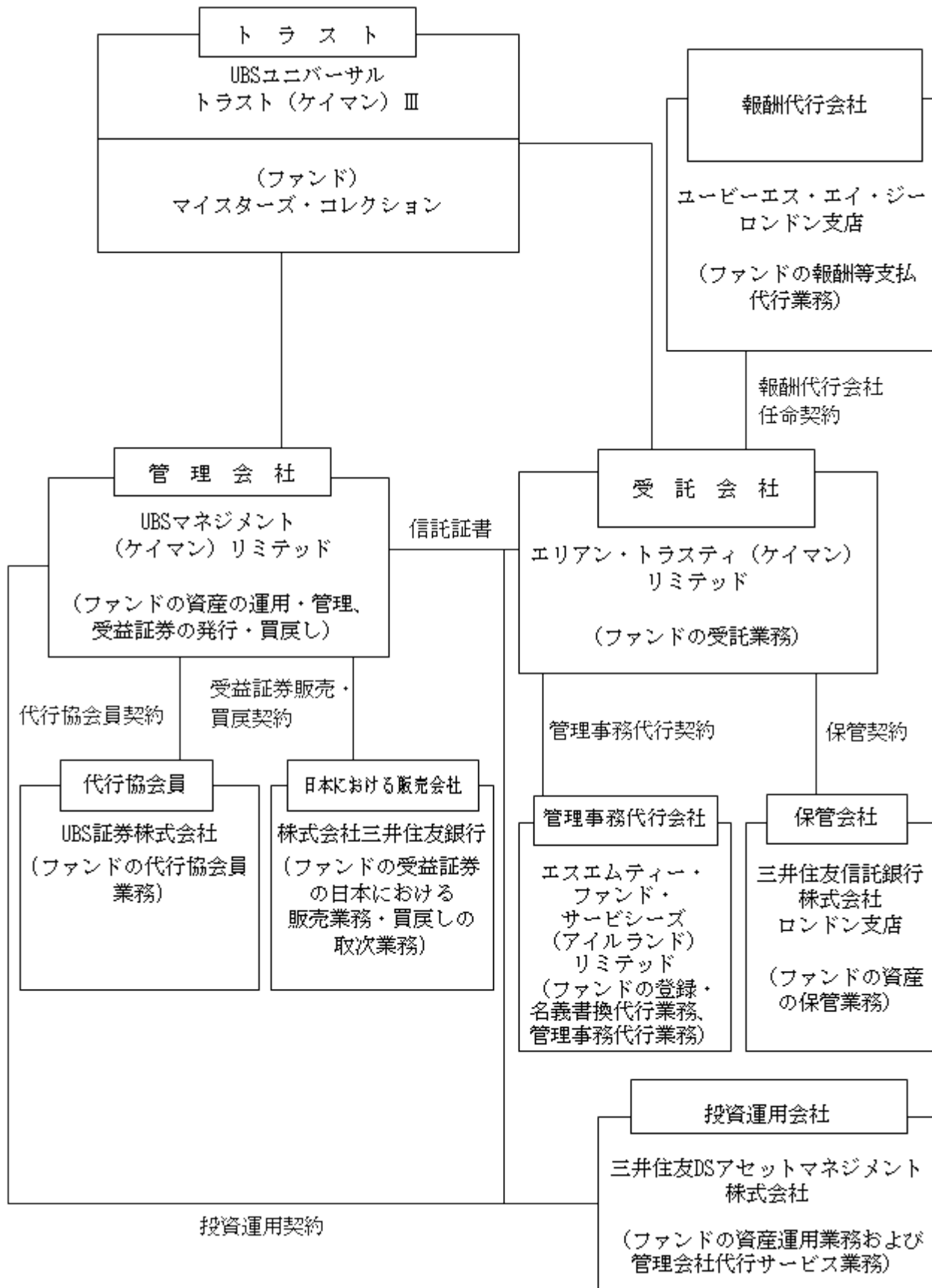
管理会社はケイマン諸島の会社法（その後の改正を含みます。）（改正法）（以下に定義されます。）に従って、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

（2）【ファンドの沿革】

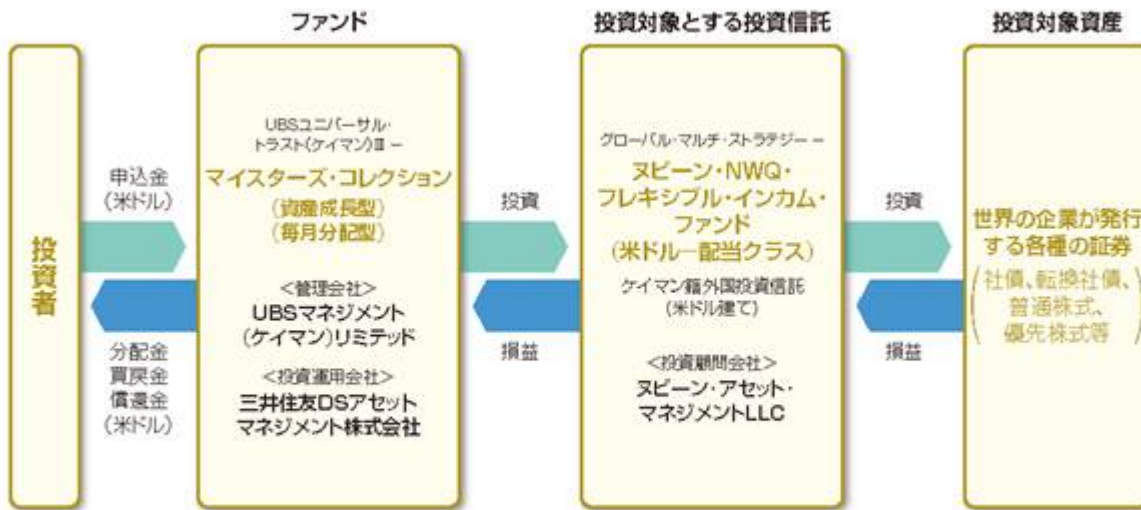
2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2018年8月3日	補遺信託証書締結
2018年9月28日	ファンドの運用開始
2024年3月1日	修正信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- ・ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(米ドルー配当クラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の企業が発行する各種の証券(社債、転換社債、普通株式、優先株式等)となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))	保管会社	2018年8月8日付で受託会社とスミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッド(以下「旧保管会社」ということがあります。)の間で締結の保管契約(注1)において、保管会社の業務について規定しています。2020年3月2日付で受託会社、旧保管会社および保管会社の間で締結の更改証書(以下「更改証書」といいます。)により、旧保管会社の権利、義務および責任は、保管会社に更改されました。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2018年8月9日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注2)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年2月22日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2018年8月8日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年3月1日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2018年8月8日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

- (注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。
- (注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。
- (注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年2月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約11,452万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45)	735,000株 (100%)

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下「信託法」といいます。))に基づき登録されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。))により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一

定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服しないと約取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できません。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、(CIMAが免除する場合を除き)募集書類を発行しなければなりません。募集書類は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報を記載しなければなりません。ファンドは、募集書類を、ファンドについての詳細を記載した登録申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

継続的にファンドの募集が行われている場合には、募集書類の情報に重大な影響を及ぼす変更があった場合、当該変更から21日以内に修正した募集書類をCIMAに提出する義務があります。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示することはありませんが、規制対象となるミューチュアル・ファンドに関する募集書類の内容について、随時、規則または方針を発表または改訂することがあります。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないか、または履行できなくなるおそれがあること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 下記を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY 1 - 1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクウェア、私書箱493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)(以下、「本監査人」といいます。)です。

ファンドは毎年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を翌年の4月30日までにCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了します。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。投資

信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に定義される運用報告書は、受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づきミューチュアル・ファンドとして規制されます。受託会社の親会社であるインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可されています。)は、ミューチュアル・ファンド法の要件に従ってトラストの主たる事務所を提供します。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとして

いる場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドは当初、以下の2つのクラスの受益証券を有します。

- () 資産成長型(米ドル建て)、および
- () 毎月分配型(米ドル建て)

・投資目的

ファンドの投資目的は、通常の市況の下、主にインカムを生み出す債券および株式(社債、転換社債、普通株式および優先株式を含みますがこれらに限定されません。)に間接的に投資を行うことで、インカムゲインまたはキャピタルゲインを得るオプションを投資者に提供することです。ファンドは、投資対象ファンドの米ドル-配当クラス受益証券に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるグローバル・マルチ・ストラテジーのシリーズ・トラストです。

ファンドは、現金(米ドル)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証券および国債を含みますがこれらに限定されません。)を保有することもできます。

投資運用会社は、投資対象ファンドならびに現金(米ドル)およびマネーマーケット証券により構成されるファンドのポートフォリオ(以下「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。)について、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、毎月一定額の収益を発生させる場合があります。当該収益のうち毎月分配型に帰属する部分を分配日(以下に定義されます。)ごとに当該クラスの受益証券の保有者に分配することを意図しています(下記「(4)分配方針」に詳細を記載)。

投資ガイドライン

管理会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」といいます。)を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、サブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行います。また、投資運用会社は、投資対象ファンドの投資対象資産をモニターし、サブアドバイズド・ポートフォリオにおける投資対象ファンドのエクスポージャーの比率管理等を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

- (a) 投資対象ファンド、および
- (b) 米ドル(現金)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証券および国債を含みますがこれらに限定されません。)。疑義を避けるために付言すると、オーバーナイトの現金残高は、スイープビークルで保有されることがあります。

投資運用会社はショートポジションを取ってはならず、また投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにデリバティブを使用してはならず、さらにファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってサブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。純資産総額とは、受託会社の指揮監督の下、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファンドの負債を控除した額をいいます。純資産総額は、特に、管理事務代行会社によって決定される投資対象ファンドの価値に基づき、各評価日に計算されます。「評価日」とは、各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

投資対象ファンドは米ドル建てであり、他の通貨へのヘッジは行われません。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

■ ファンドの目的

実質的に主として、相対的な価値とリスクのチーム評価に基づき、資本構造全体にわたり企業が発行する各種の証券※に投資を行うことで、高いインカム収益と魅力的なリスク調整後の収益の提供を目指します。

※各種の証券とは社債、転換社債、普通株式、優先株式等を指します。

■ ファンドの特色

- 1 実質的に主として世界の企業が発行する各種の証券に投資します。
 - ・投資運用会社は、世界の企業が発行する各種の証券に投資を行う投資対象ファンドの受益証券に主に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
 - ・ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - ・投資対象ファンドの実質的な運用は、世界有数の資産運用会社であるNuveen, LLCの傘下にあり、独自のユニークなボトムアップ・アプローチによる銘柄選択に強みを持つヌビーン・アセット・マネジメントLLCが行います。
- 2 (資産成長型)と(毎月分配型)からお選びいただけます。
 - ・(毎月分配型)では、毎月12日(取引日でない場合、翌取引日)の分配宣言日に分配を決定します。分配金は、原則として日本における販売会社へのファンドからの入金から起算して4国内営業日目(毎月21日頃)に支払われます。

分配方針

(資産成長型)

原則として分配は行わない予定です。

(毎月分配型)

原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社が1口当たり純資産価格の水準等を勘案して分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

II. 投資対象ファンドに関する情報

投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、投資対象ファンドの投資運用会社であるヌビーン・アセット・マネジメントLLC(以下「投資対象ファンド投資運用会社」といいます。)による相対的な価値およびリスクの評価に基づき資本構造全体にわたって企業が発行する各種の証券に投資を行うことで、高水準のインカム収益および魅力的なリスク調整後の収益を提供することです。投資対象ファンドの基本通貨は米ドルです。

投資対象ファンドの投資方法

投資対象ファンドの投資目的を果たすため、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの投資対象を選定するにあたり、ポジティブなリスク/リターン特性を有する割安な銘柄の特定を目指した綿密なリサーチ中心の投資プロセスを採用します。

投資対象ファンド投資運用会社の投資方法は、ボトムアップのファンダメンタルな方法に基づくものです。チームは、個別の企業を単に銘柄としてではなく企業として理解することに注力した独自のリサーチを行います。この手法には財務書類の正確な評価が含まれ、損益計算書のみならず、以上の、貸借対照表およびキャッシュフロー計算書の分析に重点を置いています。チームは、こ

のプロセスによって企業の経済的収益性、キャッシュフローおよび資本利益率を真に理解することができると考えています。

投資対象ファンド投資運用会社の投資プロセスでは、企業の資本構造における特定の有価証券の魅力に注目し、リスクとリターンのバランスが適切であって他の類似の有価証券と比べて割安であると投資対象ファンド投資運用会社が考える有価証券への投資を目指します。ある企業が良好なりスク/リターン特性、魅力的な評価もしくはカタリストを有しなくなったと投資対象ファンド投資運用会社が考える場合、投資対象ファンド投資運用会社が企業の資本構造においてより良い代替銘柄を特定した場合、またはある企業がその配当もしくは利子の支払いを停止し、もしくは停止する予定である場合、下記の金融デリバティブ商品の使用を含め、投資対象ファンド投資運用会社は、有価証券の売却または有価証券に対するエクスポージャーの削減を選択する場合があります。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、様々なポートフォリオの投資対象(米国または非米国企業の債券および株式を含みますがこれらに限定されません。)に投資します。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの勘定で投資することのできる債券には、社債、モーゲージ証券、課税対象地方債、ならびに米国政府債および米国政府機関債が含まれますがこれらに限定されません。優先証券は、一般に固定または変動利率の配当を投資者に支払う企業発行体により発行される有価証券であり、配当支払いおよび会社資産の清算において普通株式に優先しますが、優先債務および劣後債務の両方を含む他の多くの形態の企業債務に劣後します。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、優先証券、および購入時の投資適格格付より格付が低い債券、または同等の性質を有する格付のない有価証券に対し、制限なく投資することができます。これらの有価証券は、非投資適格証券ともいい、所定の利子または元本支払いが不可能となるデフォルトリスクがより高くなることから、その投資者を補償するために概して高いインカムを提供します。したがって、投資対象ファンドの純資産価額のボラティリティーは比較的高レベルとなっています。

投資対象ファンドにより保有される有価証券の平均満期期間または平均実効デュレーションに制限はありません。

通常、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、その投資目的を果たすため、投資対象ファンドの資産の実質的に全てを投資します。投資対象ファンドの資産の全てがその投資目的に従って投資されない限りにおいて、投資対象ファンド投資運用会社は、短期市場の検討に基づき投資決定を行うことができ、この場合、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、ポートフォリオ証券を頻繁に売買することができます。一時的な防御の目的上、投資対象ファンド投資運用会社は、高いキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフロー期間を含め、投資対象ファンドの投資方針および投資制限から一時的に逸脱する場合があります。かかる期間中、投資対象ファンドはその投資目的を達成することができないことがあります。

ベンチマーク

投資対象ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・パークレイズ米国総合インデックスです。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドのパフォーマンスを評価するにあたりベンチマークを検討しますが、ベンチマークのパフォーマンスを追跡することは、投資対象ファンドの投資目的ではありません。

エクスポージャーに関する制限

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で保有される投資対象のポートフォリオが、以下のとおり構成されるように確保します。

- (a) 購入時の評価による投資対象ファンドの純資産総額の65%以上を、優先証券および債券に投資します。
- (b) 購入時の評価による投資対象ファンドの純資産総額の35%を超えて、普通株式、転換証券、預託証券、およびエクイティの特徴を有するその他の証券全体に投資してはなりません。
- (c) 政府債および政府機関債に関するものを除き、

- (i) 証券の購入時に評価される場合、投資対象ファンドの純資産総額の5%を超えて、個々の発行体により発行される証券に投資してはなりません。
- (ii) いかなる時点においても、投資対象ファンドの純資産総額の8%を超えて、個々の発行体により発行される証券に投資してはなりません。
- (d) 証券の購入時の評価による投資対象ファンドの純資産総額の30%を超えて、世界産業分類基準に従って評価される一つのセクター(金融サービス部門を除きます。)に投資してはなりません。
- (e) 証券の購入時に評価される場合、投資対象ファンドの純資産総額の25%を超えて、世界産業分類基準に従って評価される一つの産業(金融サービス部門を除きます。)に投資してはなりません。
- (f) 証券の購入時に評価される場合、全体で投資対象ファンドの純資産総額の50%を超えて、非米国企業の米ドル建ての証券に投資してはなりません。
- (g) 投資対象ファンドは、いかなる会社においても、発行済株式総数の5%を超えてその会社の株式を保有してはならず、または、優先証券および債券の場合は、いかなる個々の発行体についても、その発行済みの優先証券および債券の10%を超えてその発行体の優先証券および債券を保有してはなりません。
- (h) 購入時の評価による投資対象ファンドの純資産総額の10%を超えて、仕組債に投資してはなりません。

投資制限

投資対象ファンドの資産合計の50%以上は、金融商品取引法第2条第1項に定める「有価証券」(金融商品取引法第2条第2項に基づき有価証券とみなされる同項各号に記載の権利を除きます。)の意味の範囲内で投資されます。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、以下を遵守します。

- (a) 投資対象ファンド投資運用会社が運用する全ての集団投資ファンドが保有する一会社(投資会社を除きます。)の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。
- (b) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、投資対象ファンドが保有するすべての当該投資対象の総価値が投資対象ファンドの直近の利用可能な純資産総額の15%を取得直後に超えることになる場合、当該投資対象を取得してはなりません。当該投資対象の評価方法が、投資対象ファンドの目論見書において明確に開示され、かつ当該投資対象の価格の透明性を確保する目的で、適切な措置が講じられている場合、当該投資対象の取得は制限されないものとします。
- (c) 投資対象ファンド投資運用会社自身またはその取締役といかなる取引をも本人として行ってはなりません。
- (d) 投資対象ファンドの受益者の利益を損なうか、または投資対象ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(投資対象ファンド投資運用会社または受益者ではない第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限定されません。)を行ってはなりません。
- (e) 投資対象ファンドの目論見書に記載の借入方針に従ったものでなければ、いかなる借入をも負担してはなりません。
- (f) 投資対象ファンドの純資産総額の5%を超えて、投資信託の受益証券および/または投資会社の株式に投資してはなりません。ただし、上場投資信託への投資は許可されています。
- (g) 単一の発行体のエクイティ、エクイティ関連証券またはデリバティブの原証券(以下「エクイティ・エクスポージャー」といいます。)が投資対象ファンドの純資産総額の10%を超える場合(当該エクイティ・エクスポージャーは一般社団法人 資産運用業協会(以下「IMA」といいます。)の規則に従って計算します。)は、これを保有してはなりません。ただし、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、かかる制限において考慮されることはありません。
- (h) 単一の発行体の債券、債務証券またはデリバティブの原証券(以下「債券エクスポージャー」といいます。)が投資対象ファンドの純資産総額の10%を超える場合(当該債券エクスポージャーはIMAの規則に従って計算します。)は、これを保有してはなりません。ただし、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、かかる制限において考慮されることはありません。

せん。かかる目的上、以下の債権に対するエクスポージャーは、以下に掲げるとおりとします。

- (1) I M A Jの自主規制委員会の委員会決議により選定された国および地域の中央政府、中央銀行および地方政府またはかかる事業体により設立された政府機関により発行または保証される債権は、ゼロとみなされます。本書の日付現在、かかる選定された国および地域は、日本、アイルランド、米国、イタリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、英国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルクおよび香港です。
- (2) 現地通貨建てで、選定された国ではない国の中央政府、中央銀行および地方政府またはかかる事業体により設立された政府機関により発行または保証される債権は、ゼロとみなされます。
- (3) 国際機関により発行または保証される債権は、ゼロとみなされます。
- (i) デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。)が、投資対象ファンドの純資産総額の10%を超える場合(当該デリバティブ・エクスポージャーはI M A Jの規則に従って計算します。)は、これを保有してはなりません。かかる目的上、120日以内に満期が到来する外国為替取引(ノンデリバラブル・フォワードを除きます。)のためのデリバティブ・エクスポージャーは、ゼロとみなされます。(注記:担保を伴う取引の場合、当該担保の評価額は控除することができ、発行者その他に対する支払債務がある場合、当該債務額は控除することができます。)
- (j) ある発行体またはカウンターパーティー1社に対するエクイティ・エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーが、合計で投資対象ファンドの純資産総額の20%を超える場合、当該発行体またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

いずれかの時点で、出資および払戻し、または市場価格の変動により(I M A Jの投資方針に基づく制限である)制限(g)、(h)、(i)および/または(j)からの逸脱がある場合、投資対象ファンド投資運用会社は、1か月以内にかかる投資制限に従うために、前述の投資制限に従うための措置を講じます。かかる違反を認識した時点で、また違反を治癒するための措置を完了した時点で再度、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの受託会社、受益者に対し、かかる認識および違反の是正について個別に報告します。

上記の投資制限に関して、投資対象ファンド投資運用会社は、特に、投資対象ファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、投資対象ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、投資対象ファンド投資運用会社は、ある違反が確認されてから合理的な期間内に、前記投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

■ 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

nuveen A TIAA Company	
<ヌブーン・アセット・マネジメントLLCの概要>	
設立 1989年	従業員数 401名(うち385名が運用担当)
運用資産残高 約3,133億米ドル(約49.1兆円)	平均業界経験年数 約21年

〈Nuveen, LLC:広範な資産クラスへの投資体制を整備〉

グローバル株式・債券などで幅広く戦略を提供している運用会社に加えて、不動産、クレジット、リアルアセット、コモディティなどの各分野に特化した運用戦略を提供している運用会社を傘下に持ちます。

Nuveen, LLCは、さまざまな分野でそれぞれ強みのある運用会社を傘下に持っており、ヌブーン・アセット・マネジメントLLCは其中でも企業分析に強みをもった運用会社です。

(注1)データは2025年12月末現在。

(注2)運用資産残高は同時点の為替レート(1米ドル=156.83円)で換算。

(出所)ヌブーン・アセット・マネジメントLLC、Nuveen, LLCのデータを基に投資運用会社作成

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド、保管会社である三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、U B S グローバル・マーケット・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのU B S のエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、S P Vおよび保険商品を含むU B S の包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でL L Mを取得しています。パパベリン氏はC A I Aの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ（「バラ」）・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービズ（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービズ（ケイマン）リミテッド（以下「O F S」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ピークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

O F Sでは、取締役、登録名義書換代理人（以下「R T A」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、R T A / 株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービスズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

ファンドは、各月ごとに一定の額の収益をあげる可能性があります。現在のファンドの分配方針は以下の通りです。

- () 資産成長型受益証券については無配とし、
- () 毎月分配型受益証券については、かかるクラスの受益権保有者に対して、各分配日に関して対応する分配期間に係るキャピタルゲインを超過する可能性がある毎月分配型受益証券の投資元本から支払われる各月ごとの分配金(投資対象ファンドにおける受益証券の現金化)(以下「月次分配金」といいます。)を支払います。毎月12日(取引日ではない場合、翌取引日)が分配宣言日とされます。分配日とは、分配宣言日の4ファンド営業日目の日(以下「分配日」といいます。)をいいます。

各分配日に支払われる分配金の額は、管理会社の独自の裁量によって、数ある要素の中でも各月の受益証券1口当たり(1)投資対象ファンドからの実現および未実現キャピタルゲインおよび(2)諸経費を考慮に入れて決定されるものとします。

さらに、投資者は、管理会社が適切とみなす事情がある場合には、毎月分配型受益証券の投資元本を使用する選択肢にかかわらず、管理会社が毎月分配型受益証券に関する月次分配金を当該月に支払わないと選択することができることに留意することが重要です。管理会社がかかる選択をするのは、管理会社の独自の裁量で、ファンドの投資目的および方針が前月よりマイナスの実績をもたらしたまたは管理会社がかかる選択を行うことが適切とみなすような低い実績をもたらしたと判断する場合を含みますが、これに限りません。

全ての宣言された月次分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金を控除します)。分配金は関連する分配登録日に毎月分配型受益証券の受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。分配登録日とは、各分配宣言日の直前のファンド営業日または管理会

社が決定するその他の日をいいます。かかる分配金は、0.005は切り上げた上で、小数第2位に四捨五入されます。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たりの純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

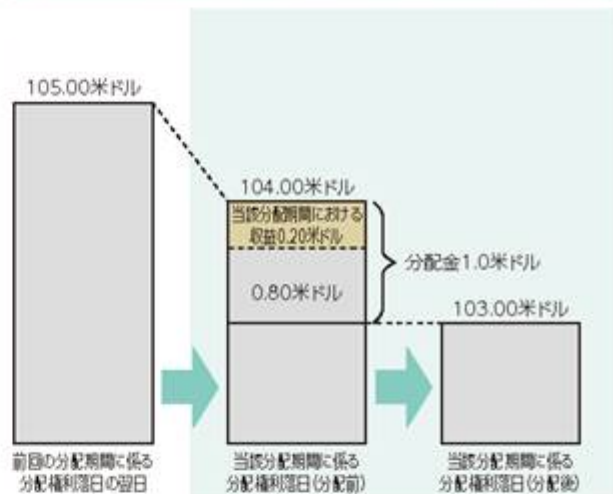
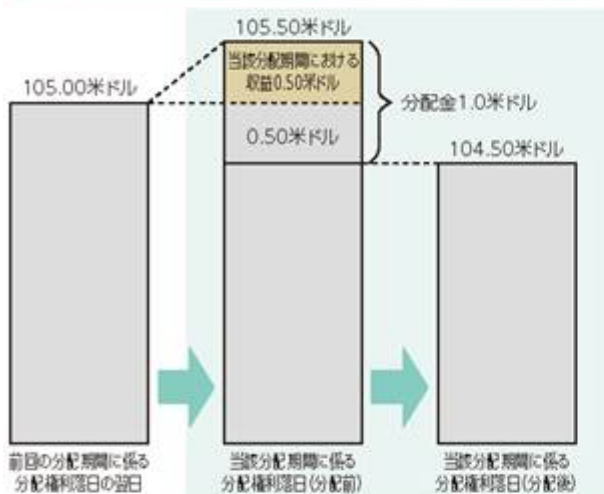


- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配権利落日における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配権利落日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配宣言日の翌日から次の分配宣言日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配権利落日から1口当たり純資産価格が上昇した場合

前回の分配期間に係る分配権利落日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す

※ 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、私募債、非上場株式、または不動産などの直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)が公表する外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(随時改訂または差し替えられる場合があります。)が要求する価格の透明性を保証する目的で、適切な措置が講じられている場合は、この例外とします。上記の比率は、購入時または現在の時価のいずれかで計算することができます。
3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、ファンドの直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、買収の結果、受託会社、もしくは管理会社(または代理人)が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社の合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある企業の株式またはある投資信託の受益証券で、発行会社1社における当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が当該純資産総額の10%を超える場合(当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)は、ファンドの勘定で当該企業の株式または当該投資信託の受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分(以下「債券等エクスポージャー」と総称します。)が純資産総額の10%を超える場合(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で() (上記(6)項に規定する株式または受益証券以外の)有価証券、() (上記(7)項に規定するデリバティブ以外の)金銭債権、および()匿名組出資持分を保有してはなりません(注記:担保を伴う取引の場合、当該担保の評価額は控除することができ、発行者その他に対する支払債務がある場合、当該支払いの債務額は控除することができます。)
9. 管理会社(または代理人)は、ある発行会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該発行会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。
10. 外国不動産投資信託受益証券以外のファンドの受益証券に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生しうる危険に対応する額としてあらかじめ管理会社または運用会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行うものでないこと((注)「デリバティブ取引等」とは、金融商品取引法第2条第20項に定義されるデリバティブ取引(有価証券、金利、外貨もしくはその他の金融商品または指標に基づく上場または非上場の先物、オプション、スワップおよび同様の取引を含みます。)をいい、さらに上場または非上場の新株予約権証券および新投資口予約権証券ならびに商品デリバティブへの投資を含みます。)

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に依じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、()管理会社(またはその代理人)が新規に拠出する資産の初期投資を行っているスタートアップ期間に、および/または() (a) ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b) ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

リスク要因

1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、1口当たり純資産価格は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

1口当たり純資産価格の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

主な変動要因

価格変動リスク(株式市場リスク)

株式の価格の下落は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、実質的にファンドが投資する個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、1口当たり純資産価格が大きく下落する要因となります。

価格変動リスク(債券市場リスク)

債券の価格の下落は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

価格変動リスク(信用リスク)

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。

これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

なお、後述の「投資する各種の証券の固有の留意点」もご参照ください。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建て資産に投資するため、米ドル貨から投資する場合には、為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

カントリー・リスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

投資する各種の証券の固有の留意点

転換社債

転換社債は、株式と債券の二つの特徴をあわせ持ち、所有者が株式に転換すると株価の上昇による利益を得ることが期待できます。転換社債の市場価値は、金利の上昇に伴って下落する傾向があり、発行会社の普通株式の市場価格の下落によりマイナスの影響を受ける傾向もあります。また、発行体が、財務状況または市況の変化を受けて、配当金または利息および元本を期日に支払う義務を履行できないリスクがあります。

優先株式

優先株式は、普通株式に比べて剰余金の配当を優先的に受ける、あるいは残余財産の分配を優先的に受ける、あるいはその両方について優先的に受けるという権利を持つ株式です。会社の資本構成における債券およびその他の負債証券に劣後するため、それらの負債証券よりも大きな信用リスクを負います。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日(以下に定義します。)より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a)ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b)投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c)ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d)単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

あるクラスの受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益)は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象ファンドまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、その投資運用者の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

サブアドバイズド・ポートフォリオの成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、サブアドバイズド・ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってサブアドバイズド・ポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

分配

資産成長型受益証券に関する分配方針は、当該クラスの受益証券の保有者に分配を行わず、全ての純利益および実現したキャピタルゲインを再投資する方針です。そのため、資産成長型受益証券への投資は、即時のリターンを求める投資者にとって、不適當である可能性があります。

毎月分配型受益証券に関する現在の分配方針は、毎月、各分配宣言日において、毎月分配型受益証券に帰属する投資元本から支払われる分配(投資対象ファンドにおける受益証券の現金化)を宣言する方針です。

分配は、毎月分配型受益証券に帰属する投資元本から全部または一部(投資対象ファンドにおける受益証券の現金化)が支払われる可能性があります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタルゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資

産価額の減少だけでなく、分配を通じた毎月分配型受益証券の投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。さらに、ファンドが利益をもたらさない場合は、受益者が受益証券の買戻しで受領する買戻価額は、受益者の当初の投資額よりも少なくなる可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻通知日から関連する買戻日(以下に定義します。)までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

買戻しにより予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での受益証券1口当たりの純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

受益者による受益証券の多量の買戻しがなされる場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなければならなくなります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、追加購入に関して、受益証券の申込者は、関連する取引日またはその日から4ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資

者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、同一クラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同一クラスの受益証券を保有する既存の保有者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する)可能性があります。同様に、同一クラスの受益証券にかかる期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同一クラスの受益証券の保有者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払い付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 - 手数料等及び税金(3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの最終買戻日は2163年12月1日が予定されていますが、潜在的投資者は、強制買戻事由が万一発生した場合、最終買戻日が早まることに留意すべきです。強制買戻事由は、(i)いずれかの評価日にあるクラスの受益証券に帰属する純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合、または(ii)受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合に発生します。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が

調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうるようになります。

カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。また、投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフレ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報と同程度ではない可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、投資対象ファンドの利益、管理会社および/または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタルゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管

先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

担保の取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドが取引を行うカウンターパーティーのいずれかに適用される適用法令に従ったものを含め、一定の担保の取決めの実施を要求されることがあります。

カウンターパーティーがファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分離担保勘定またはその他担保の取決めの当事者間で合意した銀行口座（以下「担保口座」といいます。）に入れるものとし、再投資目的に使用されないものとします。担保口座の利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従ってカウンターパーティーから要求される利息の充分に十分ではないことがあります。利息の差異は、純資産価額に影響を及ぼします。受領した現金以外の担保については、売却、再投資または質権設定を行いません。

ファンドは、カウンターパーティーの利益のために担保の差し入れを要求されることもあります。その場合、そのような要求がなかった場合と比べ、ファンドの投資目的に利用可能なファンドのポートフォリオは減少することになります。そのため、担保の取決めにより、ファンドに対するリターン全体が減少することがあります。

担保の管理を支援するために、担保管理代行者が任命されることがあります。その場合、当該代行者の報酬はファンドの資産からまたは別段の合意により支払われます。

担保リスク

カウンターパーティーから担保を取得しており、また、実施されている担保管理システムがカウンターパーティーの債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの低減を助けることを目的としている場合でも、当該リスクを完全に排除することはできません。提供された担保は、様々な理由からカウンターパーティーの債務の充分に十分ではないことがあります。また、カウンターパーティーから提供される担保が日次ベースで独立して評価される場合でも、担保として提供された一定の債券および/またはエクイティ証券の価値が必ずしも実際の相場価格を有するとは限りません。

担保が正しくかつ正確に評価されるという保証はありません。担保が正しく評価されない場合、ファンドは損失を被ることがあります。担保が正しく評価されている場合でも、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能時から担保実行時までの間にその価値が減少することがあります。非流動性資産は現金化するのに時間がかかることから、担保の価値が減少するリスクは非流動性資産の方が大きくなり、また、提供される担保の全部または重要な一部が、当該資産で構成されることがあります。

担保に関するオペレーショナル・リスク

カウンターパーティーの支払債務およびカウンターパーティーによって差し入れられる担保は、各営業日において個別に評価され、担保の金額および構成は、担保要件に従って調整されます。担保に関する方針は投資運用会社によって監視されますが、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能となった場合、当該方針が正しく遵守および実施されていない範囲においてファンドが損失を被る可能性があります。

買戻しおよび購入により予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益（または損失）は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益（または損失）は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しに必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

キャッシュスイープ

保管会社が保有するオーバーナイトの現金残高は、キャッシュスイープ・プログラム(以下「キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)の対象とすることができます。キャッシュスイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下「キャッシュスイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資家は、キャッシュスイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュスイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記リスク要因項目「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社、管理会社および投資運用会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

ファンドの投資家は、回収口座キャッシュスイープ・プログラム(以下に定義します。)に関連して、回収口座キャッシュスイープ・カウンターパーティー(以下に定義します。)からのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産または投資対象ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。非流動化のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタルゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

投資対象ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。投資対象ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。投資対象ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしも投資対象ファンドの将来の結果を表すものではなく、また投資対象ファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開するまたは受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社(管理会社を除きます。)も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドのユニットへの投資およびファンドによる投資対象ファンドのユニットの所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドのユニットを取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、各潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解すべきです。

投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の販売による収入の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了または解散することがあるかもしれず、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行されるユニットに投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社により管理されています。かかる評価は、投資対象ファンドの未監査の財務書類に基づいて行われることがあります。かかる評価は、投資対象ファンドの純資産価額の試算である可能性があります。投資対象ファンドは、非流動的または積極的に取引されていない投資対象を数多く有する可能性があり、かかる場合、信頼できる純資産価額を取得することが困難である可能性があります。このため、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドにより保有される投資対象につき、その公正価値に関する自らの判断を反映するために、見積もりを変更することがあります。したがって、評価は後日、上方または下方修正がなされる可能性があります。投資対象ファンド資産の評価に関する不確実性は、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があります。かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社のスキルおよび専門知識に依存することになります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資運用会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド投資運用会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパフォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドと提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資対象ファンド投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。受託会社、管理会社または投資運用会社が(その代行者または代理人を通して)投資対象ファンドの投資に関して議決権を行使することができる場合においても、かかる投資に関する受託会社または管理会社の議決権の行使は、投資対象ファンドのその他の投資者の議決権の行使と一致せず、かかるその他の投資者の方がより多くの議決権を有する可能性があります。

アンダーライニング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、投資対象ファンド投資運用会社およびその他のアンダーライニング・サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

費用の重複

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬、サービス提供会社報酬、設立費用および監査費用を含みますが、これに限りません。)の重複が生じうることに留意する必要があります。この結果、ファンドの費用は、直接投資の典型的な例または直接投資を行う投資ファンドの場合よりも純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

リバランスの頻度および費用

潜在的投資者は、投資対象ファンドにおけるリバランスの結果、投資対象ファンド全体のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスを減少させる取引費用をもたらす可能性があることに留意する必要があります。

マスター・フィーダー構造

ファンドは、他の投資者と共に、「マスター・フィーダー」構造を通じて、その資産の全額または実質全額を投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」構造、とりわけ同じポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在は、投資者固有のリスクを示します。投資対象ファン

ドに投資する小規模の投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する大規模の投資ビークルの行為によって重大な影響を受ける可能性があります。例えば、大規模な投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残存するファンドは、比例して高い割合の運営費用を負担し、これにより低いリターンを生む可能性があります。投資対象ファンドの投資者(ファンドおよびその他投資者を含みます。)による短期間の相当額の元本の払戻しは、投資対象ファンドに対し最大の経済的利点を与えない時期および方法による投資ポジションの清算を必要とし、これにより投資対象ファンドの純資産価値、ひいてはファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならない、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される株式の強制償還が生じる可能性があり、これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

投資対象ファンド固有のリスク要因

一般

投資対象ファンドのユニットの価格には上昇と同様に下落の可能性もあります。投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証も、投資者が投資対象ファンドへの投資の全額を回収するという保証もありません。特定の法域における投資制限によって、投資対象ファンドの投資の流動性が制限される可能性があります。投資対象ファンドの投資利益および収益は、それが保有する投資対象の資本増価および収益から発生した費用を控除したものにに基づきます。したがって、投資対象ファンドのリターンは、かかる資本増価または収益の変動に伴い変動する可能性があります。投資者は、投資対象ファンドへの投資を中長期の投資と捉えるべきです。

投資戦略のリスク

独自および第三者のデータおよびシステムは、投資対象ファンドに関する意思決定を支援するために使用されます。不正確なデータ、ソフトウェアまたはその他の技術の故障、不正確なプログラミングおよび類似の事態は、かかるシステムのパフォーマンスを低下させ、投資対象ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資対象ファンドの運用に用いられる定量モデルが期待どおり機能するまたは投資対象ファンドがその目的を達成できるようにするという保証はありません。

市場リスク

投資対象ファンドは、市場リスクにさらされます。市場リスクとは、特定の株式、ファンド、産業または証券全般の価値が下落するリスクをいいます。投資対象ファンドの投資対象の価値は、投資対象ファンドが投資する証券の価格に伴って上昇・下落します。証券の価格は、発行体の過去および将来の利益、その資産の価値、経営上の決定、発行体の商品またはサービスの需要、生産コスト、経済情勢全体、金利、為替相場、投資者の認識、地政学的要因および市場の流動性を含む多くの要因に伴って変動します。

新規株式公開のリスク

投資対象ファンドは、新規株式公開に投資することがあります。投資対象ファンドが新規株式公開において購入した証券は、かかる証券の推定換価代金を基準に評価されます。新規株式公開後は、推定換価代金が大きく変動する可能性があります。

新興市場のリスク

投資対象ファンドは、新興市場国に所在する発行体または会社にその資産の一部を投資することがあります。新興市場とは、通常、一人当たりの所得が低く、産業化サイクルの初期段階にある国と定義されます。新興市場国の市場は通常、経済がより成熟した先進国の市場と比べ不安定です。海外での政治、社会および経済の展開、新興市場および先進市場の発行体が対象となる規制の違い、政府による会社の資産、超過課税ならびに配当金および利息に係る源泉徴収税の差押え、ポートフォリオ資

産の使用または譲渡に対する制限、ならびに政治・社会不安などの要因によって、新興市場の証券の価格は、国内の株式と比べ不安定である場合があります。

新興市場証券は多くの場合、米ドルまたはユーロ以外の通貨で取引します。為替相場の変動によって、投資対象ファンドの純資産価格、配当金および受取利息の価値ならびに証券の売買に係る実現損益に影響が及ぶ可能性があります。かかるその他の通貨に対するドル高の進行によって、投資対象ファンドの価値が下落する可能性があります。米ドル以外の通貨の中には、特に不安定になる可能性のあるものもあり、また新興市場国の政府は、その価値が影響を受ける外貨と連動する投資対象ファンドの外貨保有高に影響を及ぼす可能性があります。米ドル建ての米国預託証券および新興市場証券も通貨リスクを負います。

投資対象ファンドは、保管および/または決済システムが十分に発達していない市場に投資する可能性があるため、かかる市場で取引され、副保管会社の登用が必要な状況においては、副保管会社に預託された投資対象ファンドの資産は、リスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンドの保管機関はこれについて一切の責任を負いません。

転換証券のリスク

転換証券は、株式および債券の性格を併せ持ち、その結果、両方の資産の種類に関連する特定のリスクにさらされます。転換証券の市場価値は、金利の上昇に伴って下落する傾向にある一方で、金利の下落に伴って上昇する傾向にあります。しかし、転換証券の市場価値は、発行会社の普通株式の市場価格の影響を受ける傾向もあります。転換証券は、発行体が、財務状況または市況の変化を受けて、配当金または利息および元本を期日に支払う義務を履行できないリスクにもさらされます。強制転換証券については、転換が任意ではなく、かつ満期到来時の転換価格が原普通株式の市場価格のみを基準とし、額面または支払われた価格(額面を上回るか下回る)を大幅に下回る可能性があるため、転換証券の一部として区別されています。強制転換証券は、通常、その損失の可能性を、保有者の裁量によって転換できる証券と同程度に制限することはありません。

優先株式のリスク

投資対象ファンドは、その資産の一部を優先株式または優先証券に投資することがあります。優先株式または優先証券は、会社の資本構成における債券およびその他の負債証券に劣後するため、それらの負債証券よりも大きな信用リスクを負います。また、優先証券は、議決権がないかまたは制限されている、特別償還請求権の対象となる、分配を保留または省略される、流動性が限定される、課税措置の変更および厳しく規制される産業に所属し得るなど、その他のリスクも負います。

バリュー株のリスク

価値のある株式の本質的な価値は、長期間にわたって、市場により十分に認識されない可能性があります。また、または割安と判断された株式が、実際には、低レベルで適切な価格を付けられる可能性があります。

債券市場の流動性のリスク

金融仲介機関が債券の「値付けをする」能力を判定する指標となるディーラーの債券在庫は、市場規模との関連で史上最安値またはこれに近い値となりました。値付け能力の低下は、投資対象ファンドが投資する固定利付債券市場において、特に経済または市場の不況の間、流動性を低下させ、価格変動を増大させる可能性があります。かかる流動性の低下の結果、投資対象ファンドは、証券の低い売値を受け入れ、現金を得るために他の証券を売却し、または投資機会を諦めることを余儀なくされる可能性があります。これらはいずれも、パフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドにおいて、受益権者の償還請求に応えるまたは現金を得るために大量の債券を売却する必要が生じた場合、かかる売却は、債券の価格をさらに低下させる可能性があります。

コール・リスク

投資者が満期日前に投資対象ファンドにより保有される償還条項付き証券を発行体が償還またはコールした場合、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、債券の発行体が満期到来時に、利息および元本を支払うことができないまたは支払う意思がないリスクおよびこれに関連して、かかる支払いを行う発行体の能力または意思に関する

懸念から債券の価値が下落するリスクをいいます。これは、証券の価格および投資対象ファンドのユニットを大きく変動させる可能性があります。また、債券の信用格付けの変更は、債券の流動性に影響を及ぼし、また投資対象ファンドによる債券の売却をより困難にさせる可能性があります。

所得リスク

所得リスクとは、投資対象ファンドの所得が金利の下落期間に下落するリスクをいいます。

金利リスク

金利リスクとは、投資対象ファンドのポートフォリオの価値が金利の上昇期間に下落するリスクをいいます。金利が変動すると、継続期間が長期の債券の価値は多くの場合、継続期間が短期の債券の価値に比べ大幅に変動します。投資対象ファンドは、史上最低に近い金利の環境(マイナスの金利を含みます。)ならびに政府の財政政策イニシアチブの可能性の影響およびかかるイニシアチブに対する市場の反応によって、過去に比べより大きな金利上昇のリスクを負う可能性があります。

格下げのリスク

投資対象ファンドが投資する固定利付証券の発行体は、投資対象ファンド投資運用会社および/または格付機関が発行体の事業の見通しまたは信用力が悪化したと確信した場合、その後格下げされる可能性があり、かかる格下げを受けて証券の市場価格にマイナスの影響が及んだ場合、投資対象ファンドに損失をもたらす可能性があります。

インフレーション・リスク

インフレーション・リスクとは、インフレーションによって貨幣価値が減少することに伴い、投資対象から生じる資産または所得の価値が将来的に低下するリスクをいいます。インフレーションが上昇すると、投資対象ファンドの資産の価値は、投資対象ファンドの配当金の価値と同様に減少する可能性があります。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン債の発行体またはソブリン債の返済を管理する政府機関が満期到来時に元本または利息を返済することができないまたは返済する意思がないリスクをいいます。その原因として、政治または社会的要因、特定の国の経済環境全体、対外債務水準または外国為替相場などが考えられます。発行体または管理する政府機関が満期到来時に元本または利息を返済することができないまたは返済する意思がない範囲において、投資対象ファンドは、不履行があった場合に支払いを強制する手段が限られる可能性があります。

相関性リスク

市場は多くの場合、ある国または地域に固有の経済その他の開発によって、異なる時期にまたは異なる金額で上昇・下落します。かかる現象は、米国および米国以外の投資対象を含むポートフォリオの価格変動全体を抑える傾向にあります。しかし、世界的な動向によって、米国および米国以外の市場が同じ方向に動き、リスク軽減という国際投資の利点を減じるまたはなくすこともあります。

集中/分散不能リスク

投資対象ファンドは、その資産の比較的高い割合を限られた数の発行体(すなわち、特定のマーケット・セクター、産業または商品にさらされる発行体および/または1つの国もしくは地域または限られた数の国もしくは地域に所在するまたはさらされる発行体)に投資することがあります。投資対象ファンドは、広範な地理的エクスポージャーを有するおよび/または多数のまたは多様化した発行体に投資するその他のファンドよりも分散の程度が低いことがあり、そのため、特定の政治、規制または経済関連の事由および投資先の個々の発行体、マーケット・セクターまたは国の財務状況の影響を受けやすくなります。これらのいずれも、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび運用にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

最近の市況

2008年に発生した世界金融危機以来、様々な資産にポジションを保有する銀行の能力を制限する国際規制の変更をその一因として、世界市場の一部では流動性が低下しました。かかる流動性の低下は、継続するまたは一段と悪化する可能性があり、また投資対象ファンドの短期的なボラティリティのリスクを一層高める可能性があります。かかる状況下では、影響を受ける市場でポートフォリオ取引を実行することは極めて困難になる可能性もあります。また、世界経済と金融市場の結び付きは一

段と強まり、このため特定の国または地域の状況が別の国または地域の発行体に影響、時には悪影響を及ぼす可能性が高くなります。世界金融危機を受けて、欧州連合、米国および様々な政府ならびに欧州中央銀行、米国連邦準備制度理事会およびその他の中央銀行は、金融市場を支援するための措置を講じました。かかる支援の打ち切りは、特定の証券の価値および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況の深刻度または継続期間も、政府または準政府機関による政策変更の影響を受ける可能性があります。

高利回り証券および非投資適格証券のリスク

投資対象ファンドは、高利回り証券を含む非投資適格証券に投資することがあります。非投資適格証券への投資は、利息の支払いおよび元本の返済に関して投資適格の証券に比べリスク・エクスポージャーが高くなるとみなされています。したがって、投資者はかかる投資対象ファンドへの投資に伴うリスクを評価すべきです。低格付債券は、一般的に、高格付債券よりも高い現行利回りを提供します。しかし、低格付債券は、高いリスクを伴い、また一般的な経済情勢および発行体が関与する産業の悪化ならびに発行体の財務状況の変化および金利変動の影響を受けやすいです。また、低格付債券の市場は、一般的に、高品質の証券よりも活動が鈍く、また経済または金融市場の変化に応じて持分を清算する投資対象ファンドの能力が、悪評および投資者の認識などの要因によりさらに制限される可能性があります。

発行体のリスク

これは、発行体の収益見通しおよび財務状態全体が悪化し、これによって短期間または長期間にわたって発行体の金融商品の価値が下落するリスクです。市場の混乱期には、発行体の信用リスクの認識は一変することがあり、大手の十分に確立した発行体でさえも、ほとんどまたは全く何の前触れもなく急速に悪化する可能性があります。

投資の格付けのリスク

各格付機関の格付けが本書の記載に基づき計算および公表され続けるまたは大幅に変更されないという保証はありません。格付機関の投資対象の格付けに関する過去のパフォーマンスは、必ずしも将来のパフォーマンスの指針とはなりません。

頻繁な取引のリスク

ポートフォリオ証券の頻繁な取引は、投資対象ファンドが証券の売買にあたってブローカーディーラーに支払う手数料またはマークアップの金額を引き上げ、投資対象ファンドのパフォーマンスを損なう可能性があります。ポートフォリオ証券の頻繁な取引は、キャピタルゲインを生み、かかるキャピタルゲインが分配された場合は、税金が投資家に課せられる可能性があります。

評価リスク

投資対象ファンドが投資する債券は通常、市場に基づく様々な情報および仮定(かかる商品の値付けを行うブローカーディーラーから入手した容易に利用できる市場相場、キャッシュフローおよび同等商品の取引を含む。)を用いる価格決定サービスにより評価されます。投資対象ファンドが価格決定サービスにより設定された価格でポートフォリオ証券を売却できるという保証はなく、これは投資対象ファンドに損失をもたらす可能性があります。価格決定サービスは通常、規格化された「取引単位」での秩序ある取引を前提に債券の価格を決定しますが、取引の中には、「単位未満」で、多くの場合、規格化された取引単位のものよりも低価格で生じ得るものもあります。

不動産投資信託のリスク

エクイティREITは、自ら保有する財産の価値およびかかる財産から発生する収益の変化の影響を受ける一方で、モーゲージREITは、自ら保有するモーゲージローンの信用度の影響を受けます。REITは、専門的な運用能力に依存していることなど、他のリスクも負い、これは、運用目的のためにキャッシュフローを生み、株主または受益者のために分配を行う能力に影響を及ぼす可能性があります。REITは、分散が限定されることがあり、不動産のための融資を得ることに伴うリスクを負います。ファンドを通してREITに間接的に投資することにより、投資対象ファンドの持分の購入者は、投資対象ファンドの費用の持分割合を負担することに加え、投資対象ファンドが投資するREITの同様の費用も間接的に負担します。

デリバティブ・リスク

投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ管理のために、デリバティブ商品を使用することがあります。かかる商品の使用は、特別なリスクを伴います。先渡契約などのデリバティブ契約は、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、かつ標準化されていません。むしろ、銀行やディーラーが主体となって、かかる市場において取引毎の交渉を行います。かかる取引において、投資対象ファンドは、カウンターパーティーの信用およびかかる契約の条件を充足する能力にさらされます。投資対象ファンドがクレジット・デフォルト・スワップならびにその他のスワップ契約およびデリバティブ手法を締結する場合、投資対象ファンドは、特にカウンターパーティーの破産または支払不能が発生した場合に、カウンターパーティーが当該契約に基づき債務不履行となるリスクにさらされます。投資対象ファンドは、適用される法令に基づき、または特にカウンターパーティーまたはその親会社の信用格付けの引下げがあった場合に投資対象ファンド投資運用会社の裁量において、カウンターパーティーが適格なカウンターパーティーではなくなるリスクにもさらされます。カウンターパーティーが債務不履行となったまたは適格なカウンターパーティーではなくなった場合、投資対象ファンドは、後任の適格なカウンターパーティーの任命またはポジションの清算に手間取り、大きな損失を被る可能性があります。破産、後発的違法性または契約が発生した時点でかかる取引に関連のある税法または会計法の変更など、投資対象ファンドの支配の及ばない事由により、進行中のデリバティブ取引が突然終了する可能性もあります。かかる事由の結果、または投資対象ファンドが取引を行うカウンターパーティーまたはブローカーが特定の市場へのアクセスを妨げられた場合、投資対象ファンドは、特定の市場においてデリバティブ取引を実行できず、そのためかかる市場およびデリバティブ商品へのエクスポージャーが制限または排除される可能性があります。デリバティブ商品は特に、デリバティブの価値が派生または関連する商品、資産、レートまたは指標の市場価値の変化および実勢金利の変化の影響を受ける可能性があります。デリバティブ商品は、誤った値付けのリスクおよびデリバティブの価値変動が原商品、資産、レートまたは指標と完全に相関しないリスクも伴います。投資対象ファンドにより保有される通貨ポジションが、保有される証券ポジションと一致しないため、パフォーマンスが、外国為替相場の動きの影響を強く受ける可能性があります。デリバティブ・ポジションの不利な価格変動によって、投資対象ファンドは差額の現金払いを求められ、また、ポートフォリオにおいて利用可能な現金が不十分な場合には、不利な条件に基づく投資対象ファンドの投資対象の売却を求められる可能性があります。投資対象ファンドは、通貨、金利および財務指標に関してスワップ契約を締結することがあります。特定の時期に特定のスワップについて流通性が高い流通市場が存在するという保証はありません。投資対象ファンドは、為替相場、証券価格、市場動向の変化を防ぐための効率的なポートフォリオ管理のために、またはその投資全体の戦略の一環としてかかる手法を用いることがあります。

投資対象ファンドによる効率的なポートフォリオ管理のためのデリバティブ商品の使用の成功は、特定の種類の投資対象が他の投資対象よりも大きなリターンを生む可能性が高いかを正確に予測する投資対象ファンド投資運用会社の能力に依存しています。また、金融デリバティブ商品の使用には法的リスクが伴い、その結果、予期せぬ法令の適用によりまたは契約が適法に執行できないまたは正確に文書化されていないため損失が生じる可能性があります。特に、米国の最近の法律では、デリバティブ市場のための新たな規制枠組みの構築が義務付けられています。新たな規制の影響は依然不明ですが、デリバティブの使用に係る費用を増大させ、一部の形態のデリバティブの利用または投資対象ファンドがデリバティブを使用する能力を制限し、投資対象ファンドが使用する一部のデリバティブ商品のパフォーマンスおよび投資ファンドがかかる商品の使用を通してその投資目的を追求する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

市場のボラティリティ

市場は、時には変動しやすく、個々の証券およびその他の投資対象の価格は、発行体、政治、規制、市場、経済またはその他の動向の悪化で、市場価格およびこれらに関する公共認識の大きな変化をもたらす可能性のあるものならびに投資家心理の悪化に応じて、著しく低下する可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社が、投資対象ファンドのポートフォリオ・ポジションを市場の最高値に達する前に売却した場合、より好調なパフォーマンスの機会を逃す可能性があります。

格付機関のリスク

格付けは、一般的なものであり、信用度の絶対的な基準ではありません。同じ満期、金利および格付けを有する証券が異なる市場価格を有することもあります。信用格付けは、元本および利息の支払いの安全性を評価することを試みるものであり、市場価格の変動リスクを評価していません。さらに、格付機関は、信用格付けを適時に変更することができない可能性があります。発行体の現在の財務状況は、格付けが示すよりも良い状況または悪い状況にある可能性があります。格付機関が発表する信用格付けが格付けされている証券の信用またはその他のリスクを正しくまたは適切に反映するという保証はありません。

投資対象ファンド投資運用会社への依存

投資対象ファンド受託会社は投資対象ファンドの受託および管理事務につき最終的な権限および責任を有するものの、投資対象ファンドの資産の投資にかかる判断は全て投資対象ファンド投資運用会社(またはその代理人)に委任されており、投資対象ファンド投資運用会社(またはその代理人)によってなされるため、投資対象ファンドの資産にかかる総合的な取引権限は投資対象ファンド投資運用会社が有することになります。投資対象ファンドの成功は、適切な投資対象を特定し、また場合によって、かかる投資に利益を上乗せして処分する投資対象ファンド投資運用会社の能力に依存します。投資対象ファンド運用会社の戦略、投資選択または取引実行によっては、そのベンチマーク指標または同様の投資目的を有するその他の集団投資スキームに比べ、投資対象ファンドのパフォーマンスが低下する可能性があります。投資対象ファンドの資産の投資および再投資に関する専門的な知見は、投資対象ファンド投資運用会社との契約の継続ならびに投資対象ファンド投資運用会社の役員および従業員のサービスおよび技術に大きく依存します。投資対象ファンド投資運用会社の全ての職員が、その期間の長短にかかわらず、投資対象ファンド投資運用会社の関係者であり続けるという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社のサービス(またはその主要担当者のサービス)の喪失は、投資対象ファンド投資運用会社の開発した独自の投資手法を利用できなくなることにつながる可能性があるため、資産価値に対し大きな悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、投資対象ファンドの運用に参加する権利または権限を一切有しません。

エクイティ証券

投資者は、エクイティ証券への投資について習熟しているべきです。投資者は、世界的な経済、金融および政治的発展が、特に、エクイティ証券の価値および/または投資対象ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えることがあるということを理解するべきです。

エクイティ証券の価格は激しく変動することがあります。証券の価格変動は予測が難しく、特に投機、需給関係の変化、政府間取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政策、国内外の政治および経済的出来事、気候、金利変動ならびに市場固有のボラティリティの影響を受けます。さらに、政府は直接的におよび規制を通じて、随時特定の市場に介入することがあります。当該介入は大抵、直接的に価格に影響を与えることを目的としており、これらの市場で急速な変動を引き起こすことがあります。投資対象ファンド投資運用会社が将来の価格レベルを正しく予測できるという保証はありません。

現金および現金同等物に関するリスク

投資対象ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物(預金およびコマース・ペーパーを含みますがこれらに限定されません。)は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの—または複数が実現した場合、投資対象ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物の価値は悪影響を受ける可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社が、投資対象ファンドの勘定において、投資対象ファンドの勘定で保有される現金の引き出し、および/または投資対象ファンドの勘定で保有される現金同等物の現金化を行うことができない場合、これは投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/または投資対象ファンドに損失を生じさせる可能性があります。

コールオプション戦略

コールオプションの売買にはリスクが伴います。コールオプションの売り手(ライター)は、コールオプションの買い手がプレミアムを支払うのと交換に、原資産の市場価格がコールオプションの行使価

格を超えて上昇するリスクを負います。コールオプションの売り手が原資産のロングポジションを有するか、または原資産に対する類似のエクスポージャーを有する場合、その戦略は「カバード」と記載され、コールオプションにおいて被る損失は、長期投資益によりほぼ相殺されることが見込まれます。カバード・コールオプションは、カバードではない(または完全なカバードではない)投資対象ファンドの勘定で売却される場合があり、その結果、投資対象ファンドは潜在的な損失にさらされる可能性があります。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約と異なり、取引所で取引されず、標準化されていません。むしろ、銀行およびディーラーがこれらの市場の当事者として行為し、各取引について個別に交渉を行います。先渡および現金取引は、実質的な規制を受けていません。日々の価格変動について制限はなく、投機的ポジションの制限は適用されません。先渡市場で取引を行う当事者は取引を行う通貨のマーケット・メイクを継続させることは要求されておらず、これらの市場は非流動化の期間を経験することがあり、時には相当な期間に及ぶことがあります。市場の非流動化または混乱によって、投資対象ファンドに多額の損失が生じる可能性があります。

先物契約の流動性リスク

先物ポジションは、一定の取引所が「日々の価格変動制限」または「日々の制限」という規制によって一定の先物契約について一日の価格変動を制限していることから、非流動的であることがあります。当該日々の制限に基づき、一取引日に、日々の制限を超えた価格での取引を行うことはできません。特定の先物契約の価格が日々の制限相当額分増減した場合、トレーダーが制限以内で取引を行うことを望まない限り、その先物についてはポジションをとることも解消することもできません。これにより、投資対象ファンド投資運用会社が不利なポジションを解消できない可能性があります。

店頭取引における規制上のリスクおよびカウンターパーティー・リスク

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で店頭通貨ヘッジ取引を締結することがあります。店頭市場に対する政府の規制および監督は一般に強化されているものの、多くの組織化された取引所と比べると、店頭市場の規制は依然として緩やかです。また、一部の組織化された取引所では、店頭市場では利用できない保護を参加者に提供しています。例えば、取引所清算機関による決済履行の保証は店頭取引に関しては利用することができません。したがって、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの取引を規制取引所に限定した場合と比べ、投資対象ファンドが、債務不履行によって損失を被るリスクは大きくなります。また、米国その他の規制当局は、外国為替取引を含め、店頭市場の監視を強化しています。新たな規制が課されることで、記録保持および報告要件、最低文書化基準ならびに証拠金要件の導入によって見込まれるものを含め、投資対象ファンドにおける当該取引の費用が増加する可能性があります。

上場商品に伴うリスクと比べ、商品のカウンターパーティーによる不履行のリスクは一般に大きく、投資対象ファンド投資運用会社が商品を処分または商品について反対売買を行うことは難しいことが一般的です。投資対象ファンドは、取引について、支払不能、倒産、政府による禁止その他の事由のいずれによるかを問わず、カウンターパーティーによる不履行のリスクにさらされ、これにより投資対象ファンドに大きな損失が生じる可能性があります。当該リスクを軽減するために、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの取引を管理会社が信用力があると考えられるカウンターパーティーに限定しようとします。取引のカウンターパーティーは、適宜、特定の契約または商品においてマーケット・メイクを行わないことがあり、その結果、すでに当該契約または商品を保有している者はそのエクスポージャーを清算できなくなります。このような特性から、当該商品を保有する者が相当な損失を被ることになる可能性があります。また、取引所で取引されないデリバティブ商品については、「買呼値」と「売呼値」との差が大きくなる可能性があります。

ブローカーその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーの選定にあたり、投資対象ファンド投資運用会社は、競争入札を募る必要はなく、利用可能な最低手数料を求める義務も負いません。投資対象ファンド投資運用会社は、同一の取引を実行する別のブローカーもしくはディーラーの請求価格よりも高い価格で調査もしくはサービスを提供しもしくはその代金を支払うブローカーまたはディーラーに対

して、または、投資対象ファンド投資運用会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに対して手数料を支払うことがあります。

清算ブローカーの倒産リスク

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドについて、証券の取引を清算および決済するために複数のブローカーのサービスを利用することがあります。適用法令によって顧客の資産に一定の保護は与えられているものの、投資対象ファンドのブローカーの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーのもとで保有されている投資対象ファンドの資産が危険にさらされる可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

投資対象ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず) 契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない、もしくは他の債務を履行しないカウンターパーティーにさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する事由がある場合、または取引が単一もしくは小集団のカウンターパーティーとの間で締結される場合、満期がより長い契約について増加します。

投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンド投資運用会社は、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンド投資運用会社は何名のカウンターパーティーとでも取引できる能力および当該カウンターパーティーの財務能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、投資対象ファンドの損失の可能性を高めることがあります。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンドのFX運用会社が投資対象ファンドについて非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンドのFX運用会社が投資対象ファンドについて当該商品を取引するカウンターパーティーに支払不能、倒産または不履行があった場合、投資対象ファンドに大きな損失が生じる可能性があります。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド投資運用会社または投資対象のFX運用会社は、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い不履行があった場合、契約上の救済方法を受けることができます。ただし、かかる救済方法は、実行可能な担保その他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

投資対象ファンドは、キャッシュスイープ・プログラムに関連して、キャッシュスイープ・プロバイダーからのカウンターパーティー・リスクにさらされることがあります。

この十年、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限到来時に契約上の義務を履行できず、またはあやうく不履行となる事例がありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンドについてのその代表者、および投資対象ファンドについての投資対象ファンド投資運用会社が取引を行うカウンターパーティーにおいて不履行が生じないという保証および投資対象ファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

担保の取決め

投資対象ファンドは、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドが取引を行うカウンターパーティーのいずれかに適用される適用法令に従ったものを含め、一定の担保の取決めの実施を要求されることがあります。

カウンターパーティーが投資対象ファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分離担保勘定またはその他担保取決めの当事者間で合意した銀行口座(以下「担保口座」といいます。)に入れるものとし、再投資目的に使用されないものとし、担保口座の利息(もしあれば)は、クレジット・サポート・アネックスに従ってカウンターパーティーから要求される利息の充当に十

分ではないことがあります。利息の差異は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼします。受領した現金以外の担保については、売却、再投資または質権設定を行いません。

投資対象ファンドは、カウンターパーティーの利益のために担保の差し入れを要求されることもあります。その場合、そのような要求がなかった場合と比べ、投資対象ファンドの投資目的に利用可能な投資対象ファンドのポートフォリオは減少することになります。そのため、担保の取決めにより、投資対象ファンドに対するリターン全体が減少することがあります。

担保の管理を支援するために、担保管理代行者が任命されることがあります。その場合、当該代行者の報酬は投資対象ファンドの資産からまたは別段の合意により支払われます。

担保リスク

カウンターパーティーから担保を取得しており、また、実施されている担保管理システムがカウンターパーティーの債務不履行または支払不能に対する投資対象ファンドの潜在的なエクスポージャーの低減を助けることを目的としている場合でも、当該リスクを完全に排除することはできません。提供された担保は、様々な理由からカウンターパーティーの債務の充実に十分ではないことがあります。また、カウンターパーティーから提供された担保が日次ベースで独立して評価される場合でも、担保として提供された一定の債券および/またはエクイティ証券の価値が必ずしも実際の相場価格を有するとは限りません。

担保が正しくかつ正確に評価されるという保証はありません。担保が正しく評価されない場合、投資対象ファンドは損失を被ることがあります。担保が正しく評価されている場合でも、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能時から担保実行時までの間にその価値が減少することがあります。非流動性資産は現金化するのに時間がかかることから、担保の価値が減少するリスクは非流動性資産の方が大きくなり、また、提供される担保の全部または重要な一部が、当該資産で構成されることがあります。

担保に関するオペレーショナル・リスク

カウンターパーティーの支払債務およびカウンターパーティーによって差し入れられる担保は、各営業日において個別に評価され、担保の金額および構成は、担保要件に従って調整されます。担保に関する方針は投資対象ファンド投資運用会社によって監視されますが、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能となった場合、当該方針が正しく遵守および実施されていない範囲において投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。

バリュエーション・リスク

投資対象ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンド投資運用会社によって随時承認される評価方針および手続に従って評価が実施されます。評価方針に基づき、投資対象ファンドの受託会社および/または投資対象ファンド投資運用会社は、その裁量を行使し、意思決定を行うことができます。投資対象ファンドの受託会社および/または投資対象ファンド投資運用会社は、資産および負債に与えられる価値を決定するにあたりその合理的な判断を下す権利を有しており、投資対象ファンドの受託会社および/または投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンド全体のために善意で行為する場合に限り、当該評価は、現在または過去における投資者の異議の対象とはなりません。

さらに、投資対象ファンドに係る取引が、通常、その1評価日後に管理事務代行会社が行う投資対象ファンドの純資産価額の計算に含まれることから、特定の取引日においてユニットに申し込む投資者が、そのユニットについて、投資対象ファンドの当該取引日における取引が当該取引日の投資対象ファンドの純資産価額(および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格)の計算に含まれていた場合に支払っていたであろう金額よりも高額または低額のユニット1口当たり購入価額を支払ことになる可能性があります。同様に、特定の買戻日においてユニットの買戻しを請求する受益者が、当該買戻日における該当する取引が当該買戻日の投資対象ファンドの純資産価額(および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格)の計算に含まれていた場合に受領していたであろう金額よりも高額または低額のユニット1口当たりの買戻価額を受領する可能性もあります。

ある受益者が、該当する評価日における該当する取引が当該評価日の投資対象ファンドの純資産価額(および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格)の計算に含まれていた場合よりも低額の

ユニット1口当たり購入価額の支払いまたはかかる場合よりも高価なユニット1口当たりの買戻代金を受領したことによる恩恵を受けた場合、該当するクラスのユニットの他の受益者は、当該ユニットの価値について希薄化を経験することがあります。かかる状況において発行もしくは買い戻されるユニットの数、または受益者によって支払われるユニット1口当たり購入価額もしくは受益者が受領するユニット1口当たりの買戻価額が調整されることはなく、投資対象ファンドの評価方針の運用の結果として、受益者が悪影響を被る可能性があります。

投資資産の評価

投資対象ファンドの管理事務代行会社が、実行された取引と投資対象ファンドの勘定において保有される現金または証券を照合する目的において、投資対象ファンドが取引を行うまたは共同で現金を保有するカウンターパーティーから取引明細書またはその他必要な情報を時間的な余裕をもって受領することができない場合があります。すなわち、投資対象ファンドの純資産価額の計算が、不完全なまたは計算時において検証不可能であり、投資対象ファンドの純資産価額の計算を不正確なものとするおそれのある情報に基づいて行われる可能性があります。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンドの管理事務代行会社または投資対象ファンド投資運用会社のいずれも、その結果として生じる損失について責任を負いません。

キャッシュスイープ

投資対象ファンドの保管会社が保有するオーバーナイトの現金残高は、キャッシュスイープ・プログラム(以下「キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)の対象とすることができます。キャッシュスイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下「キャッシュスイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資者は、キャッシュスイープ・プログラムの結果として、投資対象ファンドが、キャッシュスイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、上記リスク要因項目「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

為替リスク

投資対象ファンドの米ドル-配当クラス受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨又は通貨ユニット(日本円を含み、以下「投資者の通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して特定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドル安または投資者の通貨の高騰に伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルに対する投資者の通貨の高騰により、(a)投資対象ファンドの純資産価額および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格の投資者の通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨の相当額が減少する可能性があります。

流通市場の不存在

ユニットについて、流通市場は想定されていません。そのため、受益者は、英文目論見書補遺に定める買戻方法によってのみ、ユニットを処分することができます。買戻請求日から買戻日までの期間において、自己のユニットの買戻しを請求する受益者が保有するユニットに係る投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格の下落リスクについては、買戻しを請求する受益者がこれを負担します。

スタートアップ期間

投資対象ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、投資対象ファンドのポートフォリオの分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。投資対象ファンド投資運用会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

事前投資

受益者は、購入受理の通知後、購入代金が受領される前に、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの勘定でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性が

あることに留意すべきです。かかる事前投資は、投資対象ファンドの利益になることを意図していません。しかし、決済不履行の場合、投資対象ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用（反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある）だけでなく事前投資の資金を得た投資対象ファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限られません。結果として、事前投資に起因する投資対象ファンドへの損失は、投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドの受託会社と投資対象ファンド投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

決済不履行

ユニットは取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、当該ユニットの申込者は、関連する取引日から3営業日目に購入代金を決済することが求められるだけです。万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、投資対象ファンドの受託会社は、決済不履行の対象であるユニットを消却することができます。不履行投資者がユニットを購入した取引日からかかる不履行投資者のユニットが消却された日までの期間に、ユニットを購入する投資者および既存の受益者は、そのユニットについて不履行投資者のユニットの購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、そのユニットについてより低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る（その場合、同一クラスのユニットを保有する既存の保有者は、ユニットの価値に関して、希薄化を経験します。）可能性があります。同様に、かかる期間中に同一クラスのユニットの買戻しを請求した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より低額の1口当たりの買戻価額を受領する、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受領する（その場合、同一クラスのユニットの残りの全受益者は、ユニットの価値に関して、希薄化を経験します。）可能性があります。決済不履行の場合、発行されたもしくは買い戻されるユニットの数または受益者が支払ったもしくは受領した1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は当該クラスの受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

源泉徴収リスク

投資者は、一部の市場において、投資対象ファンドの投資を売却した場合の利益または当該投資にかかる配当金、分配もしくはその他の支払いの受領金は、当該市場の監督当局による課税、課徴金、公租公課その他の手数料または課金（源泉徴収を含む。）の対象となるまたはなり得ることに留意しなければなりません。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）により、米国由来のまたはその他の特定の支払いに対して、通常、30%の源泉徴収税が課されます。投資対象ファンドがFATCAに関連する要件または義務を履行しなかった場合、投資対象ファンドが、自己が受領する支払額につき源泉徴収税を課され、投資対象ファンドの純資産価額が減少し、受益証券の価値に悪影響が及ぶ可能性があります。投資対象ファンドは、自己に対して課された義務を履行し、FATCAの源泉徴収税の賦課の回避に努めますが、投資対象ファンドが当該義務を履行できるという保証はありません。投資対象ファンドは、該当する源泉徴収税を当該源泉徴収税の賦課の原因となったまたはこれに寄与した投資者に割り当てることができないことがあります。FATCAの遵守に由来する管理費用も、投資対象ファンドの運営費用の増加につながる可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社が取得時点で源泉徴収税の対象となっていない証券に投資する場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制の改正またはそれらの解釈の変更により、当該証券が将来においても源泉徴収の対象とならないという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社が、当該源泉徴収税を回収することができず、上記の変更が投資対象ファンドが投資する投資証券に係る投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を与える可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社が売却時点で源泉徴収税の対象となる証券を短期間で売却する場合、売却額が買主の源泉徴収税負債を反映したものである可能性があります。将来において当該証券につき源泉徴収税が賦課されなくなった場合、投資対象ファンド投資運用会社ではなくその購入者がかかる恩恵を受けます。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

投資対象ファンドの運営に関連するインターネットおよびテクノロジーの利用の増加に伴い、投資対象ファンドは、サイバー・セキュリティの侵害を通じた運用および情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなります。サイバー・セキュリティの侵害には、投資対象ファンドの資産または機密情報の不正取得を目的としたハッキングまたはその他の方法を通じたコンピュータ・ウイルスへの感染および投資対象ファンドのシステムへの不正アクセスの取得、データの破壊または事業の妨害が含まれますが、これらに限られません。サイバー・セキュリティの侵害は、不正アクセスの取得によらないもの(サービス妨害攻撃、または認証された個人による故意または意図的ではない投資対象ファンドのシステム上に保存されている機密情報の開示)により発生することもあります。サイバー・セキュリティの侵害は、投資対象ファンドの事業運営に、財務的損失をもたらし、投資対象ファンドの純資産価額の決定を不可能とし、適用法の違反、規制上の刑罰および/または罰金、コンプライアンスおよびその他費用につながる可能性のある混乱および影響を発生させる可能性があります。さらに、投資対象ファンドは第三者のサービス・プロバイダーと緊密に提携しているため、当該第三者のサービス・プロバイダーにおける間接的なサイバー・セキュリティの侵害により、投資対象ファンドおよびその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連した同一のリスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関するリスクを緩和するためのリスク管理システムを確立していますが、当該手段が成功を収める保証はありません。

OECDによる共通報告基準

OECDは、FATCAの実施に向けて政府間アプローチを幅広く活用する一方、オフショアで行われる租税回避の問題に世界的な規模で対応するため、共通報告基準(以下「CRS」といいます。)を策定しました。CRSは、金融機関の効率最大化および費用削減を目的として、財務会計情報に係るデューデリジェンス、報告および交換について共通の基準を定めています。CRSの参加表明国は、CRSに従い、金融機関が共通のデューデリジェンスおよび報告手続に基づいて特定した、報告対象となる全口座に係る財務情報を、年に一度報告義務を有する金融機関から入手し、自動的に情報交換先と交換こととなります。ケイマン諸島は、CRSの実施に取り組んできました。この結果、投資対象ファンドは、ケイマン諸島が採択した内容に従い、CRSによるデューデリジェンスおよび報告要件を遵守するよう求められます。投資者は、投資対象ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるよう、管理事務代行会社に対して追加の情報提供を求められる場合があります。要求された情報を提供できなかった場合、投資者は、その結果発生した罰金もしくはその他の料金の負担、および/または投資対象ファンドにおける自らのユニットの強制償還を課せられ、かつ/または投資者がFATCAについて要求された情報を提供できなかった場合と同様の態様による不利益な結果を蒙る場合があります。

予測不能な将来における規制の変更

証券市場は、包括的な法令、規制および取引証拠金に係る要件に服しています。また、証券取引所は、例えば投機的な持高の制限または証拠金要件引上げの遡及的な実施、値幅制限の設定および取引の停止などを含め、市場に緊急事態が発生した場合には特別措置を講じる権限を付与されています。証券に関する規制事項は、法律の中でも急速に変化している分野であり、政府による修正および訴訟の対象となることがあります。投資対象ファンドに影響を及ぼす将来の規制事項の変更の結果は予測不能ですが、重大かつ不利益な結果となる可能性があります。

訴訟および規制措置

投資対象ファンドは、自らのおよび投資対象ファンド投資運用会社の活動に起因して訴訟または規制措置の対象となる場合があります。また防御費用を負担しかつ不成功な結果を被るリスクを負う場合があります。

利益相反

利益の相反が発生する場合があります。紛争が公正に解決されるよう意図している場合であっても、これが随時可能であるとは限りません。

早期終了リスク

投資対象ファンドは、状況に応じて、計画していた終了日以前に終了する場合があります。

保証の不存在

投資対象ファンドへの投資は、政府、政府機関もしくは政府組織、または銀行の補償基金による保険も保証も受けていません。投資対象ファンドのユニットは、銀行への預託金でも債務でもなく、また銀行による保証も裏付けもなされておらず、ユニットへ投資された金額は、上方および/または下方に変動する場合があります。元本の維持は保証されていません。投資対象ファンドへの投資は、元本の損失可能性を含め、一定の投資リスクを伴います。

限定された価格情報源

投資対象ファンドの受託会社、およびその代理人としての投資対象ファンドの管理事務代行会社、ならびに/または投資対象ファンド投資運用会社は、当該投資対象ファンドの純資産総額の計算に関するものも含め、投資対象を値付けするための情報について限られた数の情報源、またはときには単一の情報源に依拠する場合があります。

営業日

営業日の定義付けに当たっては、ケイマン諸島が公休日の結果またはその他の理由により休営する日を考慮に入れていません。したがって、投資対象ファンドの受託会社は、全ての営業日に裁量権を行使することができるとは限りません。

分配

投資対象ファンドの分配方針は、分配額の宣言はするものの、かかる分配を受益者に対して現実的に支払うことはしない、というものです。その代わりに、分配額は、ユニットの同一クラスのユニットにさらに再投資されます。このため、当該投資対象ファンドへの投資は、即時のリターンを求める投資者には適していない場合があります。

停止リスク

投資対象ファンド投資運用会社は、状況に応じて、投資対象ファンドの信託証書による条件に従い、投資対象ファンドの純資産総額の計算を停止し、ならびに/またはユニットの購入および買戻しを停止する場合があります。かかる停止が実行された場合、投資者はユニットを購入または買い戻すことができなくなります。また、投資対象ファンドの純資産総額の決定が停止された場合、投資者は自らの投資に関する市場価値を入手することができない場合もあります。

償還および購入の影響

投資対象ファンド投資運用会社が、取引日において購入申込書の通知を受領し、かつ当該取引日付けでユニットを発行するに先立ち、投資対象ファンドの勘定のために投資を行った場合、かかる投資による利益(または損失)は、既存の受益者が保有するユニットに配分され、かかる配分により、当該取引日における投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格は上昇または下落する可能性があります。

同様に、投資対象ファンド投資運用会社が、償還日に、かかる償還日後の決算のために実施した償還において投資対象を清算した場合、かかる清算による利益(または損失)は、残された受益者により保有されるユニットに配分されます。

加えて、受益者の請求により多額の償還が行われる場合、投資対象ファンド投資運用会社は、望ましいとされたとあろう期間よりも早期に、かつ達成可能であったと思われる価格条件を下回る価格において、償還への資金充当に必要な現金を調達するために、投資対象ファンドの投資資産を清算しなければならない可能性があります。

例えば極めて多数の投資者が単一の日に償還を請求するなど例外的な場合には、全ての受益者に対して、償還のために想定されたタイムテーブルから遅れて支払いがなされる可能性があります。

クラス間の負債

投資対象ファンドのユニットは、異なるクラスで発行されます。投資対象ファンドの信託証書は、投資対象ファンドの負債が、いかなる態様でユニットの様々なクラス間に帰属するかを定めています(負債は、ユニットのうち、かかる負債が発生した特定のクラスに帰属します。)。ただし、投資対象ファンドは単一のトラストとして構成されているため、負債が発生したクラスに帰属する資産が当該負債の返済に不十分である場合、ユニットのいずれのクラスの所有者も、当該所有者の保有するユニットのクラスには対応しないその他のクラスのユニットに発生した負債に対して負担を強いられる場合があります。したがって、ユニットのいずれかのクラスに帰属する負債がユニットの特定のクラスに限定される

ことなく、ユニットの1つ以上のその他のクラスに帰属する資産から支払われるよう求められるリスクが存在します。

郵便物の取扱い

投資対象ファンドの受託者および/または投資対象ファンドに宛てており、かつその登記上の事務所にて受領された郵便物は、投資対象ファンドの受託会社により提供された転送先の住所に未開封のまま転送され、対処されます。投資対象ファンドの受託会社、その取締役、役員、アドバイザーまたはサービス提供者はいずれも(ケイマン諸島で登記事務所のサービスを提供している組織も含まれます。)転送先の住所への郵便物到着に起因して発生した遅延について、その程度を問わず責任を負いません。投資対象ファンドの受託者の取締役は、(投資対象ファンドの受託者または投資対象ファンドにのみ宛てられた郵便物とは対照的に)自らに対して私的に宛てられた郵便物のみを受領し、開封しまたはこれに直接対処します。

制裁

投資対象ファンドの受託者および投資対象ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、投資対象ファンドの受託者は投資者に対して、投資者自らが、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、(i)米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、(ii)国際連合、OFAC、EUおよび/もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に営業上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また(iii)その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の対象となっていないこと(以下あわせて「制裁対象」といいます。)を継続的に表明および保証することが求められることができます。

投資者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、投資対象ファンドの受託者は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の投資対象ファンドの持分を対象とするその後の取引を、当該申込者が制裁対象に該当しなくなるまで停止する場合、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するためのライセンスを取得するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。投資対象ファンドの受託者および投資対象ファンドは、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的であるかを問わず、損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

また、投資対象ファンドを代理して実施したいずれかの投資が、後発的に適用ある制裁措置の対象となった場合、投資対象ファンドの受託者は直ちにかつ申込者への通知をすることなく、当該適用ある制裁措置が解除されるまでの間かかる投資対象とのその後の取引を停止する場合、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得する場合があります。

情報の請求

投資対象ファンドの受託会社もしくはその取締役、またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に従い規制当局または政府当局もしくは政府機関による情報請求に従い、情報の提供をせざるを得なくなる場合があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づきケイマン金融庁が自らもしくは認知された海外の規制当局のため行うもの、または税務情報庁法(その後の改正を含みます。)に基づき税務情報庁が行うものおよび関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものがこれに該当します。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされず、状況に応じて投資対象ファンドの受託者およびその取締役または代理人は、当該請求がなされたことを公表することを禁じられる場合があります。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管会社その他の持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、インベストメント・マネジャー、投資顧問会社または販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。例えば、投資対象ファンドの管理事務代行会社および保管会社は、ファンドに関して、各自、同様の役割を果たします。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとし、利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとし、

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとし、

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

(a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。

(b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼における取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとし、疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとし、

(c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。

(d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することが

できます。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびに各関連会社は、サブアドバイザー・ポートフォリオに含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社は、管理部門(リスク管理部および法務コンプライアンス部を含みます。)から独立した、ファンドの投資リスクおよび法規制のコンプライアンス状況について検査を行う独立組織を設立しました。この組織は、リスク管理の効率性を高め、コミットメントの適切な順守を確保することを目的としています。リスク管理部は、英文目論見書補遺およびその他の契約に定めるファンドの投資目的の監視を行います。法務コンプライアンス部は、投資運用会社およびファンドの法規制のコンプライアンス状況を検査します。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

資産成長型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※資産成長型は、分配を行う予定がなく、分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

毎月分配型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入価額に対して1.10%(税抜1.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

投資対象とする投資信託証券で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は最大年率1.675%程度となります。

(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、純資産総額の最大年率1.125%程度となります。

(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。すなわち、まず、ファンドの純資産総額の5億米ドル以下に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の残りに対して年率0.05%となります。これらは、各評価日時点で発生および計算されますが、最低月額報酬は、3,750米ドルです。管理事務代行会社は、受託会社によりファンドの資産から毎月後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社によりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対して、ファンドの資産から毎月後払いで、各評価日時点で発生および計算される、純資産総額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を有します。保管会社はまた、関係当事者と合意した他の報酬を受け取る権利および業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

販売報酬

販売会社は、各評価日時点で発生および計算される、受益証券の各クラスの純資産総額の年率0.70%に、販売会社が受益者である受益証券の当該クラスの受益証券の数を発行されている当該クラスの受益証券の総数で割った商を乗じて計算される報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、受益証券の該当するクラスに帰属する資産から毎月後払いされます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.12%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネーロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負いません。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、1年を365日とした日割計算により計算され、当初の期間のみについては2018年9月29日(以下「当初クロージング日」といいます。)、その他の期間については毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)から(同日を除きます。)、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)まで(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、各報酬計算日および最終評価日から10国内営業日後以降に支払われます。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われません。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎四半期に後払いされる、純資産総額の年率の0.20%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として投資運用会社に支払われます。

2025年10月31日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下のとおりです。

管理事務代行報酬	309,519米ドル
保管会社報酬	18,501米ドル
販売報酬	3,095,003米ドル
報酬代行会社報酬	530,553米ドル(注)
投資運用会社報酬	884,256米ドル

(注) 受託会社報酬および管理会社報酬を含みます。

投資対象ファンド報酬

ファンドは、おおむねその資産の全てを投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドに適用される以下の費用および報酬を間接的に負担します。

投資対象ファンドの報酬の年間総額は、投資対象ファンドの管理の下にある資産の年率約0.55%程度です(下記記載の特定の固定報酬の変更の影響を受けます。)。

投資対象ファンドの以下のサービス提供会社各自が、前月における投資対象ファンドの平均の日次純資産総額に基づき、毎月後払いで支払われる下記の料率にて、年間報酬を受領します。これらの報酬は、各サービス提供会社に支払われる自己負担費用を除きます。

投資対象ファンドの受託会社報酬

投資対象ファンドの受託会社は、投資対象ファンドの各評価日時点で発生および計算される、毎月後払いで支払われる投資対象ファンドの純資産総額の年率0.01%の報酬を、投資対象ファンドの資産から受け取る資格を有します。

さらに、すべての合理的な立替費用(銀行口座維持費用および銀行間振替費用、副保管会社報酬、ならびに電話、書簡、宅配便、ファクシミリおよび印刷に要する経費および費用を含みますが、これらに限りません。)は、投資対象ファンドの資産から支払われます。

投資対象ファンドの投資運用会社報酬

投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドの各評価日時点で発生および計算される、毎月後払いで支払われる年率0.50%の投資運用会社報酬を、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

投資対象ファンドの管理事務代行報酬

投資対象ファンドの管理事務代行会社は、各評価日時点で比例配分で毎月後払いされる、投資対象ファンドの純資産総額の年率0.04%の管理事務代行報酬を、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

投資対象ファンドの管理事務代行会社は、5,000米ドルの設立費用、投資対象ファンドの財務書類の作成に対する5,000米ドルの年間報酬、ならびに該当する場合はケイマン諸島の金融庁に対して行う届出に対する1,000米ドルの年間報酬を、投資対象ファンドの資産から支払われる権利を有します。

投資対象ファンドの管理事務代行報酬はすべて、付加価値税(もしあれば)に応じて加算されません。

さらに、投資対象ファンドの管理事務代行会社は、写真複写、ファクシミリ、電話、印刷、宅配便、郵便料およびその他の通信料について、ならびに銀行費用および政府または当局機関、団体または組織の報酬または手数料、ならびに投資対象ファンドのサービスの遂行について投資対象ファンドの代理でその管理事務代行会社が支払うその他一切の類似の運営経費、報酬または手数料のその合理的な立替費用を、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

投資対象ファンドの管理事務代行報酬は、毎年見直しが行われます。

投資対象ファンドの保管会社報酬

投資対象ファンドの保管会社は、投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンドの保管会社との間で合意された、慣習上の利率での保管および取引手数料を、毎月、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

さらに、投資対象ファンドの保管会社は、銀行口座維持費用、銀行手数料、慣習上の代理店手数料および保険料(ある場合)、副保管会社手数料(通常の商業的なレートでかつ取引費用を含みます。)、ならびに投資対象ファンドの保管会社のすべての弁護士報酬(これらに限りません。)を含みますが、これらに限らない一切の立替費用または臨時費について、投資対象ファンドの資産から払い戻しを受ける権利を有します。

現地の保管会社または代理店に支払う報酬ならびに関連する費用は、投資対象ファンドの資産から支払われます。

投資対象ファンドの外国為替投資運用会社報酬

投資対象ファンドの外国為替投資運用会社は、投資対象ファンドの受託会社および外国為替投資運用会社の間で合意された報酬を、毎月、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

(4) 【その他の手数料等】

投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドが投資を行う資産の信用格付に関わるデータの入手、投資対象ファンドのベンチマークを使用するのに要する運営経費(ベンチマークの指標データを入手するための、指標提供者および/またはその他の関連するプラットフォームに支払うサービス料を含みますが、これらに限りません。)、投資対象ファンドの売出し書類または信託証書の修正、投資対象ファンドに関わるサービス提供会社の変更、投資対象ファンドの受託会社または投資対象ファンドの管理事務代行会社のインフラストラクチャーの変更を伴う投資対象ファンドに関わるサービス提供会社の構造の変更、投資対象ファンドの受託会社または投資対象ファンドの管理事務代行会社の文書または事業運営の変更を伴う投資対象ファンドおよび/またはアンブレラ・ファンドの構造の変更、ならびに投資対象ファンドおよび/またはアンブレラ・ファンドの終了を含みますが、これらに限らない状況において遂行する追加作業について、追加報酬の支払いを受ける権利を有します。

投資対象ファンドの設定および受益証券の募集に関わる運営経費は、投資対象ファンドの当初クローリング日から開始する3年間にわたり償却され、投資対象ファンドがこれを負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドおよび受益証券の各クラスの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- (ii) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、3会計年度年にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

2025年10月31日に終了した会計年度中の監査報酬は27,090米ドル、その他の報酬および経費(注)は114,053米ドルです。

(注) 代行協会員報酬を含みます。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2026年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。)

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。。)

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

2026年4月1日以降、上記の記載は以下のように変更されます。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されず(2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)。
- なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。)。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。
- 源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。
- 税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

<少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」について>

利用できるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、日本における販売会社にお問合わせ下さい。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストまたはファンドに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法(その後の改正を含みます。)第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

資産成長型

(2026年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	279,107,991	98.1
現預金・その他の資産(負債控除後)		5,390,539	1.9
合計 (純資産総額)		284,498,530 (約44,328百万円)	100.0

毎月分配型

(2026年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	168,558,910	98.1
現預金・その他の資産(負債控除後)		3,255,455	1.9
合計 (純資産総額)		171,814,365 (約26,770百万円)	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年2月末日現在)

	銘柄	発行場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(米ドル-配当クラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	4,060,839	105.21	427,221,265	110.24	447,666,901	98.1

<参考情報>

ファンドの投資対象であるグローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(米ドル-配当クラス)(以下「投資対象ファンド」といいます。)が投資している投資有価証券について、2026年2月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄 (全187銘柄中、上位10銘柄)	国・地域	資産区分	業種	償還期限	比率 (%)
1	ENERGY TRANS ET 8.00% 05/15/2054	アメリカ	投資適格社債	エネルギー	2054/5/15	1.7
2	COLUMBIA PIPE OC CPGX 6.544% 11/15/2053	カナダ	投資適格社債	エネルギー	2053/11/15	1.5
3	HP ENTERPRISE HPE 6.35% 10/15/2045	アメリカ	投資適格社債	テクノロジーおよび エレクトロニクス	2045/10/15	1.4
4	REGAL REXNORD RRX 6.40% 04/15/2033	アメリカ	投資適格社債	資本財	2033/4/15	1.3
5	BAT CAPITAL CORP BATSLN 7.081% 08/02/2053	アメリカ	投資適格社債	消費財	2053/8/2	1.2
6	SEAGATE DATA STX 9.625% 12/01/2032	アメリカ	ハイイールド 社債	テクノロジーおよび エレクトロニクス	2032/12/1	1.2
7	VISTRA CORP VST 8.00% PERP	アメリカ	優先株式	公益	-	1.2
8	ARCELORMITTAL MTNA 7.00% 10/15/2039	フランス	投資適格社債	素材	2039/10/15	1.1
9	EMERA INC EMACN 6.75% 06/15/2076	カナダ	ハイイールド 社債	公益	2076/6/15	1.1
10	LIGHT & WONDER LNW 7.50% 09/01/2031	アメリカ	ハイイールド 社債	レジャー	2031/9/1	1.1

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2026年2月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2026年2月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年3月1日から2026年2月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

資産成長型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円(千円)	米ドル	円
第1会計年度末 (2019年10月31日)	147,770,941.31	23,024,190	107.37	16,729
第2会計年度末 (2020年10月31日)	270,736,473.62	42,183,450	107.37	16,729
第3会計年度末 (2021年10月31日)	465,898,446.53	72,591,637	115.13	17,938
第4会計年度末 (2022年10月31日)	324,910,674.97	50,624,332	97.82	15,241
第5会計年度末 (2023年10月31日)	286,808,961.80	44,687,704	98.60	15,363
第6会計年度末 (2024年10月31日)	280,750,753.14	43,743,775	111.54	17,379
第7会計年度末 (2025年10月31日)	279,332,542.26	43,522,803	119.58	18,632
2025年3月末日	270,753,556.59	42,186,112	110.99	17,293
4月末日	267,653,967.50	41,703,165	110.14	17,161
5月末日	270,531,139.14	42,151,457	112.26	17,491
6月末日	274,775,909.80	42,812,835	114.74	17,878
7月末日	275,009,240.97	42,849,190	115.47	17,991
8月末日	276,433,148.02	43,071,049	116.86	18,208
9月末日	279,393,189.12	43,532,253	119.04	18,548
10月末日	279,332,542.26	43,522,803	119.58	18,632
11月末日	279,773,042.75	43,591,438	120.55	18,783
12月末日	280,649,207.80	43,727,953	121.57	18,942
2026年1月末日	282,033,082.76	43,943,575	123.22	19,199
2月末日	284,498,530.05	44,327,716	124.95	19,468

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円(千円)	米ドル	円
第1会計年度末 (2019年10月31日)	97,818,154.86	15,241,047	104.18	16,232
第2会計年度末 (2020年10月31日)	177,235,749.33	27,615,102	101.12	15,756
第3会計年度末 (2021年10月31日)	267,753,142.13	41,718,617	105.37	16,418
第4会計年度末 (2022年10月31日)	193,938,718.92	30,217,592	86.75	13,517
第5会計年度末 (2023年10月31日)	173,041,577.37	26,961,608	84.51	13,168
第6会計年度末 (2024年10月31日)	171,998,658.54	26,799,111	92.49	14,411
第7会計年度末 (2025年10月31日)	167,605,547.27	26,114,620	95.99	14,956
2025年3月末日	164,111,005.31	25,570,136	90.79	14,146
4月末日	162,195,069.68	25,271,614	89.84	13,998
5月末日	163,601,241.12	25,490,709	91.32	14,229
6月末日	166,181,661.48	25,892,765	93.09	14,504
7月末日	165,827,412.12	25,837,569	93.43	14,557
8月末日	166,657,333.00	25,966,879	94.30	14,693
9月末日	168,517,143.08	26,256,656	95.81	14,928
10月末日	167,605,547.27	26,114,620	95.99	14,956
11月末日	168,185,424.36	26,204,971	96.52	15,039
12月末日	168,559,033.20	26,263,183	97.08	15,126
2026年1月末日	170,402,533.60	26,550,419	98.15	15,293
2月末日	171,814,365.12	26,770,396	99.28	15,469

【分配の推移】

毎月分配型における下記会計年度および2025年3月1日から2026年2月末日までの期間における分配の推移は次のとおりです。なお、資産成長型については、該当事項ありません。

毎月分配型

(税引前)

	1口当たりの分配額	
	米ドル	円
第1会計年度 (2018年9月28日～2019年10月末日)	3.00	467
第2会計年度 (2019年11月1日～2020年10月末日)	3.00	467
第3会計年度 (2020年11月1日～2021年10月末日)	3.00	467
第4会計年度 (2021年11月1日～2022年10月末日)	3.00	467
第5会計年度 (2022年11月1日～2023年10月末日)	3.00	467
第6会計年度 (2023年11月1日～2024年10月末日)	3.00	467
第7会計年度 (2024年11月1日～2025年10月末日)	3.00	467
2025年3月12日	0.25	39
2025年4月14日	0.25	39
2025年5月12日	0.25	39
2025年6月12日	0.25	39
2025年7月14日	0.25	39
2025年8月12日	0.25	39
2025年9月12日	0.25	39
2025年10月14日	0.25	39
2025年11月12日	0.25	39
2025年12月12日	0.25	39
2026年1月13日	0.25	39
2026年2月12日	0.25	39
直近1年間累計 (2025年3月1日～2026年2月末日)	3.00	467
設立時からの総額 (2018年9月28日～2026年2月末日)	22.00	3,428

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率 (%)	
	資産成長型	毎月分配型
第 1 会計年度 (2018年9月28日～2019年10月末日)	7.37	7.18
第 2 会計年度 (2019年11月1日～2020年10月末日)	0.00	-0.06
第 3 会計年度 (2020年11月1日～2021年10月末日)	7.23	7.17
第 4 会計年度 (2021年11月1日～2022年10月末日)	-15.04	-14.82
第 5 会計年度 (2022年11月1日～2023年10月末日)	0.80	0.88
第 6 会計年度 (2023年11月1日～2024年10月末日)	13.12	12.99
第 7 会計年度 (2024年11月1日～2025年10月末日)	7.21	7.03

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	資産成長型	毎月分配型
2018年 (2018年9月28日～2018年12月末日)	-5.74	-5.73
2019年 (2019年1月1日～2019年12月末日)	15.40	15.22
2020年 (2020年1月1日～2020年12月末日)	3.13	2.97
2021年 (2021年1月1日～2021年12月末日)	3.36	3.29
2022年 (2022年1月1日～2022年12月末日)	-14.13	-14.03
2023年 (2023年1月1日～2023年12月末日)	7.60	7.40
2024年 (2024年1月1日～2024年12月末日)	3.91	3.87
2025年 (2025年1月1日～2025年12月末日)	9.20	8.98
2026年 (2026年1月1日～2026年2月末日)	2.78	2.78

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2026年については2月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格
2018年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

(参考情報)

■ 基準価額および純資産の推移

資産成長型



※資産成長型は、分配を行う予定がなく、分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

毎月分配型



■ 分配の推移(毎月分配型)(税引前)

毎月分配型

	1口当たりの分配額	
	米ドル	円
第1会計年度(2018年9月28日～2019年10月末日)	3.00	467
第2会計年度(2019年11月1日～2020年10月末日)	3.00	467
第3会計年度(2020年11月1日～2021年10月末日)	3.00	467
第4会計年度(2021年11月1日～2022年10月末日)	3.00	467
第5会計年度(2022年11月1日～2023年10月末日)	3.00	467
第6会計年度(2023年11月1日～2024年10月末日)	3.00	467
第7会計年度(2024年11月1日～2025年10月末日)	3.00	467
2025年11月12日	0.25	39
2025年12月12日	0.25	39
2026年1月13日	0.25	39
2026年2月12日	0.25	39
直近1年間累計(2025年3月1日～2026年2月末日)	3.00	467
設立時からの総額(2018年9月28日～2026年2月末日)	22.00	3,428

(注)円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点以下を四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

■ 収益率の推移

資産成長型



毎月分配型



(注)収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末(2026年については2月末日)の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額

b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2018年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2018年9月28日～ 2019年10月末日)	資産成長型	1,474,517 (1,474,517)	78,027 (78,027)	1,396,490 (1,396,490)
	毎月分配型	990,748 (990,748)	40,043 (40,043)	950,705 (950,705)
第2会計年度 (2019年11月1日～ 2020年10月末日)	資産成長型	1,421,815 (1,421,815)	286,894 (286,894)	2,531,411 (2,531,411)
	毎月分配型	997,582 (997,582)	189,623 (189,623)	1,758,664 (1,758,664)
第3会計年度 (2020年11月1日～ 2021年10月末日)	資産成長型	2,624,512 (2,624,512)	1,097,322 (1,097,322)	4,058,601 (4,058,601)
	毎月分配型	1,347,788 (1,347,788)	542,233 (542,233)	2,564,219 (2,564,219)
第4会計年度 (2021年11月1日～ 2022年10月末日)	資産成長型	493,542 (493,542)	1,233,364 (1,233,364)	3,318,779 (3,318,779)
	毎月分配型	294,656 (294,656)	623,772 (623,772)	2,235,103 (2,235,103)
第5会計年度 (2022年11月1日～ 2023年10月末日)	資産成長型	103,223 (103,223)	516,193 (516,193)	2,905,809 (2,905,809)
	毎月分配型	106,154 (106,154)	296,647 (296,647)	2,044,610 (2,044,610)
第6会計年度 (2023年11月1日～ 2024年10月末日)	資産成長型	53,016 (53,016)	441,819 (441,819)	2,517,006 (2,517,006)
	毎月分配型	41,604 (41,604)	226,568 (226,568)	1,859,646 (1,859,646)
第7会計年度 (2024年11月1日～ 2025年10月末日)	資産成長型	36,664 (36,664)	219,671 (219,671)	2,333,999 (2,333,999)
	毎月分配型	21,090 (21,090)	134,663 (134,663)	1,746,073 (1,746,073)

(注) ()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込 (販売) 手続等】

(1) 海外における販売手続等

各クラスの受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、当該受益証券のクラスの 1 口当たり純資産額と同額で、投資者による募集に供されます。

受益証券の各クラスの 1 口当たり純資産額は当該取引日 (当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日) において計算されます。募集の単位は 1 口以上 1 口単位とします。募集口数の総額は、0.005 を切り上げた上で、小数点第 2 位を四捨五入します。

「最低申込み」とは、資産成長型受益証券および毎月分配型受益証券につき、投資家 1 人当たり 1 口をいい、受益証券は、1 口以上 1 口単位で申込みすることができます。申込みは、管理会社の単独の裁量により、その全部または一部が受け付けられ、または拒否されることがあります。

募集手続

投資者は、受益証券の購入のために自らが使用する投資者口座を管理事務代行会社が開設できるようにするため、記入済みの口座開設申込書 (ならびに、かかる投資者の身元を証明する情報および書類、ならびに管理事務代行会社に要求された場合、かかる投資者の購入代金の出所の詳細) をファクシミリ、電子メール (署名された PDF ファイル形式) またはその他事前に管理事務代行会社と合意した電子的手段により管理事務代行会社に送付しなくてはなりません。これらの要件の詳細については、後記「マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策」の項をご参照ください。

管理事務代行会社が投資者に投資者口座が開設された旨の確認を送付した後、投資者は、申込書を用いて受益証券の申込みを行うことができます。申込書は、管理事務代行会社に申込書期限までに受領されなかった場合、申込書の受領後の翌取引日に持ち越され、受益証券が受益証券 1 口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受領後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する受益証券 1 口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

「申込書期限」とは、関連する取引日の午後 5 時 (日本時間)、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間または日付をいいます。

投資者口座が開設された旨の確認の受領および管理事務代行会社への申込書の送付の後、購入代金は、関連する取引日から 4 ファンド営業日後またはそれ以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

申込者は、自らの投資者口座が管理事務代行会社によって開設されたことを管理事務代行会社が確認する前に管理事務代行会社が受領した申込書については、処理されないことにご留意ください。このような場合、申込者は、自らの投資者口座が管理事務代行会社により開設されたことを管理事務代行会社が確認した時点で、新たな申込書に記入し、提出しなければなりません。投資者口座が開設されたことが確認される前にファンドの回収口座に入金された購入代金は拒否され、申込者は、適格機関申込者の費用負担で追加の銀行手数料を請求される場合があります。

「回収口座」とは、管理事務代行会社が運用する口座であって、(i) 投資者からファンドへの購入代金の受け取り、および(ii) 受益者に対する買戻金および / または分配金の支払いのために使用される口座をいいます。

一般

全ての口座開設申込書および申込書は、ファクシミリ、電子メール (署名された PDF ファイル形式) またはその他事前に管理事務代行会社と合意した電子的手段により管理事務代行会社に送付されません。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有お

よび/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを口座開設申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された口座開設申込書または申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込を拒否する権利を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済みの口座開設申込書、申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義します。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および(ii)管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係ると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

ファンドに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して投資者に対して支払われる前を含め、回収口座に保有されている翌日の現金残高は、キャッシュスイープ・プログラムの対象となる場合があります(以下「回収口座キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)。回収口座キャッシュスイープ・プログラムは、少なくともS&P、ムーディーズまたはフィッチから「A」以上の信用格付を得ている第三者のカウンターパーティー(以下「回収口座キャッシュスイープ・カウンターパーティー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を預託することを伴います。投資者は、回収口座キャッシュスイープ・プログラムの結果として、回収口座キャッシュスイープ・カウンターパーティーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、上記「第1ファンドの状況 3 投資リスク」中の「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はアンチ・マネー・ロンダリング手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、(該当する場合には)その実質的所有者/支配者の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にアンチ・マネー・ロンダリング手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を委託することができます。

管理事務代行会社は、アイルランドを本拠地とし、随時改正されるアイルランドのマネー・ロンダリング防止規則および法令の対象です。

アイルランドの2010年 - 2018年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達)法(以下「刑事司法法」といいます。)は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達を防止し検知するための強固なリスク評価および適切な措置を実施する義務を課しており、かかる措置には、すべての受益者、および場合によっては受益者が代理して受益証券を保有する実質的所有者の身元および住所を確認するための措置が含まれています。管理事務代行契約に基づき、受託会社は、刑事司法法に従い、各受益者の身元を確認するために必要な書類を入手するため、管理事務代行会社を任命しました。リスクベースのアプローチを適用する場合、管理事務代行会社は、特定の状況において、例えば、政治的リスクにさらされている個人または高リスクカテゴリーに該当すると評価されたその他の投資家など、特定の投資家の種類に対して、強化された顧客デュー・デリジェンスを適用することが要求されます。管理事務代行会社は、顧客、顧客の代理人であると主張する者および潜在的な実質的所有者の特定および確認に関して、刑事司法法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達に効果的に対抗するために、また、刑事司法法第33条(1)に従って、以下の場合に顧客および(該当する場合には)最終実質的所有者を特定し、確認しなければなりません。

- ・受益者と受託会社との間に取引関係が成立する前
- ・臨時の取引またはサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更される場合

管理事務代行会社は、自らが管理する資金の受益者を特定し、確認しなければなりません。受益者は、取引関係を開始する前に、関連するアンチ・マネー・ロンダリング(AML)に関する文書を提供しなければなりません。

管理事務代行会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、それに応じて受益者または受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な追加情報を随時要求する権利を留保します。

受託会社は、管理事務代行会社に対し、申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および文書を請求する権限を付与しています。規制された仲介機関を通じて申込みが行われる場合であって、当該仲介機関がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するものとして適用法で認められている国において営業している場合、管理事務代行会社は、かかる投資家に対して簡易の顧客デュー・デリジェンスを適用するか、または潜在的投資家に関して規制された仲介機関からの書面による表明に依拠する権利を有しますが、マネー・ロンダリング防止の目的で、かかる投資家を継続的に監視しなければなりません。

ファンドの受益証券の購入を希望する潜在的投資家に要求される書類(本人確認書類の種類を含みます。)の詳細は、口座開設申込書に記載されています。管理事務代行会社は、潜在的投資家に対し、マネー・ロンダリング防止を目的とする特定または確認のために必要な追加文書または情報に關し、通知するものとします。

申込者による、その身元を確認するために管理事務代行会社が必要とする情報の提示の遅延または不履行があった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を拒否することができます。潜在的投資家は、投資家が第三者の身元を確認するための情報を管理事務代行会社に提示していない限り、償還金または分配金が当該第三者の口座に支払われないことに特に留意すべきです。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまでは、投資者口座を開設することができず、そのような場合、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たし、かつ、投資者口座が開設されたことの確認を受領するまでは、申込書を受理せず、ファンドの回収口座に購入代金を受け取ることはできません。管理事務代行会社が申込者の身元を確認し、投資者口座が開設されている旨の確認を申込者に送付すると、申込者は、記入済みの申込書およびファンドの受益証券の決済資金受領後の翌取引日に、ファンドの受益証券の申込みを行うことができます。

各申込者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社および販売会社が、かかる申込者の口座開設申込書および/または申込書の処理を拒否した結果として生じた損失、または管理事務代行会社が要

求した情報および文書がかかる申込者によって提供されなかった場合、および/または管理会社、受託会社、管理事務代行会社が、かかる受益者への買戻金もしくは分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるると疑いもしくは助言を受けた場合、または管理会社、受託会社、管理事務代行会社もしくは販売会社の適用法令の遵守を保証するためにかかる拒否が必要または適切とみなされる場合、買戻金の支払いが遅延した結果として生じた損失について何ら損害を被らないようにすることを確認し、これに同意します。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みません。)の所定の規定のトラストによる違反に関して、トラストに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。トラストが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、トラストは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)ケイマン諸島の犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みません。)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島テロリズム法(その後の改正を含みません。)に従い巡査またはそれより上級の警察官もしくはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

購入により、申込者は、自らのため、また、自らの実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および受託会社を代理する管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税金の情報交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの口座開設申込書および申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの口座開設申込書、申込書および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、アイルランドの2013年中央銀行(監督および執行)法(第48条(1)(投資法人)2017年規制(2017年のSI 604)(以下「投資者資金規制」といいます。))に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻金および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または配当金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息は、定期的にファンドの資産から支払われます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、(i)米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、(ii)国際連合、OFAC、EUおよび/もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また(iii)その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。)となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者または関係者が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、口座開設申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびその関連会社および/または代理人との連絡(口座開設申込書および/または申込書への記入、ならびに該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにその関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意する必要があります。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資

に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、口座開設申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

GDPR

一般データ保護規則(規則2016/679)(以下「データ保護法令」といいます。)により導入されたEUのデータ保護制度は、EUの全ての加盟国における個人データの収集、保管および処理を支配する現行のルールを変更することで、EU内で実施されている現行のデータ保護制度を実質的に更新します。

管理事務代行会社は、ファンドのアンチ・マネー・ロンダリング/身元確認の義務を履行するため、投資者および潜在的投資者の個人データの処理を、受託会社により委託されています。管理事務代行会社は欧州経済領域(以下「EEA」といいます。)内に所在しているため、EU一般データ保護規則(規則2016/679)(以下「GDPR」といいます。)を遵守する必要があります。管理事務代行会社は、受託会社に代わってデータを処理しており、GDPR上ではデータ処理者に分類されます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う管理事務代行会社およびその関連会社および代理人との連絡(口座開設申込書への記入、および該当する場合には電子通信または電話の記録を含みます。)の結果、または管理事務代行会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、投資家、顧客、実質的所有者、代理人および受益者の役員)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、管理事務代行会社ならびにその関連会社および代理人に、GDPRの規定上の個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意すべきです。

かかる個人情報は、投資者、潜在的投資者および/または当該投資者もしくは潜在的投資者と関連する個人についての、氏名、居住地住所、メールアドレス、連絡先、法人連絡先、署名、国籍、出生地、生年月日、課税識別番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座の詳細、資金源の詳細および当該投資者または潜在的投資者の投資活動の詳細を含みます。

管理事務代行会社は、それぞれの代理人および代行者と個人データを共有することができます。これらの代理人がEEA外、またはそのデータ保護が適切であるとの認定を欧州委員会が発行していない第三国に所在する場合、適切な模範条項が実行されます。個人データは、管理事務代行会社によって、関連するマネー・ロンダリング防止法令に基づき保持されます。一般的に、管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止義務を履行するにあたって保持している個人データについては、関係が終了した後5年間にわたり保持し続けます。ただし、法もしくは適用される規則またはその他に従いより長期間にわたる保持が義務づけられる場合を除きます。

一定の限られた状況において、管理事務代行会社は、ファンドに関する受託会社との契約の結果、得られた個人データについて、データ管理者としても分類される可能性があります。ただし、管理事務代行会社が、法および規制上の目的ならびに適法な事業を行う目的で、マネー・ロンダリング防止法令に従い(法的な義務に基づく)自身の義務を遵守しなければならない範囲に限ります。かかる限られた状況とは、アンチ・マネー・ロンダリングの目的においてあるファンドの投資者の潔癖を証明するために得た個人データを、アンチ・マネー・ロンダリングの目的において管理事務代行会社が管理事務を行う別のファンドの当該投資者の潔癖を証明するために管理事務代行会社が使用することを含みます。

個人データをこれらの特定の許可された方法で使用する際、管理事務代行会社は、GDPRにおけるデータ管理者の全ての義務を負います。管理事務代行会社は、自身がデータ管理者の役割を務めるデータ主体が、GDPRにおいてデータ主体に付与されている全ての権利を、管理事務代行会社に対してのみ直接行使することができることを了解します。

疑義を避けるために付言すると、管理事務代行会社は、一定の限られた状況において自らの権限でデータ管理者として行動し、ファンドのデータ管理者とみなされてはなりません。

管理事務代行会社は、GDPRに基づく、管理事務代行会社のデータ保護に関する義務および個人のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「管理事務代行会社プライバシー通知」といいます。)を作成しました。かかる書類の写しは、口座開設申込書に添付されています。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。各取引日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は1口以上1口単位です。

申込金額は、国内約定日から起算して4国内営業日までに支払うものとします。ただし、円貨でお申込みいただく場合、外貨と円貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによりま

す。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

投資者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領したある受益証券のクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日の午後5時(日本時間)または管理会社とその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/もしくは日(以下「買戻通知期限」といいます。)までに、英文目論見書補遺別紙において、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を管理事務代行会社に対し、ファクシミリ、電子メール(署名されたPDFファイル形式)またはその他事前に管理事務代行会社と合意した電子的手段により提出しなければなりません。一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、当該受益証券のクラスに適用される買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社とその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における受益証券1口当たり純資産価格により計算されます。

各クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日にあたる評価日における評価時点に計算されたかかる受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」といいます。)です。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行ってことができなくなります。但し、(それぞれ償還対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量によ

り、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与える事由の発生をいいます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合(投資対象ファンドが停止を宣言またはその他買戻請求を制限する場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定の通り)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻通知が履行された日における受益証券1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(すなわち、受益証券1口当たり純資産価格)および/または受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

本書の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- (i) 投資対象ファンドが、投資対象ファンドの受益証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言するか、または投資対象ファンドの純資産価格の計算の停止が宣言された場合
- (ii) 管理会社と協議を行った上で受託会社の意見において、公正かつ合理的方法により純資産総額を計算することができない場合
- (iii) 受託会社、管理会社または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合
- (iv) 受託会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻し手続

買戻通知は、ファクシミリ、電子メール(署名されたPDFファイル形式)又はその他事前に管理事務代行会社と合意した電子的手段により管理事務代行会社へ送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

投資対象ファンドの管理事務代行会社から買戻代金を受領することを前提として、買戻代金の決済は、該当する買戻日から3ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の

総額は、0.005を切り上げた上で、小数点第3位を四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由（当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。）において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます（以下「強制買戻し」といいます。）。

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点（かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）において決定される、（ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の）当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格（以下「強制買戻価格」といいます。）となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

(2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該取引日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、当該買戻日の午後3時（日本時間）（買戻しの申込締切時間）および/または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

買戻代金は、原則として、国内約定日から起算して6国内営業日目以降、日本における販売会社を通じて支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された

価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象 (有価証券または現金) の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート (公式またはそれ以外) により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、

- (a) 投資対象ファンド中のファンドの口座に行う投資対象資産の価額は、当該投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定するところに従い、かかる投資対象ファンドについて利用可能な最新の純資産価格に基づいて計算されます。
- (b) 特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および受益証券の各クラスにおける受益証券 1 口当たり純資産価格に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買い戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買い戻しの請求者に対する買い戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間 (通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合

- (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
 - (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
 - (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
 - (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考える場合
 - (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、下記「(5) その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、(i) 2163年12月1日または() 強制買戻事由発生後に実務上最も早く到来する買戻日のいずれか早い日をいいます。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年10月31日です。

(5) 【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不适当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任

を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

- (f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、以下の強制買戻事由が発生した場合は、強制的に買戻されます。

- () いずれかの評価日の純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- () 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合

ソフトウィンドダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託約款および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益権者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益権者に分配し、解散することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益権者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、(ii)かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとし、

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、イギリス法に準拠しイギリス法に従い解釈されます。保管会社の任命は、保管会社または受託会社のいずれかが他方当事者に対し90日前に書面による通知を行うことにより解除することができます。新保管契約はまた、当該契約中に規定されているその他の状況において終了させることが可能です。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が90日前に書面による通知を行うことにより、またはいずれかの当事者が支払い不能となりもしくは通知後も違反を治癒できない等一定の状況に陥った場合に直ちに書面による通知を行うことにより終了することができます。管理事務代行契約は、アイルランド法に準拠しアイルランド法に従い解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協會員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協會員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、2021年9月27日に終了しますが、一方当事者による更新通知なしに、2021年9月27日に自動的に3暦年ごとに更新されます。ただし、()本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、()販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の当初募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、払込日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって当初募集を中断する権利を有するものとし、

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとし、

投資運用契約

投資運用契約は、()2163年12月1日または()強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。ただし、いずれの当事者も、原則として、他方当事者に対して90日以上または両当事者

が書面により合意するそれより短い期間による書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=155.81円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト財政状態計算書
2025年10月31日現在

	注記	2025		2024	
		USD	千円	USD	千円
資産					
現金	10	13,486,374	2,101,312	11,841,436	1,845,014
投資対象ファンドの投資有価証券 (取得原価:(2025年) 431,089,862米ドル、(2024年) 463,876,819米ドル)	8,9	434,208,227	67,653,984	441,509,278	68,791,561
受益証券販売未収金		425,487	66,295	312,379	48,672
資産合計		448,120,088	69,821,591	453,663,093	70,685,247
負債					
受益証券買戻未払金		859,658	133,943	347,966	54,217
その他の未払金	12	550,810	85,822	561,271	87,452
負債合計		1,410,468	219,765	909,237	141,668
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		446,709,620	69,601,826	452,753,856	70,543,578
内訳:					
資産成長型受益証券					
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		USD279,100,926	43,486,715	USD280,749,932	43,743,647
販売済解約可能受益証券口数	11	2,333,999	363,660	2,517,006	392,175
解約可能受益証券1口当たり純資産 価値(NAV)		119.58米ドル	19	111.54米ドル	17
毎月分配型受益証券					
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		167,608,694 米ドル	26,115,111	172,003,924 米ドル	26,799,931
販売済解約可能受益証券口数	11	1,746,073	272,056	1,859,646	289,751
解約可能受益証券1口当たりNAV		95.99米ドル	15	92.49米ドル	14

受託会社を代表して2026年2月17日に承認

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

包括利益計算書

2025年10月31日を末日とする事業年度

	注記	2025		2024	
		USD	千円	USD	千円
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品による純利益					
投資に対する純益	13	22,920,160	3,571,190	48,641,748	7,578,871
受取配当金		12,778,706	1,991,050	13,834,574	2,155,565
純投資収益		35,698,866	5,562,240	62,476,322	9,734,436
販売報酬	12,14	3,095,003	482,232	3,237,458	504,428
投資運用会社報酬	12,14	884,256	137,776	924,982	144,121
報酬代行会社報酬	12,14	530,553	82,665	554,989	86,473
管理事務代行報酬	12,14	309,519	48,226	323,747	50,443
保管会社報酬	12,14	18,501	2,883	20,975	3,268
監査報酬		27,090	4,221	30,049	4,682
その他の報酬および経費		114,053	17,771	57,051	8,889
営業費用合計		4,978,975	775,774	5,149,251	802,305
営業利益		30,719,891	4,786,466	57,327,071	8,932,131
財務費用					
解約可能受益証券の受益者への分配	15	(5,404,084)	(842,010)	(5,760,683)	(897,572)
財務費用合計		(5,404,084)	(842,010)	(5,760,683)	(897,572)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		25,315,807	3,944,456	51,566,388	8,034,559

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書
2025年10月31日を末日とする事業年度

	2025		2024	
	USD	千円	USD	千円
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産 の事業年度期首時点での残高	452,753,856	70,543,578	459,314,858	71,565,848
解約可能受益証券の発行	6,156,883	959,304	9,590,650	1,494,319
解約可能受益証券の買戻	(37,516,926)	(5,845,512)	(67,718,040)	(10,551,148)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産 の変動	25,315,807	3,944,456	51,566,388	8,034,559
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産 の事業年度期末時点での残高	446,709,620	69,601,826	452,753,856	70,543,578

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

キャッシュ・フロー計算書
2025年10月31日を末日とする事業年度

	2025		2024	
	USD	千円	USD	千円
営業活動				
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動	25,315,807	3,944,456	51,566,388	8,034,559
投資対象ファンドの投資有価証券の売却	43,000,000	6,699,830	69,500,002	10,828,795
現金を除く項目に関する調整				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る未実現益の変動	(25,485,906)	(3,970,959)	(54,789,221)	(8,536,709)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実現純損失	2,565,663	399,756	6,147,537	957,848
受取配当金*	(12,778,706)	(1,991,050)	(13,834,574)	(2,155,565)
非現金営業項目残高の増減純額				
その他の未払金の減少	(10,461)	(1,630)	(37,065)	(5,775)
営業活動による正味キャッシュ・フロー	32,606,397	5,080,403	58,553,067	9,123,153
財務活動				
解約可能受益証券の発行による収入	6,043,775	941,681	9,644,621	1,502,728
解約可能受益証券の買戻しに係る支払	(37,005,234)	(5,765,786)	(68,221,370)	(10,629,572)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	(30,961,459)	(4,824,105)	(58,576,749)	(9,126,843)
現金の純増減額	1,644,938	256,298	(23,682)	(3,690)
現金の事業年度期首残高	11,841,436	1,845,014	11,865,118	1,848,704
現金の事業年度期末残高	13,486,374	2,101,312	11,841,436	1,845,014
補足情報:				
再投資された配当金*	12,778,706	1,991,050	13,834,574	2,155,565

* 投資対象ファンドからの配当金収入は現金で受領するのではなく、投資対象ファンド内で同クラスのユニットに再投資される。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

1. 全般的情報

マイスターズ・コレクション(以下、「本シリーズ・トラスト」)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「マスター・トラスト」)の2013年12月2日付基本信託証書および2018年8月3日付補遺信託証書(以下、「補遺信託証書」)(以下、基本信託証書と「補遺信託証書」を合わせて「信託証書」)に基づいて組成・設定されている。マスター・トラストは、2013年12月2日にケイマン諸島の信託法第47条および、2014年1月22日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。

本シリーズ・トラストは、資産成長型受益証券および毎月分配型受益証券をそれぞれ発行し、2018年9月28日より運用を開始した。

本シリーズ・トラストの投資目標は、通常の市場環境の下で、主にインカムを生み出す債券および株式に間接的に投資する一方、投資家にインカムゲインを受け取るか、キャピタルゲインを受け取るかを選択することができる選択肢を提供することである。投資対象には社債、転換社債、普通株式および優先株式が含まれるがこれらに限定されない。本シリーズ・トラストは、実質的にすべての資産をヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(以下、「投資対象ファンド」)の米ドル 配当クラス受益証券に投資することにより、その投資目標の達成を追求することが想定されている。投資対象ファンドは、ケイマン諸島法に基づいて設定されたアンブレラ・ユニット・トラスト(以下、「アンブレラ・トラスト」)であるグローバル・マルチ・ストラテジーのシリーズ・トラストである。2025年10月31日現在、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの13.26%(2024年:14.09%)を保有している。

また、本シリーズ・トラストは、米ドル建ての現金および短期金融市場証券(コマーシャルペーパー、譲渡性預金、国債を含むがこれらに限定されない)を保有する場合がある。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下、「投資運用会社」)は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうちの投資対象ファンドならびに米ドル建て現金および短期金融市場証券から構成される部分(以下、「サブアドバイズド・ポートフォリオ」)に関し、日々の投資意思決定および継続的モニタリングについて責任を負う。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、毎月いくらかの金額の収益を生み出す可能性がある。こうした収益のうち、毎月分配型受益証券に帰属する部分は、各分配日に当該クラスの受益証券の受益者に分配されることが意図されている。かかる分配の詳細は注記15に記載されている。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

1. 全般的情報(続き)

投資対象ファンドの投資目標は、投資対象ファンドの投資運用会社であるヌビーン・アセット・マネジ
メント・エルエルシー(以下、「SF投資運用会社」)の相対価値およびリスク評価に基づいて、負債
証券か持分証券かを問わず企業の発行する有価証券に投資することにより、高水準のインカムと魅力的
なリスク調整後リターンを提供することである。投資対象ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資対象ファンド投資運用会社は、その投資目標を追求するために、正のリスク/経済価値特性をもつ
過小評価された会社を識別することを目的とした綿密な調査に基づく投資プロセスを用いて投資対象
ファンドの投資選択を行う。

投資対象ファンド投資運用会社の投資アプローチは、ボトムアップのファンダメンタル・アプローチに
基づいている。運用チームは、個々の会社を単に株式としてではなく事業として捉え、それらの会社を
理解することを軸に据えた独自の調査を行う。投資手法には、損益計算書のみには依存するのではなく貸
借対照表およびキャッシュ・フロー計算書も含めた分析を中心とした綿密な財務諸表評価が含まれる。
投資対象ファンド投資運用会社は、このプロセスによって会社の経済的な収益性、キャッシュ・フロー
および資本利益率を真に理解することが可能になると考えている。

投資対象ファンド投資運用会社の投資プロセスは、会社の資本構成の中での特定の証券の魅力に焦点
を当て、リスクと経済価値のバランスが適切であり、他の類似の証券に比べて割安であると判断した証
券に投資することを追求するものである。投資対象ファンド投資運用会社は、特定の会社に有利なリス
ク/経済価値特性、魅力的なバリュエーションまたは要因が無くなったと判断した場合、当該会社の資
本構成の中でより良い代替投資対象を識別した場合、または会社が配当もしくは利息の支払を停止した
もしくは停止すると予想される場合、以下に記載する金融デリバティブ商品の利用を通じて行う場合を
含め、保有証券の売却または特定の証券のエクスポージャーの削減を行う場合がある。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

1. 全般的情報(続き)

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定において、米国企業および非米国企業の負債証券および持分証券を含むがこれらに限定されない分散投資ポートフォリオに投資する。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの勘定で投資する負債証券には、社債、モーゲージ担保証券、課税地方債、ならびに米国政府および政府機関の債券が含まれるがこれらに限定されない。優先証券は、企業発行体が発行する有価証券で、一般に投資家に固定または変動レートの分配を行うものであり、分配の支払および会社資産の清算において普通株式に優先するが、その会社の他のほとんどの負債(優先債と劣後債の両方を含む)に対しては劣後する。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、購入時に投資適格より下の信用格付をもつ優先証券および負債証券、または同等の性質を有する信用格付のない証券に対し、制限なく投資することができる。これらの証券は、非投資適格証券と称される場合があり、一般に債務不履行(要求される利息または元本の支払が行われないこと)のリスクの高さに見合った高い収益を投資家に提供する。これらのことから、投資対象ファンドのNAVのボラティリティは比較的高水準となる可能性がある。

投資対象ファンドが保有する有価証券の平均満期期間または平均実効デュレーションについての制限はない。

通常、投資対象ファンド投資運用会社は、その投資目標を達成するために、投資対象ファンドの勘定において、投資対象ファンドの実質的にすべての資産を投資する。投資対象ファンドの資産の全額が投資目標に従って投資されない限りにおいて、投資対象ファンド投資運用会社の投資決定が短期的な市場要因の配慮に基づいて行われる可能性がある。この場合、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定において、ポートフォリオ有価証券の頻繁な売買を行う可能性がある。投資対象ファンド投資運用会社は、キャッシュ・インフローおよびアウトフローが増える時期を含め、一時的な防御の目的で、一時的にその投資方針および投資対象ファンドの制限から逸脱する場合がある。このような期間中、投資対象ファンドは投資目標を達成しない可能性がある。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

2. 作成の基準

財務諸表は、国際会計基準審議会(以下、「IASB」)が公表する国際財務報告基準(以下、「IFRS」)およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表する解釈指針に準拠して作成されている。

財務諸表は米ドル(「USD」)で表示され、ケイマン諸島の現地通貨では表示されない。本シリーズ・トラストの受益証券は、日本円(「JPY」)で発行および償還されるが、本シリーズ・トラストの運用は主として米ドルで行われる。

本シリーズ・トラストは、投資企業: IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂(以下、「改訂」)を採用している。経営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、受託会社は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。見積りおよび関連する仮定は、その状況において合理的と考えられる過去実績およびその他の様々な要因に基づいて行われ、その結果が他の情報源から直ちに明らかではない資産および負債の簿価に関する判断の基礎となる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの変更は、変更が行われた期間に認識される。IFRSの適用にあたって受託会社が行う判断のうち、財務諸表および見積りに重要な影響を及ぼし、次年度に重大な修正が発生する大きなリスクを伴うものについては、注記8および9において検討されている。

3. 測定基準

財務諸表は、以下の重要な項目を除き、取得原価を基準に作成されている。

項目	測定基準
損益を通じて公正価値(以下、「FVTPL」)で測定する金融資産	公正価値

投資対象ファンドの投資有価証券は、この分類に含まれる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

4. 重要性のある会計方針の変更

採用された会計方針は、前事業年度会計方針と同一のものである。

5. 既発効であるが未採用の会計基準

多数の新会計基準が2024年11月1日以降に開始する年次期間について発効しており、早期適用が認められているが、本シリーズ・トラストはこれらの新会計基準または改訂基準を財務諸表の作成に際し早期適用していない。

未発効の会計基準の初度適用期間において、本シリーズ・トラストの財務諸表に重要な影響を及ぼすものはないと予想される。

6. 重要性のある会計方針

本シリーズ・トラストが採用し、財務諸表に表示されたすべての期間に一貫して適用した重要性のある会計方針は以下のとおりである。

金融資産および金融負債

(i) 認識および当初測定

FVTPLで測定する金融資産および金融負債は、本シリーズ・トラストが当該金融商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

FVTPLで測定しない金融資産および金融負債は、公正価値にその取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

(ii) 分類および事後測定

金融資産の分類

当初認識時において、本シリーズ・トラストは金融資産を、償却原価で測定する金融資産またはFVTP Lで測定する金融資産として分類している。

金融資産は、下記の両方の条件を満たし、かつFVTP Lに指定されていない場合、償却原価で測定される：

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有される。
- ・ 契約条件により、「元本および元本残高に対する利息の支払のみ」(以下、「S P P I」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

本シリーズ・トラストの他のすべての金融資産は、FVTP Lで測定される。

事業モデル評価

金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する上で、本シリーズ・トラストは事業の管理方法について関連するすべての情報を考慮する。それらには以下が含まれる：

- ・ 文書化された投資戦略およびその戦略の実施状況。具体的には、投資戦略が、契約上の利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションと関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションとを一致させること、または資産の売却を通じてのキャッシュ・フローを実現することに重点を置いているかどうかが含まれる。
- ・ ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの経営者への報告方法。
- ・ 事業モデル(およびその事業モデルの中で保有される金融資産)のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびかかるリスクの管理方法。
- ・ 投資運用会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- ・ 過去の期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

()分類および事後測定(続き)

事業モデル評価(続き)

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、事業モデル評価の目的上売却とはみなされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

本シリーズ・トラストには2つの事業モデルがあると判断している：

- ・満期保有事業モデル：対象資産は現金および受益証券販売未収金。これらの金融資産は、回収目的の契約上のキャッシュ・フローである。
- ・その他の事業モデル：対象資産は投資対象ファンドの投資有価証券。これらの金融資産の管理およびパフォーマンスの評価は、頻繁な売買の中での公正価値ベースで行われる。

契約上のキャッシュ・フローがS P P I要件を満たすか否かの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「利息」は、貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク、ならびに他の基本的な融資リスクおよび費用(例：流動性リスクおよび管理事務費用)に対する対価および利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P I要件を満たすか否かの評価において、本シリーズ・トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす契約条件が金融資産に含まれるかどうか(含まれる場合、S P P I要件は満たされるかどうか)等を評価する。本シリーズ・トラストは、以下を考慮してこの評価を行う：

- キャッシュ・フローの金額または時期に変更をもたらす偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還および期間延長条項
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例えば、ノンリコース条項)
- 貨幣の時間価値の対価の修正を伴う条項(例えば、金利の定期的見直し)

I F R S 第9号の定義による財政状態計算書の表示科目と金融商品の各分類との調整については、注記7を参照。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

()分類および事後測定(続き)

分類変更

金融資産は、本シリーズ・トラストが金融資産の運用に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後の分類変更は行われぬ。事業モデルを変更する場合は、影響を受けるすべての金融資産の分類が事業モデル変更後の最初の報告期間の初日に変更される。

金融資産の事後測定

FVTPLで測定する金融資産

これらの資産は、公正価値で事後測定を行う。受取/支払利息および配当金ならびに為替差損益を含む純損益は、包括利益計算書の純損益で認識される。

投資対象ファンドの投資有価証券は、この分類に含まれる。

投資対象ファンドの投資有価証券の公正価値は、当該投資対象ファンドの管理事務代行会社から入手した受益証券1口当たりの未監査のNAVに基づく。この数値は、投資運用会社の判断による最も代表的な公正価値の測定値とみなされる。投資対象ファンドの投資有価証券に係る実現および未実現損益は、包括利益計算書に含まれる。

償却原価で測定する金融資産

これらの資産は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。受取利息、為替差損益および減損は包括利益計算書において認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

現金および受益証券販売未収金は、この分類に含まれる。

金融負債 - 分類、事後測定および損益

金融負債は、償却原価で測定される金融負債またはFVTPLで測定される金融負債に分類される。

トレーディング目的で保有される金融負債、デリバティブである金融負債、または当初認識時にFVTPLで測定される金融負債に指定された金融負債は、FVTPLで測定される金融負債に分類される。FVTPLで測定される金融負債は公正価値で測定され、支払利息を含むその純損益は純損益で認識される。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

()分類および事後測定(続き)

金融負債 - 分類、事後測定および損益(続き)

その他の金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。支払利息および為替差損益は純損益で認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

2025年10月31日および2024年10月31日を末日とする各事業年度において、FVTPLで測定される金融負債は存在しない。

償却原価で測定する金融負債には、受益証券買戻未払金およびその他の未払金が含まれる。

(iii) 公正価値による測定

「公正価値」とは、原則として、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格であるが、そのような取引が存在しない場合、本シリーズ・トラストにとってその日現在で利用可能な最も有利な市場の取引価格に基づく。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

活発な市場における公表価格が入手可能な場合、本シリーズ・トラストは金融商品の公正価値をかかると公表価格を用いて測定する。価格情報を継続的に提供するために十分な頻度と量で資産または負債の取引が発生している市場は活発な市場とみなされる。本シリーズ・トラストは、活発な市場において価格が公表されている金融商品については、その仲値を用いて公正価値を測定する。なぜなら、仲値は出口価格の合理的な概算値であるからである。

活発な市場における公表価格が存在しない場合、本シリーズ・トラストは、観察可能なインプットの利用を最大化し、観察不能なインプットの利用を最小化する評価手法を用いて公正価値を測定する。選択された評価手法は、市場参加者が取引の価格を決定する上で考慮するすべての要因を織り込む。

本シリーズ・トラストは、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替を、振替が発生した報告期間の末日現在で認識する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

() 償却原価による測定

金融資産または金融負債の「償却原価」とは、金融資産または金融負債の当初認識時の測定額から元本返済額を差し引き、さらに当初の金額と満期日の金額との差額に実効金利法を適用して償却累計額を増減した金額である。また、金融資産の場合、さらに損失評価引当金を差し引いて修正した後の金額となる。

() 減損

本シリーズ・トラストは償却原価で測定する金融資産の予想信用損失(以下、「ECL」)に対する損失評価引当金を認識する。

本シリーズ・トラストは、12カ月のECLで測定される以下の例外を除き、損失評価引当金を全期間のECLに等しい金額で測定する。

- ・報告日現在で信用リスクが低いと判定された金融資産
- ・当初認識時以降、信用リスク(資産の予想存続期間中に債務不履行が発生するリスク)が著しく増大していないその他の金融資産

金融資産の信用リスクが当初認識時以降著しく増大したか否かの判定およびECLの見積りにあたって、本シリーズ・トラストは、過大な費用または労力を要さずに入手可能な合理的で裏付け可能な関連情報を考慮する。これには、本シリーズ・トラストの過去実績および既知の信用評価に基づく定量的および定性的情報(将来の見通しに関する情報を含む)および分析が含まれる。

本シリーズ・トラストは、延滞期間が30日を超えた金融資産については、その信用リスクが大幅に増大したと仮定する。

以下の場合、本シリーズ・トラストは、金融資産の債務不履行が発生したものと判断する。

- ・債務者が、本シリーズ・トラストが有価証券(保有している場合)の強制売却のような措置を講じない限り、本シリーズ・トラストに対する信用債務を全額支払う可能性が低い場合
- ・金融資産について、90日を超える延滞が発生している場合

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

()減損(続き)

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティの信用格付が世界的に理解された「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いと判断する。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたるすべての発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。12カ月のECLとは、全期間のECLのうち報告日後12カ月以内(金融商品の予想存続期間が12カ月より短い場合は、その期間内)に発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。ECLを見積もる際に考慮する最長期間は、本シリーズ・トラストが信用リスクに晒される契約上の最長期間である。

ECLの測定

ECLは信用損失の確率加重見積りである。信用損失は、すべての現金不足額(すなわち、契約条件に従って受領されるべきキャッシュ・フローと本シリーズ・トラストが受領することが予想されるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは、金融資産の実効金利を用いて割り引かれる。

信用減損金融資産

本シリーズ・トラストは、各報告日において、償却原価で測定する金融資産について信用減損が発生しているか否かを評価する。金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす事象が1つ以上発生している場合、その金融資産は信用減損金融資産である。

金融資産が信用減損金融資産である証拠には以下の観察可能なデータが含まれる。

- ・債務者または発行体の著しい財務上の困難
- ・決済不履行その他の契約違反または90日を超える延滞
- ・債務者に倒産またはその他の財務上の再編成が発生する可能性が高いこと

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

()減損(続き)

財政状態計算書におけるECLに対する引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、当該資産の帳簿価額の総額から差し引いて表示する。

直接償却

本シリーズ・トラストが金融資産の全額またはその一部について合理的な回収見込みがないと判断した場合、かかる金融資産の総額での帳簿価額に対し直接償却を行う。

(vi) 認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利の期限が満了した場合、または金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡する取引もしくは本シリーズ・トラストが金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡しないが引き続き保有もせず、かつ金融資産を引き続き支配しない取引によって契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識の中止を行った場合、当該資産の帳簿価額(または資産の帳簿価額のうち認識を中止した部分に配分された金額)と受領した対価の額(取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を差し引いた金額を含む)との差額を純損益で認識する。かかる譲渡金融資産について創出されたまたは留保された持分がある場合、本シリーズ・トラストはこれを別の資産または負債として認識する。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するが、譲渡資産もしくはその一部のリスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有する取引を行う場合がある。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有している場合、かかる譲渡資産について認識の中止は行わない。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてが引き続き保有される資産の譲渡には、買戻し特約付売却取引が含まれる。

本シリーズ・トラストは、金融負債に係る契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

() 認識の中止(続き)

金融負債の認識の中止を行った場合、消滅した帳簿価額と支払った対価の額(譲渡した非現金資産または引き受けた負債を含む)との差額は純損益で認識する。

(vii) 相殺

認識した額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、純額ベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、対応する金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。一般にマスターネットティング契約はこの条件を満たさないため、関連する資産および負債は、財政状態計算書上総額ベースで表示される。2025年10月31日および2024年10月31日の各時点で、本シリーズ・トラストは、マスターネットティング契約の対象となる金融資産または負債を保有していない。

現金

エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドは受託会社として、三井住友信託銀行(ロンドン支店)を保管会社(以下、「保管会社」)に任命した。さらに、保管会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下、「BBH」)をサブ・カストディアン(以下、「サブ・カストディアン」)に任命した。現金は、最終的に、本シリーズ・トラストの保管銀行としてのBBHによって保管される。現金は、BBHが保管する満期日が3カ月以内に到来する現金で構成される。

FVTPLで測定する金融商品による純益

受取配当金は、配当落ち日ベースで課される還付請求不能な源泉税を含めた総額で記帳される。投資対象ファンドからの配当金収入は現金で受領するのではなく、投資対象ファンド内で同クラスのユニットに再投資される。

FVTPLで測定する金融商品による実現損失は、報告期間の期初における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と、処分時に受領した対価との差額を示す。投資売却による実現損益は、先入先出法を用いて計算される。未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と、同期間の期末における帳簿価額との差額を示す。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

外国為替取引

外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての有価証券の購入および売却、解約可能受益証券の発行および償還、ならびに収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

経費

経費は、発生主義で会計処理され、包括利益計算書上で認識される。

税務

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島政府より、2013年12月2日から50年間にわたり、仮にケイマン諸島において所得税、利益税、またはキャピタルゲイン税が導入された場合であっても、これらすべての地方税を免除されるとの保証を得ている。現在のところ、ケイマン諸島ではこれらの税金は課されていない。

本シリーズ・トラストは、特定の国において投資収益およびキャピタルゲインに対して課される源泉徴収税を負担する可能性がある。そのような投資収益およびキャピタルゲインは、包括利益計算書において源泉徴収税控除前の総額で計上される。源泉徴収税は、包括利益計算書において別項目として表示される。2025年10月31日および2024年10月31日を末日とする各事業年度において、源泉徴収税費用は支払われていない。

投資対象ファンドは、ケイマン諸島以外の国に所在する証券に投資することを選択する場合がある。これら外国の多くでは、投資対象ファンドを含む非居住者に対してキャピタルゲイン税が適用され得ることを示す税法が存在する。これらのキャピタルゲイン税は自己申告方式で算定することが求められているため、係る税金は投資対象ファンドのブローカーによって「源泉徴収」ベースで控除されない可能性がある。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

税務(続き)

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、関連する税務当局がすべての事実および状況を完全に認識していると仮定した場合に、外国の税法に基づき当該外国を源泉とする本シリーズ・トラストのキャピタルゲインに対して税務上の負債が課される可能性が高いと判断されるとき、税務負債を認識する必要がある。その税務負債は、報告期間の末日までに制定または実質的に制定された税法および税率を用いて、関連する税務当局に支払われると見込まれる金額で測定される。制定された税法がオフショア投資トラストにどのように適用されるかについては、不確実性が存在する可能性がある。このため、最終的に本シリーズ・トラストが税務負債を支払うことになるかどうかについて不確実性が生じる。したがって、不確実な税務負債を測定する際には、経営陣は、関連する税務当局の公式または非公式な慣行を含め、支払いの可能性に影響を及ぼし得る、評価時点で入手可能なすべての関連する事実および状況を考慮する。

2025年10月31日および2024年10月31日の各時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが添付の財務諸表上で未認識の税務上の利益に関して計上すべき負債は存在しないと判断している。これは管理会社による最善の見積りであるが、外国の税務当局が、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタルゲインに対して税金の徴収を試みるリスクは依然として存在する。このような事態は事前の通知なく、場合によっては遡及的に発生する可能性があり、その結果、本シリーズ・トラストに損失が生じる可能性がある。

外貨

本シリーズ・トラストの財務諸表に含まれる項目は、本シリーズ・トラストが事業運営を行う主たる経済環境の通貨(以下、「機能通貨」)で測定されており、当該通貨は米ドルである。外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての投資有価証券の購入および売却、解約可能受益証券の発行および買戻、ならびに収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、報告事業年度の最終日の為替相場で米ドルに換算される。公正価値で計上されている外貨建ての非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替相場で米ドルに換算される。換算から生じる実現および未実現損益は、存在する場合、包括利益計算書に含まれる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

解約可能受益証券

本シリーズ・トラストが販売する解約可能受益証券はプッタブル金融商品であり、報告事業年度を通じて異なる特性を有する異なるクラスの発行済受益証券が存在することから、修正IAS第32号の持分証券の分類基準を満たさないため金融負債に分類される(注記11)。1口当たりNAVは、本シリーズ・トラストの各クラスの受益者に帰属する純資産合計額を各クラスの受益証券口数で除して算定する。すべての受益証券の発行および解約はかかる価格で行われる。

他の企業に対する持分

他の企業に対する持分とは、IFRS第12号において、企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す、契約上および非契約上の関与として定義される。他の企業に対する持分は、資本性金融商品または負債性金融商品の保有や、流動性の支援、信用補完および保証によって証明できる。

本シリーズ・トラストは、投資を実施しているが非連結である非上場オープン・エンド契約型投資ファンドが、以下に述べる理由から組成された企業の定義に合致すると結論した。

- 投資対象ファンドにおける議決権は、管理業務にのみ関係しているため、誰が当該ファンドを支配しているのかを決定する際に、決定的な要因とならない。
- 投資対象ファンドの活動が、募集書類および該当する補遺によって制限されている。
- 投資対象ファンドが、投資家への投資機会の提供において、狭く十分に明確化された目的を有している。

下表は、本シリーズ・トラストの連結対象ではないが、本シリーズ・トラストが持分を保有する組成された企業の種類を説明している。

組成された 企業の種類	性質および目的	本シリーズ・トラストが 保有する持分
投資ファンド	投資運用会社の相対価値およびリスク評価に基づいて、負債証券か持分証券かを問わず企業の発行する有価証券に投資することにより、高水準の収益と魅力的なリスク調整後リターンを提供すること。	投資対象ファンドによって発行された受益証券への投資

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

6. 重要性のある会計方針(続き)

他の企業に対する持分(続き)

下表は、非連結の組成された企業について本シリーズ・トラストが保有する持分を詳述したものである。損失の最大エクスポージャーは、2025年10月31日および2024年10月31日の各時点で保有する金融資産の帳簿価額となる。

	純資産合計 (未監査)	FVTPLで 測定される 帳簿価額	純資産合計 (未監査)	FVTPLで 測定される 帳簿価額
	2025	2025	2024	2024
	USD	USD	USD	USD
ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム ・ファンド	3,274,287,179	434,208,227	3,132,505,675	441,509,278

2025年10月31日および2024年10月31日を末日とする各事業年度において、本シリーズ・トラストは、非連結の組成された企業に対して追加の財務的支援を提供しておらず、現在のところ、その他の財務的支援またはその他の支援を提供する義務を負っておらず、提供する意図がない。

7. 金融資産および金融負債の分類

2025	FVTPLでの測定が 義務付けられて いる金融資産	償却原価で測 定する 金融資産	償却原価で 測定する 金融負債	合計
	USD	USD	USD	USD
現金	-	13,486,374	-	13,486,374
FVTPLで測定する金融資産	434,208,227	-	-	434,208,227
受益証券販売未収金	-	425,487	-	425,487
	<u>434,208,227</u>	<u>13,911,861</u>	<u>-</u>	<u>448,120,088</u>
受益証券買戻未払金	-	-	859,658	859,658
その他の未払金	-	-	550,810	550,810
解約可能受益証券の受益者 に帰属する純資産	-	-	446,709,620	446,709,620
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>448,120,088</u>	<u>448,120,088</u>

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

7. 金融資産および金融負債の分類(続き)

2024	FVTPLでの測定が 義務付けられて いる金融資産 USD	償却原価で測 定する 金融資産 USD	償却原価で 測定する 金融負債 USD	合計 USD
現金	-	11,841,436	-	11,841,436
FVTPLで測定する金融資産	441,509,278	-	-	441,509,278
受益証券販売未収金	-	312,379	-	312,379
	441,509,278	12,153,815	-	453,663,093
受益証券買戻未払金	-	-	347,966	347,966
その他の未払金	-	-	561,271	561,271
解約可能受益証券の受益者 に帰属する純資産	-	-	452,753,856	452,753,856
	-	-	453,663,093	453,663,093

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

8. 金融商品の公正価値

裏面の表は、公正価値で認識される金融商品を、以下のレベル別で分析したものである。

- ・レベル1：活発な市場における同一の金融商品の(未修正の)公表価格。
- ・レベル2：直接的に観察可能なインプット(すなわち価格として)または間接的に観察可能なインプット(すなわち価格から導出される)に基づく評価手法。この区分には、活発でない市場における公表価格を用いて価値評価される金融商品、およびすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて価値評価される金融商品が含まれる。
- ・レベル3：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、適用される評価手法が観察可能なデータに基づかないインプットを含み、かかる観察不能なインプットが金融商品の価値に重要な影響を及ぼすすべての金融商品が含まれる。また、この区分には、異なる金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な修正または仮定を要する類似の金融商品の公表価格に基づいて価値評価される金融商品が含まれる。本シリーズ・トラストはこの区分に属する金融商品を保有していなかった。

2025	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	合計 USD
FVTPLで測定する金融資産				
投資対象ファンドの投資有価証券	-	434,208,227	-	434,208,227
	-	434,208,227	-	434,208,227
2024				
FVTPLで測定する金融資産				
投資対象ファンドの投資有価証券	-	441,509,278	-	441,509,278
	-	441,509,278	-	441,509,278

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

8. 金融商品の公正価値(続き)

2025年10月31日および2024年10月31日を末日とする各事業年度中、3つのレベル間の振替は行われなかった。

FVTPLで測定しない金融資産

FVTPLで測定しない金融資産には、以下が含まれる。

現金、受益証券販売未収金、受益証券買戻未払金、その他の未払金。これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。

9. 金融商品とそのリスク

本シリーズ・トラストの金融商品から生じる主要なリスクは以下のように要約できる。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品投資の将来価格の不確実性から発生する。市場リスクは、本シリーズ・トラストが市場ポジションの保有を通じて、価格変動が生じた場合に被る可能性のある潜在的な損失を表す。市場リスクは、価格リスク、為替リスク、金利リスクの3つの種類のリスクから構成される。

管理会社は、その投資目標を追求するために、正のリスク/経済価値特性をもつ過小評価された会社を識別することを目的とした綿密な調査に基づく投資プロセスを採用することに注力してきた。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

9. 金融商品とそのリスク(続き)

市場リスク(続き)

本シリーズ・トラストは、他の投資家とともに、その資産のすべて、または実質的にすべてを「マスター・フィーダー」の仕組みを通じて投資対象ファンドに投資する。「マスター・フィーダー」の仕組み、特に同一のポートフォリオに投資する複数の投資ビークルが存在する点は、投資家に独特のリスクをもたらす。投資対象ファンドに投資する規模の小さい投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する規模の大きな投資ビークルの行動により大きな影響を受ける可能性がある。例えば、規模の大きな投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残った各ファンドにおいて比例的に負担する営業費用の金額が増加し、その結果投資収益が減少する可能性がある。本シリーズ・トラストおよびその他の投資家を含む投資対象ファンドの投資家による短期間での大規模な資金の引き上げが発生した場合、投資ポジションの現金化を一度に、かつ投資対象ファンドにとって経済的に最も有利にはならない方法で行うことが必要となり、これが投資対象ファンドの純資産価値、ひいては本シリーズ・トラストの純資産価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資する。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの目論見書および設立文書の条件に従うことを要求される。これによって受益証券の購入および買戻に制約が課される可能性がある。また、投資対象ファンドが清算する場合、本シリーズ・トラストの勘定で保有する受益証券の強制的な買戻しが発生し、これが本シリーズ・トラストの受益証券の強制的な買戻しにつながる可能性がある。したがって、本シリーズ・トラストの投資パフォーマンスは投資対象ファンドの投資パフォーマンスを完全に反映しない可能性がある。

投資対象ファンドの受益証券の価格は上昇する可能性もあるが、下落する可能性もある。投資対象ファンドがその投資目標を達成することまたは投資家が投資対象ファンドへの投資を全額回収することについての保証はない。一部の国/地域における投資制限により、投資対象ファンドの投資の流動性に制約が生じる可能性がある。投資対象ファンドのキャピタルゲインおよびインカムゲインは、投資対象ファンドの保有する投資のキャピタルゲインおよびインカムゲインから経費を差し引いた金額に基づく。したがって、投資対象ファンドの収益は、かかるキャピタルゲインおよびインカムゲインの変動に応じて変動することが予想される。投資家は、投資対象ファンドへの投資を中長期的投資として捉えるべきである。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

9. 金融商品とそのリスク(続き)

市場リスク(続き)

投資対象ファンドは市場リスクに晒されている。市場リスクは、特定の受益証券、ファンド、産業または有価証券全体の価値が下落するリスクである。投資対象ファンドへの投資の価値は、投資対象ファンドが投資する有価証券の価格に応じて上昇または下落する。有価証券の価格は多くの要因に左右されて変動する。これらの要因には、発行会社の過去の利益実績または将来の利益予想、その資産の価値、経営上の意思決定、発行会社の製品またはサービスに対する需要、生産コスト、全般的な経済動向、金利、為替相場、投資家の心理、地政学的要因および市場流動性が含まれる。

通常、投資運用会社は投資対象ファンドの勘定において、同ファンドの実質的にすべての資産をその投資目標を達成するために投資する。投資対象ファンドの資産の全額が投資目標に従って完全投資されない限りにおいて、投資運用会社の投資決定が短期的な市場要因の配慮に基づいて行われる可能性がある。この場合、投資運用会社は投資対象ファンドの勘定において、ポートフォリオ有価証券の頻繁な売買を行う可能性がある。

下表は、投資対象ファンドにおける投資資産(デリバティブを除く)の集中度について概略を示すものである。

投資対象ファンドにおける純
資産額の割合(%)

株式/優先証券	26.9
社債	42.4
変動利付債	26.9

投資対象ファンドにおいては、投資は基本的にアメリカ合衆国における多様な産業に集中して行われている。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

9. 金融商品とそのリスク(続き)

市場リスク(続き)

価格リスク

価格リスクとは、個別投資またはその発行会社に固有の要因によるか、否かを問わず、市場価格の変動(為替リスクまたは金利リスクから発生するものを除く)の結果として、関連する金融商品の価値が変動するリスクを指す。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドで発生する価格リスクを被りやすい。価格リスクには、投資対象ファンドが投資戦略を取った上で行う、外貨建て有価証券をはじめとする株式、デリバティブ商品、オプションおよび先物の取引の結果として生じる重大なリスクが含まれる場合がある。投資対象ファンドが有価証券、先物取引、およびスワップに対して行う投資は公正価値で計上され、それに伴う公正価値の変動は包括利益計算書において認識されるため、市場環境におけるすべての変動は、本シリーズ・トラストに帰属する純資産に直接的な影響を及ぼすことになる。

2025年10月31日現在、投資対象ファンドの投資有価証券の価格が5%上昇していた場合、他のすべての変数が一定と仮定すると、純資産は21,710,411米ドル(2024年:22,075,464米ドル)増加したと考えられる。逆に5%下落していた場合、他の変数を一定とすると、純資産に同額の逆方向の影響が発生していたことになる。

為替リスク

為替リスクとは、本シリーズ・トラストの一部の資産が外貨建ての有価証券やその他の有価証券に投資され、為替相場の変動によってそれらの資産の価値に有利または不利な影響が生じるリスクを指す。本シリーズ・トラストの投資有価証券は米ドル建てであるが、本シリーズ・トラストは投資対象ファンドが保有する投資有価証券に係る為替リスクを間接的に負っている。投資運用会社は、投資対象ファンドのポートフォリオを監視する。

投資対象ファンドにおいて本シリーズ・トラストが保有する受益証券は米ドル建てである。投資家の財務活動が米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含む)(以下、「投資家通貨」)建てで行われる場合、この事実から外貨換算に関連する一定のリスクが発生する。こうしたリスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドルの平価切下げまたは投資家通貨の平価切上げに起因する変動を含む)および米ドルまたは投資家通貨の規制当局が為替管理を導入または変更するリスクが含まれる。投資家通貨の対米ドル相場の上昇は、(a)投資対象ファンドのNAVおよび受益証券1口当たりNAVの投資家通貨換算額、および(b)分配額(ある場合)の投資家通貨換算額を減少させる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

9. 金融商品とそのリスク(続き)

市場リスク(続き)

為替リスク(続き)

投資対象ファンドの資産の一部は、他の通貨に投資され、投資対象ファンドはこれらの投資有価証券からの収益をかかえる通貨建てで受け取る場合がある。このような収益の一部は、投資対象ファンドの機能通貨に対して価値が下落する可能性がある。加えて、投資対象ファンドは、ヘッジを目的として、通貨性預金や為替予約契約、または同等のデリバティブ商品に投資する場合がある。

本シリーズ・トラストのすべての金融資産は米ドル建てであるため、為替相場の変動が財政状態計算書および包括利益計算書に及ぼす影響は軽微である。したがって、感度分析は実施していない。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動によって本シリーズ・トラストが被る可能性のある潜在的な損失を表す。変動金利の影響を受け、3カ月未満で満期が到来する現金を除き、本シリーズ・トラストのその他の金融資産および金融負債の大半は無利息である。そのため、本シリーズ・トラストの公正価値が、市場金利の実勢水準の変動によって受ける金利リスクは限定されている。一方、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資を通じて、高水準の金利リスクに晒されている。

投資対象ファンドにおける金利リスクとは、投資対象ファンドのポートフォリオの価値が金利上昇局面において下落するリスクを指す。金利が変動すると、デュレーションが長期にわたる債券の価値は通常、デュレーションが短期の債券の価値に比べ大きく変動する。投資対象ファンドは、史上最低に近い金利環境(マイナス金利を含む)、政府の財政政策イニシアチブの可能性の影響、およびかかるイニシアチブに対する市場の反応によって、過去に比べてより大きな金利上昇リスクを負う可能性がある。投資対象ファンドの投資戦略により、投資対象ファンドが保有する資産は市場金利の変動に基づいて増減する。

2025年10月31日および2024年10月31日現在、本シリーズ・トラストにおける資産(現金を除く)および負債は、いずれも利息の発生を伴わないものである。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

9. 金融商品とそのリスク(続き)

流動性リスク

流動性リスクとは、本シリーズ・トラストが、債務の決済または返済を、その期限までにまたは合理的な価格で行うことができないリスクをいう。本シリーズ・トラストの解約可能受益証券の受益者は、自らの裁量で、その時点における解約可能受益証券1口当たりのNAVに基づいて、解約可能受益証券を解約することができる。本シリーズ・トラストはこうした解約に伴う現金による買戻しのリスクに日次で晒されている。本シリーズ・トラストの受益証券には、関連文書に定められた限定的な状況を除き、買戻し制限は課されない。管理会社は、借入残高の総額がNAVの10%を超えない範囲で、本シリーズ・トラストの勘定で、資金の借入を行うことができる。

本シリーズ・トラストの解約可能受益証券の受益者は、自らの裁量により、各営業日および/または管理会社が適宜指定する日付(以下、「買戻日」)に、解約可能受益証券の解約を申し出ることができる。

投資対象ファンドの方針に従い、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの投資有価証券を買戻日(上記に定義)に解約することができる。本シリーズ・トラストと投資対象ファンドの買戻し方針は整合性が取れているため、本シリーズ・トラストの流動性リスクへの影響は最小限に抑えられる。投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの有価証券を直ちに現金化できると考えている。投資対象ファンドの流動性リスクは、投資対象ファンド投資運用会社によって、その方針および手続きに従い、日次で管理されている。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

9. 金融商品とそのリスク (続き)

流動性リスク (続き)

下表は、2025年10月31日および2024年10月31日の各時点における本シリーズ・トラストの金融資産および金融負債を契約上の満期日別に分析したものである。

2025	1 カ月未満	合計
資産	USD	USD
現金	13,486,374	13,486,374
受益証券販売未収金	425,487	425,487
金融資産合計	13,911,861	13,911,861
負債		
受益証券買戻未払金	859,658	859,658
その他の未払金	550,810	550,810
金融負債合計	1,410,468	1,410,468
2024		
資産		
現金	11,841,436	11,841,436
受益証券販売未収金	312,379	312,379
金融資産合計	12,153,815	12,153,815
負債		
受益証券買戻未払金	347,966	347,966
その他の未払金	561,271	561,271
金融負債合計	909,237	909,237

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

9. 金融商品とそのリスク(続き)

信用リスク

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本シリーズ・トラストとの間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクを指す。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの信用リスクに晒されている。

現金および有価証券はいずれも最終的にサブ・カストディアンによって保管されるが、このうち現金についてはサブ・カストディアンが保管銀行として保管する。本シリーズ・トラストの事業年度末時点での現金は全額サブ・カストディアンが保管している。サブ・カストディアンのS & Pグローバルによる信用格付はA(2024年:A+)である。保管会社(本シリーズ・トラストと投資対象ファンドの両方に責任を有する)のS & Pグローバルによる信用格付はA(2024年:A)である。サブ・カストディアンに破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資負債証券に対する本シリーズ・トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。

投資対象ファンド投資運用会社のポートフォリオ・マネージャーは、投資対象ファンドの投資有価証券の信用度およびリスクを継続的に監視している。

投資対象ファンドの勘定に保有されている資産は、対象となる投資有価証券の信用度の変動や、かかる投資有価証券の発行者から生じるリスクに晒されている。このようなリスクにより、証券の価格変動や、投資対象ファンドの受益証券の価格変動が大きくなる可能性がある。例えば、債券の発行者が金利や元本の支払義務を果たすことができない場合や、債券の投資家が発行者に対する評価を全般的に下げた結果として債券価格が下落する場合がある。また、信用格付機関による格付見解によって、投資対象ファンドの勘定で取引されている投資有価証券の信用スプレッドに悪影響を与える場合がある。

その他のリスク

ECLから生じる金額

現金、受取利息、配当金、およびその他の未収金の減損は、12カ月の予想信用損失に基づいて測定されており、これらのエクスポージャーの短期的な満期日を反映している。本シリーズ・トラストは、これらのエクスポージャーの信用リスクを、カウンターパーティの外部信用格付に基づいて、低いものと判断している。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

10. 現金

	2025 USD	2024 USD
現金	13,486,374	11,841,436
	13,486,374	11,841,436

11. 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

本シリーズ・トラストが発行する受益証券には、資産成長型と毎月分配型の2つのクラスがある。

	2025	2024
資産成長型受益証券		
事業年度の期首時点での受益証券残存口数	2,517,006	2,905,809
受益証券発行口数	36,664	53,016
解約口数	(219,671)	(441,819)
事業年度の期末時点での受益証券残存口数	2,333,999	2,517,006
毎月分配型受益証券		
事業年度の期首時点での受益証券残存口数	1,859,646	2,044,610
受益証券発行口数	21,090	41,604
解約口数	(134,663)	(226,568)
事業年度の期末時点での受益証券残存口数	1,746,073	1,859,646

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

11. 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産(続き)

初回クローリング日以降、投資家は各クラスの受益証券を、各取引日に、当該クラスの受益証券の1口当たりNAVと同額の価格で購入することができる。ただし、一定の最低購入金額を満たす必要がある。各クラスの受益証券の1口当たりNAVは、各取引日に計算される。ただし、当該取引日が評価日でない場合は、直前の評価日現在での計算となる。最低購入金額は受益証券1口の価格であり、1口の整数倍の口数で受益証券を購入することができる。合計購入金額は、小数第三位を四捨五入(0.005は切り上げ)して計算する。購入手数料は無料である。

投資家は、初回募集期間中、申込書に必要事項を記入して午後5時までに管理事務代行会社へ送付することにより、各クラスの受益証券を購入することができる。期限は、初回募集期間の最終日の午後5時(東京時間)または管理会社が独自の裁量で決定するその他の日時までである。

購入払込金は、初回クローリング日の翌営業日にあたる日までに、その全額を電信為替により申込人の名義の口座から現金決済用の本シリーズ・トラストの口座宛てに送金しなければならない。かかる支払は米ドルで行うものとする。第三者による支払は受け付けない。申込書の記入が不完全であった場合、管理会社は、その裁量により、記入が完全な申込書を受領した後の最初の取引日まで受益証券の発行を延期することができる。この場合、受益証券は、かかる取引日現在の1口当たりNAVで発行される。

投資家は、本シリーズ・トラストに悪影響を与えるような事象が発生していない取引日、および/または管理会社が本シリーズ・トラストに関して適宜指定する日付に、管理事務代行会社が購入払込金を受領済みの各クラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻しを依頼することができる。一旦送付された買戻し通知は取消不能である。ただし、管理会社が受託会社と協議した上で別段の決定を下した場合はこの限りではない。各クラスの受益証券の1口当たり買戻し価格は、各買戻日の当該クラスの受益証券の1口当たりのNAVとして計算される。ただし、当該買戻日が評価日でない場合は、直前の評価日現在での計算となる。管理会社は、その単独裁量により、買戻し通知締切日より後に受領した買戻し通知を次の買戻日まで延期することができる。この場合、当該買戻し通知に係る受益証券の買戻しは、当該買戻日に当該受益証券に適用される買戻し価格で行われる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

12. 報酬および経費

本シリーズ・トラストの2025年10月31日および2024年10月31日の各時点における支払報酬額は以下のとおりである。

	2025	2024
	USD	USD
販売報酬	265,637	271,041
投資運用会社報酬	75,896	77,471
報酬代行会社報酬	45,538	46,483
管理事務代行報酬	26,593	27,115
保管会社報酬	3,110	3,663
監査報酬	29,246	27,206
その他の報酬および経費	104,790	108,292
	<u>550,810</u>	<u>561,271</u>

販売報酬

販売会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の月額報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.7%として算定される。

投資運用会社報酬

投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額はNAVの年率0.2%で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.12%として算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

12. 報酬および経費(続き)

報酬代行会社報酬(続き)

報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬の支払を代行する。また、報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬に関連する諸経費を含むすべての費用および経費の支払を行う。

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が報酬代行会社報酬から毎年前払いで支払われる。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、報酬代行会社報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は月割りの後払いで支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の月額報酬を受領する。その金額は、NAVの5億米ドル以下の部分に対して年率0.07%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分に対して年率0.06%、10億米ドル超の部分に対して年率0.05%で算定される。

管理事務代行報酬は、その全額が付加価値税(課税される場合)の加算対象となる。加えて、受託会社は、管理事務代行会社が本シリーズ・トラストに対してサービスを提供するにあたって本シリーズ・トラストに代わって支払った合理的なコピー代、ファックス代、電話代、印刷費、宅配便料金、郵便料金およびその他の通信費、銀行費用および政府または公的機関、団体もしくは組織の手数料または料金、ならびにその他の類似の費用、手数料または料金を管理事務代行会社に対して払い戻す。

保管会社報酬

保管会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.025%で算定され、毎月後払いで支払われる。

保管会社はさらに、本シリーズ・トラストの資産から、関連当事者間で合意したその他の報酬を受領する。加えて、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本シリーズ・トラストの資産から払い戻しを受ける権利を有する。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

12. 報酬および経費(続き)

投資対象ファンドの手数料

本シリーズ・トラストは、その資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資することを意図しているため、投資対象ファンドに関連する費用および支払報酬を間接的に負担することになる。このような報酬は、投資対象ファンドの解約可能受益証券の受益者に帰属するNAVを減少させ、本シリーズ・トラストの財政状態計算書に表示される投資対象ファンドの投資有価証券の額に影響を与える。投資対象ファンドの支払報酬の合計額は、投資対象ファンドの運用資産総額の年率約0.55%である(ただし、一定の固定手数料の変更により変動する可能性がある)。投資対象ファンド内で支払われた特定の報酬の内訳に関する詳細については、本シリーズ・トラストの募集書類内に記載されている。

13. 投資に対する純益

	2025	2024
	USD	USD

投資に対する純益は、以下により構成される：

FVTP Lで測定される金融資産の実現純損失	(2,565,746)	(6,147,473)
FVTP Lで測定される金融資産の未実現利益の変動	25,485,906	54,789,221
	22,920,160	48,641,748
投資に対する純益	22,920,160	48,641,748

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

14. 関連当事者取引

財政上または運営上の決定に際して、一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、および販売会社は、本シリーズ・トラストの関連当事者とみなされる。受託会社は、設立証書の下で本シリーズ・トラストを設定する権限を有することから関連当事者である。管理会社は、設立証書の条件に従って受託証券の発行を行う権限を有すること、および同社の最終的な親会社であるUBSグループAGによる共通の所有下にあることから関連当事者である。投資運用会社は、投資判断を下す権限を有することから関連当事者である。報酬代行会社は、本シリーズ・トラストに対して報酬計算代行サービスを提供するなど、重要な影響力を行使することができるため関連当事者である。報酬代行会社の詳細情報は注記12に記載されている。販売会社、管理事務代行会社、および保管会社は、投資運用会社と提携関係があることから関連当事者である。通常の事業活動の過程で行われるもの以外の関連当事者との取引は存在しない。事業年度の間に関連当事者に対して支払った報酬の金額は、包括利益計算書上で開示されるとともに、注記12に記載されている。2025年10月31日および2024年10月31日の各時点で関連当事者から請求され、支払義務の発生している金額は、注記12に開示されている。

15. 分配

本シリーズ・トラストは、毎月いくらかの金額の収益を生み出す可能性がある。本シリーズ・トラストの現行の分配方針は以下のとおりである。

- () 資産成長型受益証券については分配を行わない。
- () 毎月分配型受益証券については、当該クラスの各受益者に対して、毎月分配日に投資元本(投資対象ファンドにおける受益証券の実現化)から分配を行う(以下、「月次分配金」)。この金額は得られたキャピタルゲインの額を上回る場合があり、対応する分配期間に係る毎月分配型受益証券に帰属する。

各分配日に支払われる分配金の金額は、管理会社の単独裁量により、(1)投資対象ファンドから得た実現および未実現キャピタルゲイン、および(2)毎月の受益証券1口当たり雑費等を考慮した上で決定されるものとする。

マイスターズ・コレクション
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2025年10月31日

(続き)

15. 分配(続き)

さらに、管理会社は、毎月分配型受益証券に帰属する投資元本を原資として分配を行うことを選択できるにもかかわらず、適切と認められる状況においては、特定の月に毎月分配型受益証券に係る月次分配金を支払わないことを選択できるため、投資家は特にこの点に留意することが重要である。管理会社に係る選択を行う可能性のある状況とは、管理会社がその単独の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標および方針の適用が過去1カ月間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、こうした選択が適切であると管理会社が判断する程度にアンダーパフォームした場合が含まれるが、これらに限られない。

宣言された月次分配金は、対応する分配日に(かかる分配金に課される税金を差し引いた後)支払われる。分配金は、当該分配金に係る分配基準日に毎月分配型受益証券の受益者として受益者名簿に登録されている者に対して支払われる。かかる分配金の金額は、小数第三位を四捨五入(0.005は切り上げ)して計算する。

2025年10月31日に終了した事業年度中に支払われた分配金は5,404,084米ドル(2024年:5,760,683米ドル)である。

16. 後発事象

2025年10月31日以降、本シリーズ・トラストにおいて、受益証券の解約に係る9,718,287米ドルの支払と受益証券の販売に係る2,392,994米ドルの払込があった。また、本シリーズ・トラストは2026年2月17日までに、1,738,232米ドルの分配金を支払った。

2026年2月17日現在、財務諸表上での開示が必要な上記以外の後発事象は発生していない。

[次へ](#)

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Statement of Financial Position

As at 31 October 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
Assets			
Cash	10	13,486,374	11,841,436
Investment in Selected Fund (Cost : 2025: USD431,089,862, 2024: USD463,876,819)	8,9	434,208,227	441,509,278
Subscriptions receivable		425,487	312,379
Total Assets		448,120,088	453,663,093
Liabilities			
Repurchases payable		859,658	347,966
Other payables	12	550,810	561,271
Total Liabilities		1,410,468	909,237
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units		446,709,620	452,753,856
Representing:			
Capital Growth Type Units			
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units		USD279,100,926	USD280,749,932
Number of redeemable participating units outstanding	11	2,333,999	2,517,006
Net asset value (" NAV ") per redeemable participating unit		USD119.58	USD111.54
Monthly Distribution Type Units			
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units		USD167,608,694	USD172,003,924
Number of redeemable participating units outstanding	11	1,746,073	1,859,646
NAV per redeemable participating unit		USD95.99	USD92.49

Approved on behalf of the Trustee on 17 February 2026

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Meister's Collection

A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Statement of Comprehensive Income

For the year ended 31 October 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
Net income from financial instruments at fair value through profit or loss			
Net gain on investments	13	22,920,160	48,641,748
Dividend income		<u>12,778,706</u>	<u>13,834,574</u>
Net investment income		<u>35,698,866</u>	<u>62,476,322</u>
Distribution fees	12,14	3,095,003	3,237,458
Investment Manager fees	12,14	884,256	924,982
Fee Agent fees	12,14	530,553	554,989
Administration fees	12,14	309,519	323,747
Custody fees	12,14	18,501	20,975
Audit fees		27,090	30,049
Other fees and expenses		<u>114,053</u>	<u>57,051</u>
Total operating expenses		<u>4,978,975</u>	<u>5,149,251</u>
Operating profit		<u>30,719,891</u>	<u>57,327,071</u>
Finance Costs			
Distributions to the holder of redeemable participating units	15	<u>(5,404,084)</u>	<u>(5,760,683)</u>
Total Finance Costs		<u>(5,404,084)</u>	<u>(5,760,683)</u>
Change in net assets attributable to the holder of redeemable participating units		<u>25,315,807</u>	<u>51,566,388</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Meister's Collection

A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

**Statement of Changes in Net Assets Attributable to the Holder of Redeemable Participating
Units**

For the year ended 31 October 2025

	2025 USD	2024 USD
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units at start of year	452,753,856	459,314,858
Issue of redeemable participating units	6,156,883	9,590,650
Repurchase of redeemable participating units	(37,516,926)	(67,718,040)
Change in net assets attributable to the holder of redeemable participating units	<u>25,315,807</u>	<u>51,566,388</u>
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units at end of year	<u>446,709,620</u>	<u>452,753,856</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Meister's Collection

A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Statement of Cash Flows

For the year ended 31 October 2025

	2025 USD	2024 USD
Operating activities		
Change in net assets attributable to the holder of redeemable participating units	25,315,807	51,566,388
Sale of investment in Selected Fund	43,000,000	69,500,002
Adjustment for items not involving cash		
Movement in unrealised gain on financial assets at fair value through profit or loss	(25,485,906)	(54,789,221)
Net realised loss on financial assets at fair value through profit or loss	2,565,663	6,147,537
Dividend income*	(12,778,706)	(13,834,574)
Net change in non-cash operating balances		
Decrease in other payables	<u>(10,461)</u>	<u>(37,065)</u>
Net cash provided by operating activities	<u>32,606,397</u>	<u>58,553,067</u>
Financing activities		
Proceeds from issue of redeemable participating units	6,043,775	9,644,621
Payments for repurchase of redeemable participating units	<u>(37,005,234)</u>	<u>(68,221,370)</u>
Net cash used in financing activities	<u>(30,961,459)</u>	<u>(58,576,749)</u>
Net change in cash	1,644,938	(23,682)
Cash at beginning of year	<u>11,841,436</u>	<u>11,865,118</u>
Cash at end of year	<u>13,486,374</u>	<u>11,841,436</u>
Supplementary information:		
Dividends re-invested*	<u>12,778,706</u>	<u>13,834,574</u>

* Dividend income from the Selected Fund is not received as cash but is instead reinvested in the same class of units in the Selected Fund.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

1. GENERAL INFORMATION

Meister's Collection (the "Series Trust") has been created and established pursuant to the Master Trust Deed for UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Master Trust") dated 2 December 2013 and a Supplemental Trust Deed dated 3 August 2018 (the "Supplement Trust Deed" and together with the Master Trust Deed, the "Trust Deed"). The Master Trust is an exempted unit trust registered under Section 47 of the Trust Act of the Cayman Islands on 2 December 2013 and registered under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands on 22 January 2014.

The Series Trust commenced trading on 28 September 2018 issuing Capital Growth Type Units and Monthly Distribution Type Units respectively.

The investment objective of the Series Trust is to provide investors with the option of receiving either current income or capital appreciation by indirectly investing under normal market conditions mainly in income-producing debt and equity securities including, but not limited to, corporate bonds, convertible bonds, common stocks and preferred stocks. It is expected that the Series Trust will seek to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust into the USD Distribution Class Units of Nuveen NWQ Flexible Income Fund (the "Selected Fund"). The Selected Fund is a series trust of Global Multi Strategy, an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands (the "Umbrella Trust"). At 31 October 2025, the Series Trust had a 13.26% (2024: 14.09%) holding in the Selected Fund.

The Series Trust may also hold USD cash and money market securities (including but not limited to commercial paper, certificates of deposit and government bills).

Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company, Limited (the "Investment Manager") shall have day-to-day investment decision-making and ongoing monitoring responsibility over the portion of the Series Trust's portfolio comprising the Selected Fund and USD cash and money market securities (the "Subadvised Portfolio").

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

1. GENERAL INFORMATION (continued)

The Subadvised Portfolio may generate a certain amount of income each month. It is intended that the portion of such income that is attributable to the Monthly Distribution Type Units will be distributed to the holder of such class of Units on each distribution date, as further described in Note 15.

The investment objective of the Selected Fund is to seek to provide a high level of income and attractive risk-adjusted returns by investing in corporate securities across the capital structure based on the investment manager of the Selected Fund, Nuveen Asset Management, LLC (the "SF Investment Manager"), assessment of relative value and risk. The base currency of the Selected Fund is USD.

In order to pursue its investment objective, the SF Investment Manager employs a rigorous research-focused investment process that seeks to identify undervalued companies with positive risk/reward characteristics in selecting investments for the Selected Fund.

The SF Investment Manager's approach to investing is based upon a bottom-up, fundamental approach. The team conducts independent research focused on understanding individual companies as businesses rather than viewing them simply as stocks. Part of the methodology includes rigorous financial statement evaluation, focusing on balance sheet and cash flow statement analysis above solely relying upon the income statement, a process they believe allows for a true understating of a company's economic profitability, cash flow and return on capital.

The SF Investment Manager's investment process focuses on the attractiveness of a particular security within a company's capital structure and seeks to invest in securities that it feels possess the appropriate balance between risk and reward and that represent good value when compared to other similar securities. The SF Investment Manager may choose to sell securities or reduce its exposure to a security, including through the use of the financial derivative instruments described below, if it feels that a company no longer possesses favorable risk/reward characteristics, attractive valuations or catalysts, if it identifies better alternatives within a company's capital structure, or if a company suspends or is projected to suspend its dividend or interest payments.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

1. GENERAL INFORMATION (continued)

The SF Investment Manager will invest for the account of the Selected Fund in a diversified portfolio of investments including, but not limited to, debt and equity securities of US or non-US companies. The debt securities in which the SF Investment Manager invests, for the account of the Selected Fund, may invest include, but are not limited to, corporate bonds, mortgage-backed securities, taxable municipal securities, and US Government and agency debt securities. Preferred securities are securities issued by corporate issuers that generally pay fixed or adjustable rate distributions to investors and have preference over common shares in the payment of distributions and the liquidation of a company's assets, but are junior to most other forms of a company's debt, including both senior and subordinated debt.

The SF Investment Manager, for the account of the Selected Fund, may invest without limit in preferred securities and debt securities that are rated lower than investment grade at the time of purchase or in unrated securities of comparable quality. These securities may also be referred to as sub-investment grade securities and generally provide high income in an effort to compensate investors for their higher risk of default, which is the failure to make required interest or principal payments. Accordingly, the NAV of the Selected Fund may have a relatively high level of volatility.

There is no limitation on the average maturity or average effective duration of the securities held by the Selected Fund.

Normally, the SF Investment Manager, for the account of the Selected Fund, will invest substantially all of the Selected Fund's assets to meet its investment objective. To the extent that the Selected Fund's assets are not fully invested in accordance with its investment objective, the SF Investment Manager's investment decisions may be made on the basis of short-term market considerations in which case the SF Investment Manager, for the account of the Selected Fund, may engage in frequent trading of portfolio securities. For temporary defensive purposes, including during periods of high cash inflows and outflows, the SF Investment Manager may temporarily deviate from the investment policies and restrictions of the Selected Fund. During such periods, the Selected Fund may not achieve its investment objective.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

2. BASIS OF PREPARATION

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (" IFRS ") issued by the International Accounting Standards Board (" IASB "), and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB.

The financial statements are presented in United States Dollars (" USD ") and not the local currency of the Cayman Islands. The units of the Series Trust are issued and redeemed in Japanese Yen (" JPY ") but the Series Trust ' s operations are primarily conducted in USD.

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12, and IAS 27) (2012) (the " amendments "). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the Trustee to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying value of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised. Judgements made by the Trustee in the application of IFRS that have a significant effect on the financial statements and estimates with a significant risk of material adjustment in the next year are discussed in Notes 8 and 9.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

3. BASIS OF MEASUREMENT

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for the following material items:

Items	Measurement basis
Financial assets at fair value through profit or loss (" FVTPL ")	Fair value

Investment in Selected Fund is included in this category.

4. CHANGES IN MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial year.

5. STANDARDS ISSUED BUT NOT YET ADOPTED

A number of new standards are effective for annual periods beginning after 1 November 2024 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements.

Of those standards that are not yet effective, none is expected to have a material impact on the Series Trust ' s financial statements in the period of initial application.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The material accounting policies adopted by the Series Trust and consistently applied to all periods presented in these financial statements are as follows:

Financial assets and financial liabilities

(i) Recognition and initial measurement

The Series Trust initially recognises financial assets and financial liabilities at FVTPL on the trade date, which is the date on which the Series Trust becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Other financial assets and financial liabilities are recognised on the date on which they are originated.

A financial asset or financial liability is measured initially at fair value plus, for an item not at FVTPL, transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue.

(ii) Classification and subsequent measurement

Classification of financial assets

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI ").

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the Investment Manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

The Series Trust has determined that it has two business models:

Held-to-collect business model: this includes cash and subscriptions receivable. These financial assets are held to collect contractual cash flow.

Other business model: this includes investment in Selected Fund. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, “principal” is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. “Interest” is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust’s claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

For a reconciliation of line items in the Statement of Financial Position to the categories of financial instruments, as defined by IFRS 9, see Note 7.

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Subsequent measurement of financial assets

Financial assets at FVTPL

These assets are subsequently measured at fair value. Net gains and losses, including any interest or dividend income and expense and foreign exchange gains and losses, are recognised in profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Investment in Selected Fund is included in this category.

The fair value of the investment in the Selected Fund is based on the unaudited NAV per unit obtained from the Selected Fund's administrators, which has been assessed as the most representative measure of fair value as determined by the Investment Manager. Realised and unrealised gains or losses on the investment in the Selected Fund are included in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets at amortised cost

These assets are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest income, foreign exchange gains and losses and impairment are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss.

Cash and subscriptions receivable are included in this category.

Financial liabilities – Classification, subsequent measurement and gains and losses

Financial liabilities are classified as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial liability is classified as at FVTPL if it is classified as held for trading, it is a derivative or it is designated as such on initial recognition. Financial liabilities at FVTPL are measured at fair value and net gains and losses, including any interest expense, are recognised in profit or loss.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Financial liabilities – Classification, subsequent measurement and gains and losses (continued)

Other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest expense and foreign exchange gains and losses are recognised in profit or loss. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss.

As at the year ended 31 October 2025 and 2024, there were no financial liabilities at FVTPL.

Financial liabilities at amortised cost include repurchases payable and other payables.

(iii) Fair value measurement

“Fair value” is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Series Trust measures instruments quoted in an active market at a mid-price, because this price provides a reasonable approximation of the exit price.

If there is no quoted price in an active market, then the Series Trust uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period during which the change has occurred.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(iv) Amortised cost measurement

The “amortised cost” of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured on initial recognition minus the principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between that initial amount and the maturity amount and, for financial assets, adjusted for any loss allowance.

(v) Impairment

The Series Trust recognises loss allowances for expected credit losses (“ECLs”) on financial assets measured at amortised cost.

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust’s historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(v) Impairment (continued)

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of “investment grade”.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument. 12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months). The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the Series Trust in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(v) Impairment (continued)

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is “credit-impaired” when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

significant financial difficulty of the borrower or issuer;

a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or

it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the Statement of Financial Position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

(vi) Derecognition

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the right to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(vi) Derecognition (continued)

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset that is derecognised) and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in profit or loss. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Series Trust is recognised as a separate asset or liability.

The Series Trust may enter into transactions whereby it transfers assets recognised on its Statement of Financial Position, but retains either all or substantially all of the risks and rewards of the transferred assets or a portion of them. If all or substantially all of the risks and rewards are retained, then the transferred assets are not derecognised. Transfers of assets with retention of all or substantially all of the risks and rewards include sale and repurchase transactions.

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged, cancelled or have expired.

On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in profit or loss.

(vii) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when and only when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously. This is generally not the case with master netting agreements and the related assets and liabilities are presented gross in the Statement of Financial Position. As at 31 October 2025 and 2024, the Series Trust does not hold any financial assets or liabilities subject to master netting arrangements.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(vii) Offsetting (continued)

Cash

Elian Trustee (Cayman) Limited as Trustee have appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its custodian (the "Custodian"). The Custodian has, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") as their sub-custodian (the "Sub-Custodian"). Cash is ultimately held at BBH as the Series Trust's banker. Cash comprises of cash held with maturities of 3 months or less with BBH.

Net income from financial instruments at FVTPL

Dividend income is recorded gross of any non-reclaimable withholding taxes suffered on an ex-dividend date basis. Dividend income from the Selected Fund is not received as cash but is instead reinvested in the same class of units in the Selected Fund.

The realised loss from financial instruments at FVTPL represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the reporting period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period, and the consideration received on disposal. Realised gains or losses on sale of investments are calculated using the FIFO method. The unrealised gain represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period, and its carrying amount at the end of the reporting period.

Foreign exchange transactions

Investments and other assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD amounts at the date of valuation. Purchases and sales of securities, issue and redemption of redeemable participating units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into USD amounts on the respective dates of such transactions.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis and are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Taxation

The Series Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains for a period of fifty years from 2 December 2013 should they be enacted. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time.

The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income. No withholding tax expense was paid during the years ended 31 October 2025 and 31 October 2024.

The Selected Fund may choose to invest in securities domiciled in countries other than Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Selected Fund. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Selected Fund's broker on a 'withholding' basis.

In accordance with IAS 12 – Income Taxes, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Taxation (continued)

As at 31 October 2025 and 31 October 2024 the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefit in the accompanying financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

Foreign currencies

Items which are included in the Series Trust's financial statements, are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"), which is USD. Investments and other assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD amounts at the date of valuation. Purchases and sales of investments, issue and repurchase of redeemable participating units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into USD amounts on the respective dates of such transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates ruling at the year end date. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies which are stated at fair value, are translated into USD, at the date the fair value was determined. Realised and unrealised gains and losses arising from translation, if any, are included in the Statement of Comprehensive Income.

Redeemable Participating Units

The Redeemable Participating Units sold by the Series Trust are puttable instruments and are classified as financial liabilities as they do not meet the conditions for equity classification under the amendments to IAS 32, as there were different classes of Units with different features in issue throughout the year (Note 11). The NAV per Unit is calculated by dividing the total Net Assets of the Series Trust attributable to each Unit class by the number of Units in issue in each respective class. All Units are issued and redeemed at this price.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Interest in another entity

Interest in another entity is defined for the purpose of IFRS 12 as contractual or non-contractual involvement that exposes an entity to variability of returns from the performance of the other entity. It can be evidenced by holding of equity or debt instruments, but also liquidity support, credit enhancement and guarantees.

The Series Trust has concluded that the unlisted open-ended investment fund in which it invests, but that it does not consolidate, meets the definition of a structured entity because:

- the voting rights in the Selected Fund are not dominant rights in deciding who controls them because the rights relate to administrative tasks only;
- the Selected Fund's activities are restricted by its offering documents and applicable appendix; and
- the Selected Fund has narrow and well-defined objectives to provide investment opportunities to investors.

The table below describes the type of structured entity that the Series Trust does not consolidate but in which it holds an interest:

Type of structured entity	Nature and purpose	Interest held by the Series Trust
Investment Fund	To provide a high level of income and attractive risk-adjusted return by investing in corporate securities across the capital structure based on the Manager's assessment of relative value and risk.	Investments in units issued by the Selected Fund

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Interest in another entity (continued)

The table below sets out interests held by the Series Trust in unconsolidated structured entities. The maximum exposure to loss is the carrying amounts of the financial assets held at 31 October 2025 and 2024.

	Total net assets (unaudited) 2025 USD	Carrying amount at FVTPL 2025 USD	Total net assets (unaudited) 2024 USD	Carrying amount at FVTPL 2024 USD
Nuveen NWQ Flexible Income Fund	3,274,287,179	434,208,227	3,132,505,675	441,509,278

During the years ended 31 October 2025 and 2024, the Series Trust did not provide additional financial support to unconsolidated structured entities and has no current obligation to or intention of providing other financial or other support.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

7. CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

2025	Mandatorily at FVTPL USD	Financial assets at amortised cost USD	Financial liabilities at amortised cost USD	Total USD
Cash	-	13,486,374	-	13,486,374
Financial assets at FVTPL	434,208,227	-	-	434,208,227
Subscriptions receivable	-	425,487	-	425,487
	<u>434,208,227</u>	<u>13,911,861</u>	<u>-</u>	<u>448,120,088</u>
Repurchases payable	-	-	859,658	859,658
Other payables	-	-	550,810	550,810
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units	-	-	446,709,620	446,709,620
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>448,120,088</u>	<u>448,120,088</u>

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

7. CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

2024	Mandatorily at FVTPL USD	Financial assets at amortised cost USD	Financial liabilities at amortised cost USD	Total USD
Cash	-	11,841,436	-	11,841,436
Financial assets at FVTPL	441,509,278	-	-	441,509,278
Subscriptions receivable	-	312,379	-	312,379
	<u>441,509,278</u>	<u>12,153,815</u>	<u>-</u>	<u>453,663,093</u>
Repurchases payable	-	-	347,966	347,966
Other payables	-	-	561,271	561,271
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units	-	-	452,753,856	452,753,856
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>453,663,093</u>	<u>453,663,093</u>

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

8. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table overleaf shows financial instruments recognised at fair value analysed between those whose fair value is based on:

Level 1: Quoted price (Unadjusted) in an active market for an identical instrument;

Level 2: Valuation techniques based on observable inputs, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted prices in markets that are considered less than active; or other valuation techniques for which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data; and

Level 3: Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments. The Series Trust did not hold any instruments in this category.

2025	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at FVTPL				
Investment in Selected Fund	-	434,208,227	-	434,208,227
	<u>-</u>	<u>434,208,227</u>	<u>-</u>	<u>434,208,227</u>

Meister's Collection
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

8. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

2024	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at FVTPL				
Investment in Selected Fund	-	441,509,278	-	441,509,278
	<u>-</u>	<u>441,509,278</u>	<u>-</u>	<u>441,509,278</u>

There were no transfers across the three levels during the years ended 31 October 2025 and 2024.

Financial instruments not measured at FVTPL

The financial instruments not measured at FVTPL include:

Cash, subscriptions receivable, repurchases payable and other payables. These are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value, because of their short-term nature.

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS

The main risks arising from the Series Trust's financial instruments can be summarised as follows:

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial investments held. It represents the potential loss the Series Trust might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

In order to pursue the Series Trust's investment objective, the Manager has committed to employing a rigorous research-focused investment process that seeks to identify undervalued companies with positive risk/reward characteristics.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

The Series Trust will invest, together with other investors, all, or substantially all of its assets through a “master-feeder” structure in the Selected Fund. A “master-feeder” structure, in particular the existence of multiple investment vehicles investing in the same portfolio, presents certain unique risks to investors. Smaller investment vehicles investing in the Selected Fund may be materially affected by the actions of larger investment vehicles investing in the Selected Fund. For example, if a larger investment vehicle withdraws from the Selected Fund, the remaining funds may experience higher pro rata operating expenses, thereby producing lower returns. Substantial withdrawals of capital by investors in the Selected Fund, including the Series Trust and any other investors, over a short time period could necessitate the liquidation of investment positions at a time and in a manner which does not provide the most economic advantage to the Selected Fund and which therefore could adversely affect the NAV of the Selected Fund and hence the NAV of the Series Trust.

The Investment Manager will invest substantially all of the assets of the Series Trust in the Selected Fund. The Series Trust will be required to comply with the terms of the Selected Fund’s offering memoranda and constitutive documents, which may place limits on subscriptions and repurchases, and additionally the liquidation of the Selected Fund would lead to the compulsory repurchase of any Units held for the account of the Series Trust which may, in some cases, lead to compulsory repurchases of Units. Accordingly, the performance of the Series Trust may not absolutely reflect the performance of the Selected Fund.

The price of the units of the Selected Fund may fall as well as rise. There can be no assurance that the Selected Fund will achieve its investment objective or that an investor will recover the full amount invested in the Selected Fund. Restrictions on investments in certain jurisdictions may limit the liquidity of the Selected Fund’s investments. The capital return and income of the Selected Fund is based on the capital appreciation and income on the investments it holds, less expenses incurred. Therefore, the Selected Fund’s return may be expected to fluctuate in response to changes in such capital appreciation or income. An investment in the Selected Fund should be viewed by an investor as a medium to long term investment.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

The Selected Fund is subject to market risk. Market risk is the risk that a particular Unit, a fund, an industry, or securities in general may fall in value. The value of investments in the Selected Fund will go up and down with the prices of securities in which the Selected Fund invest. The prices of securities change in response to many factors, including the historical and prospective earnings of the issuer, the value of its assets, management decisions, demand for an issuer's products or services, production costs, general economic conditions, interest rates, currency exchange rates, investor perceptions, geopolitical factors and market liquidity.

Normally, the Manager, for the account of the Selected Fund, will invest substantially all of its assets to meet its investment objective. To the extent that the Selected Fund's assets are not fully invested in accordance with the investment objective, the Manager's investment decisions may be made on the basis of short-term market considerations in which case the Manager, for the account of the Selected Fund, may engage in frequent trading of portfolio securities.

The following table approximates the concentration of the investment assets, excluding derivatives, held by the Selected Fund:

	% of Net Assets of the Selected Fund
Equities/Preferred securities	26.9
Corporate bonds	42.4
Variable rate bonds	26.9

For the Selected Fund, the investments are primarily concentrated in the United States of America in diverse industries.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Price Risk

Price risk is the risk that value of the related instruments will fluctuate as a result of changes in the market prices (other than those arising from currency risk or interest rate risk), whether caused by factors specific to an individual investment, or its issuer. The Series Trust is susceptible to price risk that occurs at the Selected Fund, which may include substantial risks as a result of trading by the Selected Fund of equity securities, derivative instruments, options and futures, including securities denominated in different currencies while executing their investment strategy. As the Selected Fund's investments in securities, futures contracts and swap are carried at fair value with fair value changes recognised in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect the Net Assets attributable to the Series Trust.

As at 31 October 2025, if the price of the Investment in Selected Fund had increased by 5% with all other variables held constant, there would have been an increase in Net Assets of USD21,710,411 (2024: USD22,075,464). A decrease by 5% with all other variables held constant, would result in an equal but opposite effect on Net Assets to the figure shown above.

Currency Risk

Currency risk is the risk that as certain assets of the Series Trust may be invested in securities and other investments denominated in foreign currencies, the value of such assets may be affected favourably or unfavourably by fluctuations in currency rates. Although the Series Trust's investments are USD denominated, the Series Trust indirectly bears currency risk on the investment held in the Selected Fund. The Investment Manager will monitor the portfolio of the Selected Fund.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Currency Risk (continued)

The class of units held by the Series Trust in the Selected Fund is USD denominated. This presents certain risks relating to currency conversion if an investor's financial activities are denominated principally in a currency or currency unit (including JPY) (the "Investor's Currency") other than USD. These include the risk that exchange rates may significantly change (including changes due to devaluation of USD or revaluation of the Investor's Currency) and the risk that authorities with jurisdiction over USD or the Investor's Currency, as the case may be, may impose or modify exchange controls. An increase in the value of the Investor's Currency against USD would decrease (a) the Investor's Currency equivalent value of the NAV of the Selected Fund and NAV of the Selected Fund per unit and (b) the Investor's Currency equivalent value of the distributions payable (if any).

Some of the assets of the Selected Fund may be invested in other currencies and any income received by the Selected Fund from these investments will be received in those currencies, some of which may fall in value against the functional currency of the Selected Fund. In addition, the Selected Fund may invest directly in currency deposits or forward contracts or equivalent derivatives, in some cases for hedging purposes.

All the financial assets of the Series Trust, are denominated in USD with the effect that the Statement of Financial Position and Statement of Comprehensive Income will not be significantly affected by currency movements and as a result, a sensitivity analysis has not been performed.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential loss that the Series Trust might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. Except for cash, which is subject to a floating interest rate and matures in less than 3 months, the majority of the Series Trust's other financial assets and financial liabilities are non-interest bearing. As a result, the Series Trust is subject to limited exposure to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. However, the Series Trust is exposed to higher levels of interest rate risk through its investment in the Selected Fund.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

Interest rate risk at the Selected Fund level is the risk that the value of the Selected Fund's portfolio may decline during periods of rising interest rates. When interest rates change, the values of longer-duration debt securities are usually subject to greater change than the values of shorter-duration debt securities. The Selected Fund may be subject to a greater risk of rising interest rates than would have been the case in past periods due to the recent environment of near historically low rates, including negative interest rates, and the effect of potential government fiscal policy initiatives and resulting market reaction to those initiatives. Due to the Selected Fund's investment strategy, assets held by the Selected Fund would see fluctuation based on changes to the market interest rates.

As at 31 October 2025 and 2024, all the Series Trust's assets except for cash and liabilities were non-interest bearing.

Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Series Trust may not be able to settle or meet its obligations on time or at a reasonable price. The Series Trust is exposed to daily cash repurchases of Redeemable Participating Units, which can be redeemed at the holder's option based on the Series Trust's NAV per Redeemable Participating Unit at the time of the repurchase. There are no repurchase restrictions on units of the Series Trust, other than in the limited circumstances specified in the documentation. The Manager may borrow monies, for the account of the Series Trust, provided that it will not result in an aggregate outstanding amount of borrowing in excess of 10% of the NAV.

Redeemable Participating Units may be submitted for repurchase at the option of the unitholder of the Series Trust as at each business day and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine (the "Repurchase Day").

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Liquidity Risk (continued)

Per the policies of the Selected Fund, the Series Trust is able to redeem their investment in the Selected Fund on any Repurchase Day (as defined above). As the repurchase policies of both the Series Trust and Selected Fund are aligned, there is minimal impact on the Series Trust's liquidity risk. The Selected Fund's securities are considered by the SF Investment Manager to be readily liquid. The Selected Fund's liquidity risk is managed on a daily basis by the SF Investment Manager in accordance with policies and procedures in place.

The table below analyses the Series Trust's financial assets and liabilities by contractual maturity as at 31 October 2025 and 2024:

2025	Less than 1 month USD	Total USD
Assets		
Cash	13,486,374	13,486,374
Subscriptions receivable	425,487	425,487
	<hr/>	<hr/>
Total Financial Assets	13,911,861	13,911,861
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>
Liabilities		
Repurchases payable	859,658	859,658
Other payables	550,810	550,810
	<hr/>	<hr/>
Total Financial Liabilities	1,410,468	1,410,468
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Liquidity Risk (continued)

2024	Less than 1 month USD	Total USD
Assets		
Cash	11,841,436	11,841,436
Subscriptions receivable	312,379	312,379
	<hr/>	<hr/>
Total Financial Assets	12,153,815	12,153,815
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>
Liabilities		
Repurchases payable	347,966	347,966
Other payables	561,271	561,271
	<hr/>	<hr/>
Total Financial Liabilities	909,237	909,237
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Credit Risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Series Trust. The Series Trust is exposed to the credit risk of the Selected Fund.

Both the cash and securities are ultimately held at the Sub-Custodian, with cash being held at the Sub-Custodian as banker. All of the cash of the Series Trust are held by the Sub-Custodian at year end. The Sub-Custodian has a S&P Global credit rating of A (2024: A+). The Custodian (which is responsible for both the Series Trust and Selected Fund) has a S&P Global credit rating of A (2024: A). Bankruptcy or insolvency of the Sub-Custodian may cause the Series Trust's rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited.

The Portfolio Managers of the SF Investment Manager continuously monitor the credit worthiness/risk of the Selected Fund's investments.

The assets held for the account of the Selected Fund are subject to risks resulting from changes in the creditworthiness of the underlying investments of the Selected Fund or the issuer of such investments. This could lead to greater volatility in the prices of the security and in units of the Selected Fund. For example, an issuer of a bond might not be able to meet its obligation to make interest and principal payments, or bond investors as a whole may downgrade their view of the issuer resulting in a deterioration of the price of the issuer's debt. In addition, credit opinions from credit rating agencies may weigh on the credit spreads of the investments made for the account of the Selected Fund.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Other Risks

Amounts arising from ECL

Impairment on cash, interest, dividends and other receivables has been measured on a 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Series Trust considers that these exposures have low credit risk based on the external credit ratings of the counterparties.

10. CASH

	2025	2024
	USD	USD
Cash	13,486,374	11,841,436
	<u>13,486,374</u>	<u>11,841,436</u>

11. NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDER OF REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS

The Series Trust has two classes of units: Capital Growth Type Units and Monthly Distribution Type Units.

	2025	2024
Capital Growth Type Units		
Number of units outstanding as at start of year	2,517,006	2,905,809
Number of units issued	36,664	53,016
Number of units redeemed	(219,671)	(441,819)
	<u>2,333,999</u>	<u>2,517,006</u>
Number of units outstanding as at end of year	<u>2,333,999</u>	<u>2,517,006</u>

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

11. NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDER OF REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS (continued)

Monthly Distribution Type Units

Number of units outstanding as at start of year	1,859,646	2,044,610
Number of units issued	21,090	41,604
Number of units redeemed	<u>(134,663)</u>	<u>(226,568)</u>
Number of units outstanding as at end of year	<u>1,746,073</u>	<u>1,859,646</u>

From and including the initial closing day, units of each class of units will be available for subscription by investors at a price equal to the NAV per Unit of the applicable class of units on each dealing day, subject to the minimum subscription. The NAV per Unit for each class of Units will be calculated as at the relevant dealing day (or if that dealing day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day). The minimum subscription amount is 1 unit and thereafter subscriptions may be made in 1 unit increments. The aggregate subscription amounts will be rounded naturally to the nearest two decimal places with 0.005 being rounded up. There will be no subscription fee payable.

Investors may subscribe for units of a class of units during the initial offer period by sending a completed application form to the Administrator by no later than 5.00 p.m. (Tokyo time) on the last day of the initial offer period or by such other times and/or days as the Manager may in its sole discretion determine.

The subscription monies must be remitted in full by telegraphic transfer from an account in the name of the applicant for the account of the Series Trust for a cash settlement date on or before the date falling one business day after the initial closing day. Payment must be made in USD. No third party payments will be accepted. Incomplete application forms may, in the discretion of the Manager, be held over to the first dealing day following receipt of a completed application form and units will then be issued at the relevant NAV per Unit on such dealing day.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

11. NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDER OF REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS (continued)

Investors may make a repurchase request to the Administrator on each dealing day which is also a day on which no Series Trust disruption event occurs and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust in respect of Units of a class of Units for which subscription proceeds have been received by the Administrator. The repurchase notice once served is irrevocable, unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise. The repurchase price per unit of a class of units will be calculated as the NAV per unit of such class of units as at the relevant Repurchase Day (or if that Repurchase Day is not also a valuation day then on the immediately preceding valuation day). The Manager may, in its sole discretion, hold over any repurchase notice received after the repurchase notice deadline until the next following Repurchase Day and repurchase the relevant units at the relevant repurchase price applicable to such class of units on that Repurchase Day.

12. FEES AND EXPENSES

The Series Trust's fees payable as at 31 October 2025 and 2024 are as follows:

	2025	2024
	USD	USD
Distribution fees	265,637	271,041
Investment Manager fees	75,896	77,471
Fee Agent fees	45,538	46,483
Administration fees	26,593	27,115
Custody fees	3,110	3,663
Audit fees	29,246	27,206
Other fees and expenses	104,790	108,292
	<u>550,810</u>	<u>561,271</u>

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

12. FEES AND EXPENSES (continued)

Distribution Fees

The Distributor receives out of the Series Trust, a fee on a monthly basis at the rate of 0.7% per annum of the NAV, calculated on each valuation day.

Investment Manager Fees

The Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of 0.2% per annum of the NAV.

Fee Agent Fees

The Fee Agent receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of 0.12% per annum of the NAV, calculated on each valuation day.

The Fee Agent is responsible for payment of the Trustee and Manager fees. The Fee Agent will also cover all costs and expenses pertaining to the Trustee and Manager fees including sundry expenses.

The Trustee receives a fixed annual fee of USD10,000 per annum payable annually in advance out of the Fee Agent Fees. The Trustee is also entitled to be reimbursed out of the Fee Agent Fees for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

The Manager receives out of the Fee Agent Fees a management fee of USD5,000 per annum payable monthly in arrears.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

12. FEES AND EXPENSES (continued)

Administration Fees

The Administrator receives out of the assets of the Series Trust, a monthly fee of 0.07% per annum of the NAV on the first USD500 million, 0.06% per annum of the NAV on the next USD500 million and 0.05% per annum of the NAV after USD1,000 million.

All of the Administrator's fees are subject to additions in relation to value added tax (if any). In addition, the Trustee pays, out of the assets of the Series Trust, the Administrator's reasonable out-of-pocket expenses for photocopying, fax, telephone, printing, courier, postage and other communications charges, as well as for any banking costs and the fees or charges of any government or official department, body or organisation, and any other similar expenses, costs, fees or charges paid by the Administrator on behalf of the Series Trust in connection with the performance of its services for the Series Trust.

Custody Fees

The Custodian receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable monthly in arrears at the rate of 0.025% per annum of the NAV, calculated on each valuation day.

The Custodian also receives out of the assets of the Series Trust, any other fees agreed between the relevant parties and is reimbursed out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

Fees of the Selected Fund

As the Series Trust intends to invest substantially all of its assets in the Selected Fund, the Series Trust will indirectly bear the costs and fees applicable to the Selected Fund. These fees will reduce the NAV attributable to holders of redeemable participating units of the Selected Fund, which will affect the value of the Investment in Selected Fund presented in the Statement of Financial Position of the Series Trust. The total fees of the Selected Fund are approximately 0.55% of the assets under management of the Selected Fund per annum subject to change of certain fixed fees. More details regarding the breakdown of specific fees paid within the Selected Fund are available in the Offering Documents of the Series Trust.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

13. NET GAIN ON INVESTMENTS

	2025	2024
	USD	USD
Net gain on investments consists of the following;		
Net realised loss on financial assets at FVTPL	(2,565,746)	(6,147,473)
Movement in unrealised gain on financial assets at FVTPL	25,485,906	54,789,221
	22,920,160	48,641,748
	22,920,160	48,641,748

14. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Manager, Investment Manager, Fee Agent, Administrator, Custodian and Distributor are deemed to be related parties of the Series Trust. The Trustee is a related party by virtue of its power to create the Series Trust under the Deed of Establishment. The Manager is a related party by virtue of its power to issue units under the Deed of Establishment and by virtue of common ownership by the ultimate parent company, UBS Group AG. The Investment Manager is a related parties by virtue of their power to make investment decisions. The Fee Agent is a related party by virtue of its ability to exercise significant influence as it provides calculation agency services to the Series Trust. The Fee Agent information is detailed in Note 12. The Distributor, Administrator and Custodian are related parties by virtue of their affiliation with the Investment Manager. There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income and discussed in Note 12. Amounts charged by and payable to related parties as at 31 October 2025 and 2024 are disclosed in Note 12.

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

15. DISTRIBUTIONS

The Series Trust may generate a certain amount of income each month. The current distribution policy of the Series Trust is:

- (i) in respect of the Capital Growth Type Units, to pay no distribution; and
- (ii) in respect of the Monthly Distribution Type Units, pay to the holder of such class of Units a monthly distribution (a "Monthly Distribution") in respect of each distribution date paid out of the investment principal (a realisation of units in the Selected Fund) which may also be in excess of any capital gain and attributable to the Monthly Distribution Type Units in respect of the corresponding distribution period.

The amount of distribution to be paid in respect of each distribution date shall be determined by the Manager in its sole discretion taking into account (1) realised and unrealised capital gains from the Selected Fund, and (2) miscellaneous costs, among other factors, per Unit each month.

Furthermore, it is also important for investors to note that the Manager may, in circumstances where it deems appropriate, elect that a Monthly Distribution is not payable in respect of Monthly Distribution Type Units for a relevant month, notwithstanding its option to use the investment principal attributable to the Monthly Distribution Type Units. Circumstances where the Manager may make such an election, include but are not limited to where it determines in its sole discretion that application of the Series Trust's investment objectives and policies have generated a negative performance over the previous month or have underperformed to the extent that the Manager deems it appropriate to make such an election.

Any Monthly Distribution declared will be paid (net of any taxes payable in respect of such distribution) on the corresponding distribution date. Distributions will be made to the person in whose name Monthly Distribution Type Units are registered on the register of Unitholders on the relevant distribution record day. Such distributions will be rounded naturally to two decimal places with 0.005 being rounded up.

Distributions paid during the year ended 31 October 2025 amounted to USD5,404,084 (2024: USD5,760,683).

Meister's Collection
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

Notes to the Financial Statements

31 October 2025

(continued)

16. POST STATEMENT OF FINANCIAL POSITION EVENTS

Subsequent to 31 October 2025, there were redemptions of USD9,718,287 from the Series Trust and there were subscriptions of USD2,392,994 into the Series Trust. Also through to 17 February 2026, the Series Trust paid distributions of USD1,738,232.

As of 17 February 2026, there were no other events subsequent to the year end, which require disclosure in the financial statements.

[次へ](#)

< 参考情報 >

以下はファンドの投資対象ファンドであるグローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンドの財務書類の抜粋です。

原文の財務書類は米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

財政状態計算書

2024年12月31日現在

	注記	2024年度		2023年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金および現金同等物	11	77,017,494	12,000,096	77,419,354	12,062,710
ブローカーからの未収金	12	87,543	13,640	87,543	13,640
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,10	2,929,451,834	456,437,890	2,898,977,100	451,689,622
発行済受益証券に対する未収金		4,489,313	699,480	15,817,847	2,464,579
その他売掛金	13	46,047,913	7,174,725	45,414,716	7,076,067
資産合計		3,057,094,097	476,325,831	3,037,716,560	473,306,617
負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	9,10	2,257,570	351,752	60,510	9,428
解約済受益証券に対する未払金		19,975	3,112	70,932	11,052
未払手数料	16	1,723,677	268,566	1,744,173	271,760
負債合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を控除する)		4,001,222	623,430	1,875,615	292,240
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産	14,18	3,053,092,875	475,702,401	3,035,840,945	473,014,378

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

受託会社を代表した署名

2025年4月17日

グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

包括利益計算書

2024年12月31日に終了した年度

	注記	2024年度		2023年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取配当金		25,575,191	3,984,871	24,248,056	3,778,090
現金および現金同等物にかかる受取利息		3,524,660	549,177	3,769,747	587,364
損益を通じて公正価値で測定する負債証券からの受取利息		133,009,919	20,724,275	132,039,616	20,573,093
為替差益 / (為替差損) (純額)		127,182	19,816	(490,687)	(76,454)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益	15	17,001,548	2,649,011	113,533,645	17,689,677
総投資収益		179,238,500	27,927,151	273,100,377	42,551,770
費用					
受託会社報酬	16,17	307,683	47,940	291,763	45,460
管理会社報酬	16,17	15,384,338	2,397,034	14,504,765	2,259,987
成功報酬	16,17	-	-	61	10
管理事務代行報酬	16,17	1,230,734	191,761	1,167,054	181,839
保管会社報酬	16,17	787,130	122,643	791,330	123,297
FX管理会社報酬	16,17	268,194	41,787	246,887	38,467
FX計算代理人報酬	16,17	16,027	2,497	20,766	3,236
監査報酬		46,982	7,320	42,549	6,630
逆イールド費用		788	123	747	116
その他の報酬および費用		107,916	16,814	19,590	3,052
営業費用合計		18,149,792	2,827,919	17,085,512	2,662,094
営業利益(財務費用控除前)		161,088,708	25,099,232	256,014,865	39,889,676
財務費用					
分配金	19	(144,484,906)	(22,512,193)	(147,395,878)	(22,965,752)
財務費用合計		(144,484,906)	(22,512,193)	(147,395,878)	(22,965,752)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産増(税引前)		16,603,802	2,587,038	108,618,987	16,923,924
源泉徴収税		(15,229,279)	(2,372,874)	(13,054,799)	(2,034,068)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産増(税引後)		1,374,523	214,164	95,564,188	14,889,856

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

	2024年度		2023年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の期首残高	3,035,840,945	473,014,378	2,868,735,308	446,977,648
発行済の解約可能受益証券	246,997,538	38,484,686	343,562,057	53,530,404
解約済の解約可能受益証券	(231,120,131)	(36,010,828)	(272,020,608)	(42,383,531)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の増 (税引後)	1,374,523	214,164	95,564,188	14,889,856
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の期末残高	3,053,092,875	475,702,401	3,035,840,945	473,014,378

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日に終了した年度

	2024年度		2023年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業利益（財務費用控除前）	161,088,708	25,099,232	256,014,865	39,889,676
支払源泉徴収税	(15,229,279)	(2,372,874)	(13,054,799)	(2,034,068)
営業資産および負債の変動：				
ブローカーからの未収金の増加	-	-	(404)	(63)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の増加	(30,474,734)	(4,748,268)	(145,729,613)	(22,706,131)
その他売掛金の増加	(633,197)	(98,658)	(5,516,786)	(859,570)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増	2,197,060	342,324	36,149	5,632
購入済投資証券に対する未払金減	-	-	(19,237,660)	(2,997,420)
未払手数料の（減）/増	(20,496)	(3,193)	86,613	13,495
営業活動により生じた現金（純額）	116,928,062	18,218,561	72,598,365	11,311,551
財務活動によるキャッシュ・フロー				
発行済の解約可能受益証券の利益*	181,028,167	28,205,999	300,078,566	46,755,241
発行済受益証券未収金の減少	11,328,534	1,765,099	12,345,403	1,923,537
解約済の解約可能受益証券についての支払い	(231,120,131)	(36,010,828)	(272,020,608)	(42,383,531)
解約済受益証券未払金減	(50,957)	(7,940)	(2,429,068)	(378,473)
支払分配金*	(78,515,535)	(12,233,506)	(103,912,387)	(16,190,589)
財務活動により生じた現金（純額）	(117,329,922)	(18,281,175)	(65,938,094)	(10,273,814)
現金および現金同等物の増減純額	(401,860)	(62,614)	6,660,271	1,037,737
現金および現金同等物の期首残高	77,419,354	12,062,710	70,759,083	11,024,973
現金および現金同等物の期末残高	77,017,494	12,000,096	77,419,354	12,062,710
補足情報				
受取配当金（源泉徴収税控除後）	19,406,875	3,023,785	17,722,233	2,761,301
負債証券にかかる受取利息	140,341,657	21,866,634	135,030,376	21,039,083
現金および現金同等物にかかる受取利息	3,579,834	557,774	3,731,612	581,422
現金および現金同等物にかかる支払利息	(788)	(123)	(747)	(116)

*2024年12月31日に終了した年度における現金以外の分配金再投資額65,969,371米ドル（2023年：43,483,491米ドル）を除く。注記19参照。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「第二部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 5 運用状況 - (2) 投資資産」の項目に記載したファンドの投資有価証券の主要銘柄をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年2月末日現在)

	米ドル (を除く)	円 (を除く)
・ 資産総額	457,373,165米ドル	71,263,312,839円
・ 債務総額	1,060,270米ドル	165,200,669円
・ 純資産総額 (-)	456,312,895米ドル	71,098,112,170円
・ 発行済口数	資産成長型 : 2,276,899口	
	毎月分配型 : 1,730,604口	
・ 1口当たり純資産価格 (/)	資産成長型 : 124.95米ドル	資産成長型 : 19,468円
	毎月分配型 : 99.28米ドル	毎月分配型 : 15,469円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド ダブリン2 ハーコート通り ハーコートセンター ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2026年2月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約11,452万円)です。

過去5年間に於いて主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年2月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	15	2,353,705,741米ドル
			9,668,976ユーロ
			58,161,614豪ドル
			30,541,180,997円
			3,858,643,111トルコリラ
	私募	11	116,817,295,987円
	その他	8	53,555,689,886円

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度 (2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までおよび 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで) の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」 (平成 5 年大蔵省令第 22 号) に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 328 条第 5 項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです (ただし、円換算部分を除きます。) 。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等 (公認会計士法 (昭和 23 年法律第 103 号) 第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいいます。) であるアーンスト・アンド・ヤング (安永會計師事務所) から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの (訳文を含みます。) が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は 2026 年 2 月 27 日現在における株式会社三菱 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 155.81 円) で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	170,000	26,488	185,000	28,825
その他の収入	4	62,322	9,710	60,009	9,350
		<u>232,322</u>	<u>36,198</u>	<u>245,009</u>	<u>38,175</u>
費用					
監査報酬		4,340	676	6,390	996
取締役報酬	9(c)	107,053	16,680	108,643	16,928
その他費用		5,015	781	48	7
費用合計		<u>116,408</u>	<u>18,138</u>	<u>115,081</u>	<u>17,931</u>
税引前利益		115,914	18,061	129,928	20,244
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益合計					
当期包括利益合計		<u>115,914</u>	<u>18,061</u>	<u>129,928</u>	<u>20,244</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	170,000	26,488	185,000	28,825
関連会社に対する債権	9(a)	864	135	864	135
現金および現金同等物	6	1,955,991	304,763	2,249,019	350,420
資産合計		<u>2,126,855</u>	<u>331,385</u>	<u>2,434,883</u>	<u>379,379</u>
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	23,303	3,631	16,752	2,610
未払取締役報酬		-	-	428,396	66,748
未払金		4,339	676	6,436	1,003
負債合計		<u>27,642</u>	<u>4,307</u>	<u>451,584</u>	<u>70,361</u>
純資産		<u>2,099,213</u>	<u>327,078</u>	<u>1,983,299</u>	<u>309,018</u>
株主資本					
資本金	8	735,000	114,520	735,000	114,520
利益剰余金		1,364,213	212,558	1,248,299	194,497
株主資本合計		<u>2,099,213</u>	<u>327,078</u>	<u>1,983,299</u>	<u>309,018</u>

Nicolas Henri Jean Papavoine
取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	735,000	114,520	1,118,371	174,253	1,853,371	288,774
当期純利益および包括利益	-	-	129,928	20,244	129,928	20,244
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	735,000	114,520	1,248,299	194,497	1,983,299	309,018
当期純利益および包括利益	-	-	115,914	18,061	115,914	18,061
2024年12月31日現在	735,000	114,520	1,364,213	212,558	2,099,213	327,078

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		115,914	18,061	129,928	20,244
調整:					
受取利息		(62,436)	(9,728)	(60,034)	(9,354)
		<u>53,478</u>	<u>8,332</u>	<u>69,894</u>	<u>10,890</u>
運用手数料未収入金の減少		15,000	2,337	20,000	3,116
直接持株会社に対する債務の増加/(減少)		6,551	1,021	(313,301)	(48,815)
未払取締役報酬の(減少)/増加		(428,396)	(66,748)	428,396	66,748
未払金の減少		(2,097)	(327)	(37)	(6)
		<u>(355,464)</u>	<u>(55,385)</u>	<u>204,952</u>	<u>31,934</u>
営業活動に(使用した)/より発生した現金		62,436	9,728	60,034	9,354
		<u>(293,028)</u>	<u>(45,657)</u>	<u>264,986</u>	<u>41,287</u>
営業活動に(使用した)/より発生した正味キャッシュ・フロー					
現金および現金同等物の純増(減)額		(293,028)	(45,657)	264,986	41,287
期首における現金および現金同等物		<u>2,249,019</u>	<u>350,420</u>	<u>1,984,033</u>	<u>309,132</u>
期末における現金および現金同等物		<u>1,955,991</u>	<u>304,763</u>	<u>2,249,019</u>	<u>350,420</u>
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	<u>1,955,991</u>	<u>304,763</u>	<u>2,249,019</u>	<u>350,420</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド(Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった(以下「本取引」という)。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループAGの間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBSグループAGの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年3月1日付で、UBSグループAGの取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドからUBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。取締役は、クレディ・スイス(香港)リミテッドを直接持株会社、UBS AGを中間持ち株会社とみなしている。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「I A S B」という）が公表するI F R S会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

I F R Sの会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル（「U S D」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効のI F R S会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂されたI F R S会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂I F R S会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S BはI A S第1号財務諸表の提示に置き換わるI F R S第18号を発表した。I F R S第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準（続き）

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本財務諸表（P F S）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - I A S 第21号の改正

2023年8月、I A S Bは、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、I A S 第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3 . 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
 -) 会社を支配している、または共同支配している。
 -) 会社に重要な影響を与える。
 -) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

または

- b) 事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。
-) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
 -) 一方の事業体が、他方の事業体(または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社)の関連会社または合併企業である。
 -) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
 -) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
 -) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 -) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 -) (a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体(またはその親会社)の経営幹部の一員である。および
 -) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

() 分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ(金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ(以下、「SPPI」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産(「FVPL」)

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

FVPLで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にFVPLにより測定すると指定された場合は、金融負債はFVPLにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、FVPLで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

() 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社が生資産の売買を約束した日に認識される。

() 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

() 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積られる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

() 認識の中止

以下の場合、金融資産(または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部)の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは(a)会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または(b)会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失(「ECL」)アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の実用的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値/売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格(未調整)。

レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する(全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく)。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

引当金

(法的または推定的な)現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される。事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3．重要性のある会計方針（続き）

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

4．収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	170,000	185,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	62,436	60,034
純為替差損益	(114)	(25)
	62,322	60,009

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5．法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6．現金および現金同等物

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
銀行預金	1,955,991	2,249,019

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

7．運用手数料未収入金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
運用手数料未収入金	170,000	185,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8．資本金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
発行済全額払込済株式： 735,000株（2023年：735,000株）普通株式 1株につき1米ドル（2023年：1米ドル）	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

9．関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
関連会社に対する債権	(a)	864	864
直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス（香港）リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されていない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

（c）流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方にに基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
2023年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	16,752	-	-	-	16,752
未払取締役報酬	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル(2023年:5,000米ドル)を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)*
米国プリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)*
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上CATボンド・ファンド*
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)
外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI-ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11．非連結ストラクチャード・エンティティ（続き）

豪ドル建て短期債券ファンド
インサイト・アルファ
U S ダイナミック・グロース
プレミアム・キャリー戦略ファンド
B S M D グローバル・アドバンテージ
ダイワ・W i L 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12．財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
 (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
REVENUE			
Management fee income	4	170,000	185,000
Other incomes	4	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>
		<u>232,322</u>	<u>245,009</u>
EXPENSES			
Audit fee		4,340	6,390
Directors' fee	9(c)	107,053	108,643
Other expenses		<u>5,015</u>	<u>48</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,408</u>	<u>115,081</u>
PROFIT BEFORE TAX		115,914	129,928
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>115,914</u>	<u>129,928</u>


The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
ASSETS			
Management fee receivable	7	170,000	185,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	864	864
Cash and cash equivalents	6	1,955,991	2,249,019
Total assets		<u>2,126,855</u>	<u>2,434,883</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	23,303	16,752
Directors' fee payable		-	428,396
Accruals		4,339	6,436
Total liabilities		<u>27,642</u>	<u>451,584</u>
NET ASSETS		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,364,213</u>	<u>1,248,299</u>
Total equity		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2023	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>129,928</u>	<u>129,928</u>
At 31 December 2023 and 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024	<u>735,000</u>	<u>1,364,213</u>	<u>2,099,213</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

	Note	2024 USD	2023 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		115,914	129,928
Adjustments for:			
Interest income		<u>(62,436)</u>	<u>(60,034)</u>
		53,478	69,894
Decrease in management fee receivable		15,000	20,000
Increase/(decrease) in amount due to an immediate holding company		6,551	(313,301)
(Decrease)/ increase in directors' fee payable		(428,396)	428,396
Decrease in accruals		<u>(2,097)</u>	<u>(37)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		<u>(355,464)</u>	<u>204,952</u>
Interest income received		62,436	60,034
Net cash flows (used in)/generated from operating activities		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>2,249,019</u>	<u>1,984,033</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Lack of exchangeability – Amendments to IAS 21

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments

(i) Classification

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) **Classification** (continued)

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) **Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) **Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) **Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(iv) **Subsequent measurement** (continued)

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

(v) **Derecognition**

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition

Revenue from contracts with clients

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income

Interest income

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2024 USD	2023 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	62,436	60,034
Foreign exchange differences, net	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024 USD	2023 USD
Cash at bank	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2024 USD	2023 USD
Management fee receivables	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

8. SHARE CAPITAL

	2024 USD	2023 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/to related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	864	864
Amount due to an immediate holding company	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2023					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	16,752	-	-	-	16,752
Directors' fee payable	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund*
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
AUD Short Term Bond Fund
Insight Alpha
US Dynamic Growth
Premium Carry Strategy Fund
BSMD Global Advantage
Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund
Japan Equity Premium Strategy Fund
Global Select Carry Strategy Fund

* The funds were terminated during 2024.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります。このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

(3) 出資の状況

該当事項ありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

本書提出日現在、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2026年2月末日現在の額は、100米ドル(約1万5,581円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC L」といいます。)の完全子会社です。ICSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されていません。ICSC Lは、2022年11月にコーポレート・サービス・カンパニー(CSC)に買収され、非公開会社となっています。

(2) エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドの2026年2月末日現在の資本金の額は、62,992,338ユーロ(約115億7,925万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.82円)によります。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(ロ) 事業の内容

受託会社は、2018年8月9日付の管理事務代行契約(以下「管理事務代行契約」といいます。)の条件に従い、エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドをファンドの管理事務代行会社として任命しました。管理事務代行会社は、ファンドの財務記録の保持、ファンドの純資産価格および受益証券の各クラスにおける受益証券1口当たりの純資産価格の集計ならびに公表、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録・名義書換代行サービスの提供、購入代金の回収ならびに買戻代金の支払いを含む、ファンドの運営に関して必要とされる管理事務代行サービスを提供する責任を有しています。

エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終親会社は、東京証券取引所に普通株式が上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドは、多くの法域で設立された集団投資スキームに対してもサービスを提供しています。

管理事務代行会社は、投資目的、投資方針、投資制限、借入制限に対するファンドの遵守状況について責任を有しておらず、また当該ファンドに対するその他のサービス提供者の行為を監督する責任も有していません。

(3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)) (「保管会社」)

(イ) 資本金の額

2026年2月末日現在の額は、3,420億円です。

(口) 事業の内容

保管会社は、日本の大手金融機関である住友信託銀行株式会社と中央三井トラストグループが合併したことに伴い、2012年4月に設立されました。保管会社は、日本法に基づき信託および銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行です。その最終持株会社は、東京証券取引所に上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングスです。保管会社は、英国内で保管業務を行う目的で、英国金融行動監視機構により認可を受けています。

保管会社は、保管契約（更改証書と併せて、以下「新保管契約」といいます。）の下で、管理会社または投資アドバイザーとして行為することはなく、これによりファンドの資産の選定、獲得および処分について責任を負うことはありません。

保管会社は、自らの業務の全てもしくは一部を履行するため、または自らの裁量権を行使する目的で、副保管会社、名義人または代理人を随時任命することができます。保管会社は、関連会社である副保管会社の行為および不作為について、自らによる当該行為または不作為の有無にかかわらず、新保管契約の下で自らかかる行為または不作為に対して責任を負うものとされている場合にはこれを限度として、責任を負います。その他の場合、保管会社は、副保管会社の選定および維持に関し自らが合理的な注意を欠いていたことに起因して損失または損害が発生した場合にのみ、かかる副保管会社の行為または不作為に対して責任を負うものとします。保管会社は、副保管会社の行為または不作為に起因する損失もしくは損害を回復するために、合理的な努力を行うよう求められます。

(4) UBS証券株式会社（「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

2026年2月末日現在 約449億円

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

(5) 株式会社三井住友銀行（「販売会社」）

(イ) 資本金の額

2026年2月末日現在 1兆7,709億円

(ロ) 事業の内容

株式会社三井住友銀行は、2001年4月にさくら銀行と住友銀行が合併して発足しました。2002年12月、株式移転により持株会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立し、その子会社となりました。2003年3月には、わかしお銀行と合併しています。

株式会社三井住友銀行は、国内有数の営業基盤、戦略実行のスピード、さらには有力グループ会社群による金融サービス提供力に強みを持っています。株式会社三井住友フィナンシャルグループの下、他の傘下グループ企業と一体となって、顧客に質の高い複合金融サービスを提供していきます。

(6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)（「報酬代行会社」）

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在 386百万米ドル（約601億4,266万円）

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行(1862年設立)とスイス銀行コーポレーション(1872年設立)が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社(Aktiengesellschaft)として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国プルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびプルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(7) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2026年2月末日現在 20億円

(ロ) 事業の内容

三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「SMAM」といいます。)は、2019年4月1日、国内外の市場における資産運用能力を強化するため、大和住銀投信投資顧問株式会社(以下「DSBI」といいます。)と合併しました。合併会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、300人の投資のプロフェッショナルを活用し、機関投資家と個人投資家の双方に対し、アクティブ運用型の高品質のプロダクトを提供します。2018年12月末時点の運用資産は、旧SMAMと旧DSBIの合計で、それぞれ投資顧問残高が7.4兆円、投資信託残高が9.5兆円です。

投資運用会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社です。

2【関係業務の概要】

- (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)
信託証書に基づき、受託業務を提供します。
- (2) エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)
登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務を提供します。
- (3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))
資産の保管業務を提供します。
- (4) UBS証券株式会社
日本における代行協会員業務を行います。
- (5) 株式会社三井住友銀行
ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
- (6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)
報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (7) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資運用契約に基づき、資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

3【資本関係】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(管理会社)、UBS証券株式会社(代行協会員)およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。))の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(その後の改正を含む。))またはケイマン諸島の地域会社(管理法(その後の改正を含む。))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。))として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - (a) 1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。))は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - (b) 2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。))は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。))であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(その後の改正を含む。)(以下「金融庁法」という。))により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。))が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- (a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

- (a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者
- (b) ケイマン諸島の建設社会法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者
- (c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)

を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要が

ない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならない。当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を公表することがある。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信

託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

(d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

(e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

() ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

() 当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(その後の改正を含む。)(以下「BOT法」という。)において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。))に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる。))免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。

(c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示の規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下の、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンローの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン諸島の税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
- () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供しよう指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- (c) BOT法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、BOT法に違反した場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

(h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- () 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

(c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。

(d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。

(e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった者
- (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
- (b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授権する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して検索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事項。
 - (c) 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。) またはケイマン諸島の薬物濫用法(その後の改正を含む。) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
 - (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。) に関する場合。
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
 - (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
 - (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。) 。
 - (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に依り)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法(その後の改正を含む。)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照: 第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域3またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定どおりにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができるしなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行業社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。

- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
 - 投資リスクの項の冒頭において、()ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するので、受益証券1口当たり純資産価格が変動し、したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがある旨、()信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属する旨、ならびに()投資信託は預貯金と異なる旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (5) ファンド証券の券面は、原則発行されません。

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
ケイマン諸島
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
ウェブサイト www.kpmg.com/ky

受託会社への独立監査法人の報告書

意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(旧称クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III)(以下、「マスター・トラスト」という)のシリーズ・トラストであるマイスターズ・コレクション(以下、「本シリーズ・トラスト」)の財務諸表を監査した。財務諸表は、2025年10月31日現在の財政状態計算書、包括利益計算書、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動、2025年10月31日に終了した年度のキャッシュ・フロー、重要性のある会計方針およびその他の説明情報を含む注記で構成されている。

当監査法人は、本監査意見の中で上記の財務諸表が、国際会計基準審議会が発行した国際財務報告基準(以下、「IFRS会計基準」)に準拠して、2025年10月31日時点の本シリーズ・トラストの財政状態、業績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において、適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」)に準拠し監査を実施した。それらの基準に基づく当監査法人の責任は、監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」の項において詳細に述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下、「IESBA規程」)ならびにケイマン諸島における当監査法人による財務諸表監査に関連する倫理要件に従い本シリーズ・トラストから独立し、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を履行している。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者の責任は、IFRS会計基準に準拠してこれらの財務諸表を作成し適正に表示することにある。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると運営者が判断する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、運営者は本シリーズ・トラストの継続企業の前提を評価し、継続企業の前提に関する事案を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、若しくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はその限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

財務諸表監査に対する監査法人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施される監査において常にこれを検知することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、単独でまたは全体として、これらの財務諸表に基づく経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的専門家としての疑念を持ち続ける。また当監査法人は以下を行う。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスクを特定および評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また当監査法人の意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得る。不正により生じる重大な虚偽表示を検知できないリスクは、誤謬により生じるリスクよりも高い。これは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、不正表示、または内部統制を無効化する可能性があるためである。
- 状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。これは、本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 使用される会計方針の適切性、ならびに運営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストの継続企業の前提に対して重大な疑念が生じる可能性がある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在すると判断した場合、監査報告書において財務諸表に関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務を負う。当監査法人の判断は、監査報告書の発行日までに入手した監査証拠に基づく。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が対象となる取引や事象を適正に示しているか否かを評価する。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期、ならびに重要な監査所見について、統治責任者に報告する。これには、監査中に特定した内部統制における重大な不備が含まれる。

日付：2026年2月17日

[次へ](#)

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square Grand Cayman KY1-1106 Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Meister's Collection (the "Series Trust"), a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (formerly Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III) (the "Master Trust"), which comprise the statement of financial position as at 31 October 2025, the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to the holder of redeemable participating units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31 October 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

February 17, 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様
(ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある。合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書(続き)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング
公認会計士
香港
2025年5月21日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Certified Public Accountants
Hong Kong
21 May 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。